

## 参軍事の研究

石井 仁

はじめに

『宋書』卷四十九・蒯恩伝に、  
 龍驤將軍・蘭陵太守に遷る。……本官を以て太尉（劉裕）の長兼行參軍と爲り、衆二千を領し、益州刺史の朱齡石に隨ひて蜀を伐つ。……進みて成都を定め、擢かれて行參軍と爲る。……高祖の世子征虜將軍と爲るや、恩は大府の佐（太尉行參軍）を以て中兵參軍を領し、府に隨ひて中兵參軍に轉ず。……諮議參軍に遷り、輔國將軍・淮陵太守に轉ず。世子開府するや、また從事中郎と爲り、司馬に轉じ、將軍・太守たること故の如し。（遷龍驤將軍・蘭陵太守。……以本官爲太尉長兼行參軍、領衆二千、隨益州刺史朱齡石伐蜀。……進定成都、擢爲行參軍。……高祖世子爲征虜將軍、恩以大府佐領中兵參軍、隨府轉中兵參軍。……遷諮議參軍、轉輔國將軍・淮陵太守。世子開府、又爲從事中郎、轉司馬、將軍・太守如故。）  
 とあるように、蒯恩（蘭陵の人、？〜四一八頃）は劉裕（宋の武帝、在位四二〇〜四二二）に従つて武功を積み、太尉府の長兼行參軍、さらに行參軍に拔擢される（四一二年頃）。劉裕の世子劉義符（少帝、在位四二二〜四二四）が征虜將軍になると（四一三年頃）、蒯恩は征虜府の中兵參軍を兼領し、劉義符が西中郎將に進号すると、「隨府」

して西中郎將府の中兵參軍、諮議參軍を歴任した。劉義符が中軍將軍になり、開府すると（四一六年）、蒯恩は中軍府の從事中郎に轉じ、最終的には府の司馬にまで昇進した。蒯恩は晋宋革命に際会し、晩年、頭官に昇つた寒門武人であるが、かれの官僚生活の大部分は、劉裕・劉義符父子の軍府僚属だったことになる。

また、『南齊書』卷三十四・王誡伝に、

宋の大明中、沈曇慶の徐州と爲るや（四五七年）、誡を辟して迎主簿と爲す。また州迎從事と爲り、湘東王國常侍、鎮北行參軍たり。州・國・府主は、みな宋の明帝なり。義陽王の征北行參軍に除せられ、また除せられて明帝の衛軍府に度る。誡は學義あり、累ねて帝の蕃佐と爲り、即位するに及び、司徒參軍に除せられ、薛令を帶び、兼中書舍人たりて、親遇せられ、常に左右に在り。

（宋大明中、沈曇慶爲徐州、辟誡爲迎主簿。又爲州迎從事、湘東王國常侍、鎮北行參軍、州・國・府主、皆宋明帝也。除義陽王征北行參軍、又除度明帝衛軍府。誡有學義、累爲帝蕃佐、及即位、除司徒參軍、帶薛令、兼中書舍人、見親遇、常在左右。）

とあるように、南齊の王誡（東海の人、四二三〜四九一）は、湘東王劉彧（明帝、在位四六五〜四七二）が徐州刺史に在任中（四六四年）、徐州從事史、湘東王國常侍、鎮北行參軍——劉彧の州官・國官・府官を歴任した。さらに劉彧の衛將軍府——南豫州都督府の府佐に轉じ（四

六五年)、同年、劉彧が即位すると、兼中書舎人に起用され、側近として重用された。

南朝の正史から、以上のような事例を見つけ出すことは、そう難しいことではない。府主が他の方鎮に転任する際、旧府の幕僚が新府に異動し、同じ府主のもとに勤続することを「隨府」、もしくは「隨藩」という。隨府の幕僚の中には府主と私的な主従関係を結ぶものもあり、府主が執政に就任したり、あるいは革命などによって帝位に即けば、枢要官に拔擢されることも稀ではなかった。

かつて筆者はこの問題を取りあげ、時代区分ないし貴族制の視点、具体的に言えば、漢六朝期に盛行し、古代家父長制的な隸属関係なのか、中世封建制的な主従関係なのか論争がおこなわれた門生故吏関係の文脈から、読み解こうと試みたことがある<sup>(2)</sup>。ついで、軍府ないし都督府という機構・組織そのものに、隨府ないし門生故吏関係を成立せしめる要因があるのではないかと考え、代表的な府官である参軍事の起源に注目した。参軍事を含む府官、および州官など、都督府ならびにその組織の概要については、つとに嚴耕望のすぐれた研究がある<sup>(3)</sup>。また、宮崎市定は長史・司馬、参軍事、あるいは別駕従事史など――都督府僚属の貴族官制における位置付けを明解に論じている<sup>(4)</sup>。

筆者は参軍事の草創期の在り方にその官職としての本質が隠されているのではないか考え、後漢末の群雄の私的な参謀職を起源とする<sup>(5)</sup>ことに、南朝における隨府、あるいは都督府を舞台に展開した門生故吏関係の解答を求めようとした。かかる問題設定ないし分析の方法については、現在も効力を失っていないと考えているが、参軍事の制度としての側面については、十分に論を深めることができなかった。魏晉以後、参軍事は次第に官職としての体裁を整え、官僚制度に組み込まれていった。南北朝期、参軍事は中央・地方を問わず、広く設置され

るようになり、唐宋では地方役人の代名詞ともなった。問題設定の原点に立ちかえり、参軍事の制度的変遷の中に、隨府ないし都督府における門生故吏関係を説明し得る因子は隠されていないか、再検討の余地が残されているように思う。

本論は、以上のような問題関心から、参軍事の制度的な変遷を、(一)官職化(臨時職から常設官へ)、(二)序列化(正・行参軍の分化など)、(三)曹局との結合(≡署曹参軍)、(四)兼任と兼署、(五)將軍号との関係、以上の五点を中心に分析を加えるものである。

## 第一章 魏晉における参軍事の發達

### 第一節 参軍事とその本官

「参軍事」もしくは「参軍」というタームが史料に散見し始めるのは、後漢末のことである。『宋書』卷三十九・百官志上に、

御屬・参軍は、後漢の官なり。孫堅の車騎参軍と爲るは、是なり。(御屬・参軍、後漢官。孫堅爲車騎参軍、是也。)

とあるように、靈帝の中年年間(一八四―一八九年)、関西の反乱鎮圧のため、車騎將軍の張温が長安に派遣された際、議郎の孫堅(呉郡の人、一五六―一九一)が「軍事に與參」(『吳志』卷一・孫破虜伝)し、おなじく陶謙(丹陽の人、一三二―一九四)が「軍事に參」(『魏志』卷八・陶謙伝)したという記事が、しばしば参軍事の起源とみなされる<sup>(6)</sup>。ただし、これらの表記は「與参軍事」、「参軍事」、あるいは「参同軍事」(後述)などと、安定していない。かかる微妙な記述のズレは、参軍事が正式な官職名でなかったことは言うにおよばず、臨時職というような段階にも達していなかったことを如実に示している。参軍事の就任者が、議郎のような、本官を兼務していたことは、

かかる理解を裏付けている。

参軍事の本官は光祿勳所属の散官である場合が多く、前述の孫堅と陶謙が任官していた議郎（秩六百石）は、その代表的なものである。<sup>（六）</sup>  
『魏志』卷九・曹純伝に、

初め議郎を以て司空の軍事に参し、虎豹騎を督す。（初以議郎参司空軍事、督虎豹騎。）

とあるように、曹純（二七一頃～二二〇）は「議郎」に任ぜられて「司空の軍事に参」し、曹操の親衛騎兵「虎豹騎」を指揮した。<sup>（七）</sup>また、同上卷十一・張範伝に、

太祖荊州より還るや、範は陳に見ゆるを得、以て議郎と爲し、丞相の軍事に参せしめ、甚だ敬重せらる。太祖征伐するに、常に範及び邳原に令して留め、世子と居守せしむ。太祖、文帝に謂ふななく、「舉動は必ず此の二人に諮れ」と。（太祖自荊州還、範得見於陳、以爲議郎、参丞相軍事、甚見敬重。太祖征伐、常令範及邳原留、與世子居守。太祖謂文帝、舉動必諮此二人。）  
とあり、同上卷十三・華歆伝に、

歆至るや、議郎に拜して司空の軍事に参し、入りて尚書と爲り、侍中に轉じ、荀彧に代はりて尚書令と爲る。太祖の孫權を征するや、歆を表して軍師と爲す。魏國既に建つや、御史大夫と爲る。

（歆至、拜議郎、参司空軍事、入爲尚書、轉侍中、代荀彧爲尚書令。太祖征孫權、表歆爲軍師。魏國既建、爲御史大夫。）

とあるように、張範（河内の人、？～二二二）、華歆（平原の人、一五七～二三一）らは「議郎」に任ぜられて曹操の参軍事になった。

議郎よりも上位の諫議大夫（秩六百石）、さらには比二千石の光祿大夫が参軍事になることもあった。たとえば、『魏志』卷六・劉表伝注引『魏武故事』に、

令して曰はく、「……青州刺史の琮、……而れども比りに賤ありて州より還らんことを求む。監史（「刺史をさす」）は尊しと雖も、秩祿は未だ優ならず。いま執る所を聽し、琮を表して諫議大夫と爲し、軍事に参同せしむ」と。（令曰、……青州刺史琮、……而比有賤求還州。監史雖尊、秩祿未優。今聽所執、表琮爲諫議大夫、参同軍事。）

とあり、同上卷十三・王朗伝に、

太祖表してこれを徵し、朗は曲阿より江海を展轉し、年を積みて乃ち至る。諫議大夫に拜し、司空の軍事に参す。魏國初めて建つや、軍師祭酒を以て魏郡太守を領し、少府に遷り、奉常、大理たり。（太祖表徵之、朗自曲阿展轉江海、積年乃至。拜諫議大夫、参司空軍事。魏國初建、以軍祭酒（→軍師祭酒）領魏郡太守、遷少府、奉常、大理。）

とあるように、劉琮（山陽の人、劉表の子）、王朗（東海の人、？～二二八）らは「諫議大夫」に任ぜられて、曹操の参軍事となり、同上卷十・荀彧伝に、

會々孫權を征し、表して彧を請ひて軍を譙に勞はしむ。因りて輒に彧を留め、侍中・光祿大夫を以て節を持し、丞相の軍事に参せしむ。太祖の軍濡須に至るや、彧疾みて、壽春に留まり、憂を以て薨す。（會征孫權、表請彧勞軍於譙。因輒留彧、以侍中・光祿大夫持節、参丞相軍事。太祖軍至濡須、彧疾、留壽春、以憂薨。）  
とあるように、侍中の荀彧（潁川の人、一六三～二二二）は「光祿大夫」を以て、「丞相の軍事に参」した。

もちろん、議郎よりも下位の中郎（比六百石）、郎中（比三百石）が参軍事になることもあった。たとえば、『蜀志』卷十四・姜維伝に、  
姜維、字は伯約、天水冀の人なり。……郡に仕へて上計掾たり、

州辟して従事と爲す。父の罔むかし郡の功曹と爲るも、羌・戎叛亂するに値り、身ら郡將を衛り、戰場に没するを以て、維に官を賜ひて中郎とし、本郡の軍事に參せしむ。(姜維、字伯約、天水冀人也。……仕郡上計掾、州辟爲従事。以父罔昔爲郡功曹、值羌・戎叛亂、身衛郡將、没於戰場、賜維官中郎、參本郡軍事。)

とあるように、姜維(天水の人、二〇二〜二六四)は魏に仕えていたとき、父の功績によつて「中郎」に拜し、本郡すなわち天水郡の「軍事に參」した。晋荀岳墓誌(『芒洛冢墓遺文三編』など)に、

晋の故中書侍郎、潁川潁陰の荀君の墓。……岳、字は於伯、小字は異姓。……(太康)十年(二八九年)五月十七日、屯騎始平王の司馬に除せらる。十二月二十七日、中郎・參平南將軍楚王軍事に除せらる。……永熙元年(二九〇年)九月、參鎮南將軍(軍)事に除せらる。永平元年(二九一年)二月三日、河内の山陽令に除せられ、元康元年(二九一年)三月二十五日到官す。(晉故中書侍郎潁川潁陰荀君之墓。……岳、字於伯、小字異姓。……十年五月十七日、除屯騎始平王司馬。十二月二十七日、除中郎・參平南將軍楚王軍事。……永熙元年九月、除參鎮南將軍。永平元年二月三日、除河内山陽令、元康元年三月二十五日到官。)

とあるように、西晋の荀岳(潁川の人、二四六〜二九五)は、武帝の末年、「中郎」に除せられ、司馬瑋の「參平南軍事」となり、随府して「參鎮南軍事」に轉じた。また、『華陽国志』卷八・大同志・咸寧五年(二七九年)の条に、

詔書もて潘を龍驤將軍に拜し、節を假し、監梁益二州軍事とし、何攀を郎中・參軍事に除し、典軍従事の張任・趙明・李高・徐兆を以て牙門と爲し、姚顯・郤堅もて督と爲す。(詔書拜潘龍驤將軍、假節、監梁益二州軍事、除何攀郎中・參軍事、以典軍従事張

任・趙明・李高・徐兆爲牙門、姚顯・郤堅爲督。)

とあるように、平呉の役の際、何攀(二四四〜三〇一)は「郎中」を以て、龍驤將軍・監梁益二州諸軍事の王濬の「參軍事」になつた。

このほか、『魏志』卷九・曹休伝に、

常に征伐に従ひ、虎豹騎を領して宿衛せしむ。劉備、將の呉蘭を遣はして下辯に屯せしむるや、太祖は曹洪を遣はしてこれを征せしめ、休を以て騎都尉と爲し、洪の軍事に參せしむ。太祖休に謂ひて曰はく、「汝は參軍と雖も、其れ實は帥なり」と。洪も此の令を聞き、また事を休に委ぬ。……太祖漢中の諸軍を抜きて、長安に還るや、休を中領軍に拜す。(常從征伐、使領虎豹騎宿衛。劉備遣將吳蘭屯下辯、太祖遣曹洪征之、以休爲騎都尉、參洪軍事。太祖謂休曰、「汝雖參軍、其實帥也。」洪聞此令、亦委事於休。……太祖拔漢中諸軍、還長安、拜休中領軍。)

とあるように、曹休(?〜二二八)は「騎都尉」(比二千石)に任ぜられて曹洪の「參軍事」となり、同上卷九・夏侯尚伝に、

太祖冀州を定むるや、尚は軍司馬と爲つて騎を將い、征伐に従ひ、のち五官將文學と爲る。魏國初めて建つや、黃門侍郎に遷る。代郡胡叛くや、鄆陵侯彰を遣はしてこれを征討せしめ、尚を以て彰の軍事に參せしめ、代の地を定めて、還る。(太祖定冀州、尚爲軍司馬將騎、從征伐、後爲五官將文學。魏國初建、遷黃門侍郎。代郡胡叛、遣鄆陵侯彰征討之、以尚參彰軍事、定代地、還。)

とあるように、夏侯尚(?〜二二二)は「黃門侍郎」(六百石)のまま、北中郎將・行驍騎將軍曹彰の參軍事になつた。

また、同上卷十四・程昱伝注引『魏書』に、  
太祖馬超を征し、文帝留守するや、昱をして軍事に參せしむ。(太祖征馬超、文帝留守、使昱參軍事。)

とあるように、曹操が關中に遠征し、五官中郎將の曹丕が鄴を留守したとき（二二一年）、程昱（東郡の人、一四一頃〜二二〇頃）は曹丕の「参軍事」に任ぜられた。当時、程昱は「奮武將軍・安國亭侯」だったから、雜号將軍（二千石以上）の任官者でも、参軍事を兼ねることが可能だったことになる。同上卷四・陳留王紀・咸熙元年（二六四年）八月癸巳詔に、

前に逆臣鍾會反亂を構造せんとするや、征行の將士を聚集し、劫かすに兵威を以てし、始めて姦謀を吐き、桀逆を發言し、衆人を逼脅して、みな議を下しむも、倉卒の際、驚懼せざるはなし。相國左司馬の夏侯和、騎士曹屬の朱撫は時に使して成都に在り、中領軍司馬の賈輔、郎中の羊琇は各々（鍾）會の軍事に參す。和・輔・琇・撫はみな抗節不撓にして、會の凶言を拒み、危に臨みて顧みず、詞指正烈たり。（前逆臣鍾會構造反亂、聚集征行將士、劫以兵威、始吐姦謀、發言桀逆、逼脅衆人、皆使下議、倉卒之際、莫不驚懼。相國左司馬夏侯和・騎士曹屬朱撫時使在成都、中領軍司馬賈輔・郎中羊琇各參會軍事。和・（輔・）琇・撫、皆抗節不撓、拒會凶言、臨危不顧、詞指正烈。）

とあるように、平蜀の役の際、中領軍司馬の賈輔と郎中の羊琇（泰山の人）は、「會の軍事に參」していたとされる。鍾會は「鎮西將軍・都督關中諸軍事」であった（『魏志』卷二十八・本伝）。中領軍司馬が都督府の参軍事だったという事実は、いかなる官職に在任しているかが、参軍事になる妨げにはならないということを示唆している。

同上卷十・賈詡伝に、

詡を表して執金吾と爲し、都亭侯に封じ、冀州牧に遷す。冀州未だ平らざれば、留まりて司空の軍事に參す。……河北平らざり、太祖冀州牧を領するや、詡を徙して太中大夫と爲す。（表詡爲執

金吾、封都亭侯、遷冀州牧。冀州未平、留參司空軍事。……河北平、太祖領冀州牧、徙詡爲太中大夫。）

とあるように、賈詡（武威の人、一四七〜二三三）は「冀州牧」という高官のまま、曹操の参軍事になつてゐる。もつとも、この人事は、冀州牧であつた袁紹との決戦を前に、かれの冀州支配の正当性を否定し、その陣營を動揺させるための宣伝戦、心理戦の側面が強く、實際に冀州に赴任して職務を遂行できる可能性は皆無に近かつたから、参軍事に留任するのは想定内のことだつたらう。

また、同上卷十三・鍾繇伝に、

太祖方に山東に事あれば、關右を以て憂と爲す。乃ち繇を表して侍中を以て守司隸校尉とし、持節して關中の諸軍を督せしめ、これに委ぬるに後事を以てし、特に科制に拘らざらしむ。……天子西遷してより、洛陽の人民單盡するも、繇は關中の民を徙し、また亡叛を招納し以てこれを充し、數年の間、民戸稍く實つ。太祖の關中を征するや、以て資と爲すを得。繇を表して前軍師と爲す。（太祖方有事山東、以關右爲憂。乃表繇以侍中守司隸校尉、持節督關中諸軍、委之以後事、特使不拘科制。……自天子西遷、洛陽人民單盡、繇徙關中民、又招納亡叛以充之、數年間民戸稍實。太祖征關中、得以爲資。表繇爲前軍師。）

とあるように、建安十八年（二一三年）、九州制の施行にともなつて司隸校尉が廃止されると、鍾繇（潁川の人、？〜二三〇）は「前軍師」に遷つたとされる。ところが、『太平御覽』卷二百四十九・職官部四十七・府参軍に引かれる『魏武選令』によれば、

いま詔書ありて司隸（校尉）の官を省く。鍾校尉は材智決洞、通敏先覺たり。上せて軍事に參し、以て閭政を輔けしめんことを請ふべし。（今詔書省司隸官。鍾校尉材智決洞、通敏先覺。可上請

## 参軍事、以輔閣政。）

とあるように、曹操はこの人事を丞相府の「軍事に参せしむ」と記している。つまり、鍾繇が前軍師に任官したことも、広く言えば、参軍事だったことになる。『魏志』卷一・武帝紀・建安十八年五月丙申の条注引『魏書』には、曹操に魏公就位を勧進する三十名の幕僚の官姓名が記されているが、本来の幕僚長である長史の上位に、軍師、雑号將軍、太中大夫、軍師祭酒、中領軍・中護軍、驍騎將軍、領軍將軍の在任者が名を連ねている。このうち「征虜將軍の劉勳」は、同上卷十二・司馬芝伝注引『魏略』に、

勳、字は子臺、琅邪の人なり。中平の末、沛國の建平長と爲り、太祖と舊あり。のち廬江太守と爲るも、孫策の破る所と爲り、自ら太祖に歸し、列侯に封ぜられ、遂に従いて議に散伍するの中に在り。(勳、字子臺、琅邪人。中平末、爲沛國建平長、與太祖有舊。後爲廬江太守、爲孫策所破、自歸太祖、封列侯、遂從在散伍議中。)

とあるように、袁術死後、孫策と江東を争った群雄であるが、敗れて曹操に帰順した後、会議に列席するだけの散官にすぎなかったとある。「太中大夫の賈詡」もまた、前述のように、冀州牧のまま「参司空軍事」に留任したから、太中大夫に遷った後も、参軍事であり続けたこととはほぼ確実である。

以上、要するに、参軍事というチームは、他官に在任する官僚が、三公・將軍の政治ないし軍事顧問の任務を帯びる際に用いられたもので、光祿勳系統の官職との兼務が多く見られるものの、基本的にいかなる条件、制限もなかったと結論づけることができる。

## 第二節 参軍事の州郡ないし都督府への派遣

前節で論じたように、参軍事の設置・任命は、曹操の司空府ないし丞相府のように、中央の公府・幕府から始まった。ところが、都督、州郡などにも参軍事が派遣されるようになる。『魏志』卷二十三・趙儼伝に、

關羽征南將軍の曹仁を樊に圍むや、儼は議郎を以て仁の軍事に参し、南行し、平寇將軍の徐晃と俱に前む。(關羽圍征南將軍曹仁於樊、儼以議郎参仁軍事、南行、與平寇將軍徐晃俱前。)

とあるように、征南將軍の曹仁が關羽に包圍されたとき(二一九年)、趙儼(潁川の人、一七一〜二四三)がその「参軍事」に任ぜられ、救援に赴いたというのは、初期の事例である。

また、前掲『魏志』鍾繇伝によれば、司隸校尉の鍾繇は「持節督關中諸軍」、のちの都督に類似する権限を委ねられていた。<sup>133</sup> 同上卷十五・張既伝に、

のち右職を歴し、孝廉に擧げられるも、行かず。太祖司空と爲り、辟するも、未だ至らず、茂才に擧げられ、新豐令に除せらる。…其の後、(高)幹また并州を擧げて反するや、河内の張晟の衆萬餘人屬する所なく、崤・澠の間に寇し、河東の衛固、弘農の張琰各々兵を起して以てこれに應ず。太祖既を以て議郎と爲し、(鍾)繇の軍事に参せしめ、西に使用して諸將を徴さしむ。…のち(馬)超反するや、既は太祖に従ひ、超を華陰に破り、西のかた關右を定む。既を以て京兆尹と爲す。(後歴右職、擧孝廉、不行。太祖爲司空、辟、未至、擧茂才、除新豐令。…其後幹復擧并州反、河内張晟衆萬餘人無所屬、寇崤・澠間、河東衛固・弘農張琰各起兵以應之。太祖以既爲議郎、参繇軍事、使西徴諸將。…後超反、既從太祖、破超於華陰、西定關右。以既爲京兆尹。)

とあり、同上卷十五・賈逵伝に、

のち茂才に擧げられ、澠池令に除せらる。……司徒辟して掾と爲し、議郎を以て司隸の軍事に參す。太祖の馬超を征せんとするや〔二一一年〕、……逵を以て弘農太守を領せしめ、召見して事を計る。(後舉茂才、除澠池令。……司徒辟爲掾、以議郎參司隸軍事。太祖征馬超、……以逵領弘農太守、召見計事。)

とあり、同上卷二十三・杜襲伝に、

建安の初め、太祖の天子を迎へて許に都するや、襲は逃れて郷里に還り、太祖以て西鄂長と爲す。……司隸の鍾繇表して議郎に拜し、軍事に參せしむ。荀彧また襲を太祖に薦め、以て丞相軍師祭酒と爲す。魏國既に建つや、侍中と爲り、王粲・和洽と並びに用ひらる。(建安初、太祖迎天子都許、襲逃還郷里、太祖以爲西鄂長。……司隸鍾繇表拜議郎、參軍事。荀彧又薦襲太祖、以爲丞相軍〔↓軍師〕祭酒。魏國既建、爲侍中、與王粲・和洽並用。)

とあるように、張既(馮翊の人、?~二二三)、賈逵(河東の人、一七四頃~二二八頃)、杜襲(潁川の人)らは「議郎」を以て、「司隸の軍事に參」した。司隸校尉鍾繇のもとにも、多数の参軍事が置かれていたことがわかる。

このほか、同上卷二十五・楊阜伝に、

楊阜、字は義山、天水冀の人なり。州從事を以て牧の韋端のため使して許に詣り、安定長史に拜す。……其の子康代はりて刺史と爲るや、阜を辟して別駕と爲し、孝廉に察せられ、丞相府に辟されるも、州表して留めて軍事に參せしむ。(楊阜、字義山、天水冀人也。以州從事爲牧韋端使詣許、拜安定長史。……其子康代爲刺史、辟阜爲別駕、察孝廉、辟丞相府、州表留參軍事。)

とあるように、涼州牧の韋端、涼州刺史の韋康(?~二二三)父子の

もとにも、参軍事が設置されていたことが窺われる。

天水郡に参軍事が置かれていたことは、すでに述べたが、『吳志』卷二・吳主伝には、

(建安)十九年五月、權皖城を征す。閏月、これに克ち、廬江太守の朱光及び参軍の董和、男女數萬口を獲。(十九年五月、權征皖城。閏月、克之、獲廬江太守朱光及参軍董和、男女數萬口。)

とあるように、孫權が廬江郡を攻略した際(二一四年)、太守の朱光と共に「参軍の董和」以下を捕虜にしたという。陳壽の筆致は、董和が太守に次ぐ重要な地位にあつたことを示唆している。姜維が参軍事となつた天水郡は、蜀漢もしくは羌族との攻防の最前線に位置する。廬江郡もまた吳と境界に接し、實際、孫權の攻撃をうけて陥落した。当然、このような郡には軍隊が常駐し、郡太守は將軍などの武官を兼任し、その指揮官となつた。おそらく、領兵の郡太守のもとには、おしなべて参軍事が派遣されていたのだろう。

西晋の孫楚(太原の人、?~二九三)は石苞(都督揚州諸軍事・驃騎將軍)の参軍事に任命されるが、「天子我に命じて卿の軍事に參せしむ」と言い放ち、石苞を侮辱した。以後、参軍事は府主に「施敬」することが義務づけられた(『晋書』卷五十六・孫楚伝)。参軍事は府主と対等の立場を主張できたのである(少なくとも、孫楚はそのように理解していた)。州郡に派遣された参軍事の地位の高さも、推して知るべしである。

参軍事の登場は、郡国の守相や県の令長などいわゆる牧民官以外に、中央官僚が地方統治に関与し得る機会を提供することになった。とりわけ、孫楚の事例に見られるように、魏晋以降、都督府に参軍事が派遣される事例が増加する。『晋書』卷四十四・李胤伝に、

初め郡に仕へて上計掾となり、州は從事に辟し、治中となり、孝

廉に擧げられ、鎮北軍事に参し、樂平侯相に遷る。(初仕郡上計掾、州辟從事、治中、舉孝廉、參鎮北軍事、遷樂平侯相。)

とあり、同上卷四十六・劉頌伝に、

頌の弟彪、字は仲雅。安東軍事に参し、呉を伐ち、張悌を獲。累官して積弩將軍たり。(頌弟彪、字仲雅。參安東軍事、伐呉、獲張悌。累官積弩將軍。)

とあり、同上卷五十・庾純伝に、

郡は主簿に補し、仍りて征南府に参し、累遷して黃門侍郎たり、關内侯に封ぜられ、中書令、河南尹を歴す。(郡補主簿、仍參征南府、累遷黃門侍郎、封關内侯、歷中書令、河南尹。)

とあり、同上卷六十一・劉喬伝に、

少くして祕書郎と爲り、建威將軍の王戎引きて參軍と爲す。呉を伐つの役、戎は喬をして參軍の羅尚と江を濟り、武昌を破らしむ。還りて榮陽令を授けられ、太子洗馬に遷る。(少爲祕書郎、建威將軍王戎引爲參軍。伐呉之役、戎使喬與參軍羅尚濟江、破武昌。還授榮陽令、遷太子洗馬。)

とあり、李胤(遼東の人、？二八二)が鎮北將軍府(幽州もしくは河北都督府)、劉彪(廣陵の人)が安東將軍府(揚州都督府。府主は王渾)、庾純(潁川の人)が征南將軍府(荊州都督府か)、劉喬(南陽の人、二四九〜三一)が建威將軍府(豫州刺史。府主は王戎)の参軍事に任官したように、魏晉時代、名門人士の経歴に都督府(もしくは州)の参軍事が混じるようになる。

さらに、同上卷九十・良吏伝に、

魯芝、字は世英、扶風郿の人なり。……魏の車騎將軍郭淮、雍州刺史と爲るや、深くこれを敬重し、孝廉に擧げ、郎中に除せらる。會々蜀の相諸葛亮隴右を侵し、淮また芝を請ひて別駕と爲す。事

平らぐや、公府に薦められ、大司馬曹眞の掾に辟され、臨淄侯の文學に轉ず。……のち騎都尉に拜し、軍事に参し(安西將軍夏侯懋の参軍事か)、行南安太守たり、尚書郎に遷る。曹眞の出でて隴右を督するや、また大司馬の軍事に参す。眞薨じ(二二二年)、宣帝これに代はるや、乃ち芝を引きて驃騎軍事に参せしめ、天水太守に轉ず。……廣平太守に遷る。……曹爽輔政するや(二三九年)、引きて司馬と爲す。……俄にして起ちて使持節・領護匈奴中郎將・振威將軍・并州刺史と爲る(二四九年)。(魯芝、字世英、扶風郿人也。……魏車騎將軍郭淮爲雍州刺史、深敬重之、舉孝廉、除郎中。會蜀相諸葛亮侵隴右、淮復請芝爲別駕。事平、薦於公府、辟大司馬曹眞掾、轉臨淄侯文學。……後拜騎都尉、參軍事、行南安(⇒南安)太守、遷尚書郎。曹眞出督關右、又參大司馬軍事。眞薨、宣帝代焉、乃引芝參驃騎軍事、轉天水太守。……遷廣平太守。……曹爽輔政、引爲司馬。……俄而起爲使持節・領護匈奴中郎將・振威將軍・并州刺史。)

とあるように、魯芝(扶風の人、一九〇〜二七三)は安西將軍の夏侯懋、大司馬の曹眞、驃騎將軍の司馬懿——雍涼二州都督府の参軍事を歴任した後、郡太守をへて、大將軍曹爽の司馬に轉じ、曹爽失脚後、并州刺史に任ぜられた。また、『華陽国志』卷十一・後賢志に、

祖父の朝、字は偉南、州別駕從事たり。……詔書ありて(王)濬を益州刺史に遷すや(二七二年)、毅また州主簿と爲り、別駕たり、秀才に擧げらる。濬の呉を伐つに及び(二七九年)、何攀と並びに參軍と爲る。呉平らぐや、關内侯に封ぜられ、隴西護軍に除せらるも、疾を以て官を去る。繁令に徙り、雲南太守に遷る。……のち武帝濬の勳を思ひ、毅の所在を問ひ、犍爲(太守)に徙し、使持節・南夷校尉と爲す。……晉朝寧州を復置するや、毅を



以て刺史と爲し、龍驤將軍を加へ、成都縣侯に封ず。(祖父朝、字偉南、州別駕從事。……詔書遷濬益州刺史、毅復爲州主簿、別駕、舉秀才。及濬伐吳、與何攀並爲參軍。吳平、封關内侯、除隴西護軍、以疾去官。徙繁令、遷雲南太守。……後武帝思濬勳、問毅所在、徙健爲、爲使持節・南夷校尉。……晉朝復置寧州、以毅爲刺史、加龍驤將軍、封成都縣侯。)

とあり、『晋書』卷四十五・何攀伝に、

州に仕へて主簿と爲る。……王濬の益州と爲るや、辟して別駕と爲す。濬の吳を伐つを謀るや、攀を遣はし表を奉じて臺に詣り、口ずから事機を陳べしむ。……攀に詔して濬の軍事に參せしむ。……攀を以て濬の輔國司馬と爲し、關内侯に封ず。……散騎侍郎に轉ず。……(楊)駿を誅するの功に豫るを以て、西城侯に封ぜられ、邑は萬戸。……翊軍校尉に遷り、頃くして、出でて東羌校尉と爲る。徵されて揚州刺史と爲り、任に在ること三年にして、大司農に遷る。(仕州爲主簿。……王濬爲益州、辟爲別駕。濬謀伐吳、遣攀奉表詣臺、口陳事機。……詔攀參濬軍事。……以攀爲濬輔國司馬、封關内侯。……轉散騎侍郎。……以豫誅(楊)駿功、封西城侯、邑萬戸。……遷翊軍校尉、頃之、出爲東羌校尉。徵爲揚州刺史、在任三年、遷大司農。)

とあるように、蜀の名門人士——李毅(廣漢の人、?〜三〇六頃)、何攀(蜀郡の人)らは、平吳の役の際、益州都督府の参軍事に任ぜられて活躍し、これを契機に中央政界に入り、頭官を歴任した。地方人士にとつて、都督府への出仕が中央政界への足がかりになったことを意味する。八王の乱の時期には、名門人士が霸府を転々とする事例も目立つようになる。たとえば、『晋書』卷五十四・陸機伝に、

のち太傅の楊駿辟して祭酒と爲す。會々駿誅され、累遷して太子洗馬、著作郎たり。……尚書中兵郎に遷り、殿中郎に轉ず。趙王倫執政するや、引きて相國參軍と爲す。賈謐を誅するの功に豫り、爵關内侯を賜ふ。倫將に位を篡はんとするや、以て中書郎と爲す。……穎、機を以て參大將軍軍事と爲し、表して平原内史と爲す。(後太傅楊駿辟爲祭酒。會駿誅、累遷太子洗馬、著作郎。……遷尚書中兵郎、轉殿中郎。趙王倫執政、引爲相國參軍。豫誅賈謐功、賜爵關内侯。倫將篡位、以爲中書郎。……穎以機爲參大將軍軍事、表爲平原内史。)

とあるように、陸機(吳郡の人、二六一〜三〇三)は、①楊駿の太傅祭酒(二九〇年)、②趙王司馬倫の相國參軍(三〇〇年)、③成都王司馬穎の大將軍參軍(三〇一年頃)を歴任した。同上卷八十九・忠義伝に、

含、字は君道。……楚王瑋辟して掾と爲す。……齊王冏辟して征西參軍と爲し、武昌鄉侯を襲爵せしむ。長沙王又召して驃騎記室督と爲し、尚書郎たり。……懷帝の撫軍將軍と爲るや、含を以て從事中郎と爲す。惠帝北征するや、中書侍郎に轉ず。……永興の初め、太弟中庶子に除せらる。……范陽王虓の征南將軍と爲り、許昌に屯するや、また含を以て從事中郎と爲す。(含、字君道。……楚王瑋辟爲掾。……齊王冏辟爲征西參軍、襲爵武昌鄉侯。長沙王又召爲驃騎記室督、尚書郎。……懷帝爲撫軍將軍、以含爲從事中郎。惠帝北征、轉中書侍郎。……永興初、除太弟中庶子。……范陽王虓爲征南將軍、屯許昌、復以含爲從事中郎。尋授振威將軍・襄城太守。虓爲劉喬所破、含奔鎮南將軍劉弘於襄陽。弘待以上賓之禮。)

とあるように、西晋末、嵇含(譙国の人、嵇紹の従子、二六三〜三〇

六)は、①楚王司馬瑋の衛將軍掾に辟召され(二九一年頃)、②齊王司馬冏の征西(?)参軍、③長沙王司馬乂の驃騎記室督(三〇一)〜三〇三年頃)、④成都王司馬穎の太弟中庶子(三〇四年)、⑤范陽王司馬虓(東海王司馬越の従兄弟)の征南從事中郎(三〇四年頃)を歴任した。また、同上卷六十八・顧榮伝に、

倫位を纂ふに及び、倫の子虔は將軍と爲り、榮を以て長史と爲す。……齊王冏召して大司馬主簿と爲す。……以て中書侍郎と爲す。……冏誅ざるに及び、榮は葛旗を討つ功を以て、嘉興伯に封ぜられ、太子中庶子に轉ず。長沙王乂の驃騎と爲るや、また榮を以て長史と爲す。又敗れるや、成都王穎の丞相從事中郎に轉ず。惠帝の鄴に幸臨するや、榮を以て侍中を兼ねしめ、……帝西のかた長安に遷るに及び、徵されて散騎常侍と爲るも、世亂るを以て應ぜず、遂に呉に還る。東海王越の兵を徐州に聚めるや、榮を以て軍諮祭酒と爲す。屬々廣陵相の陳敏反し、……榮に右將軍・丹楊内史を假す。……元帝の江東に鎮するや、榮を以て軍司と爲し、散騎常侍を加へ、凡そ謀畫する所、みな以てこれに諮る。(及倫纂位、倫子虔爲大將軍、以榮爲長史。……齊王冏召爲大司馬主簿。……以爲中書侍郎。……及冏誅、榮以討葛旗功、封嘉興伯、轉太子中庶子。長沙王乂爲驃騎、復以榮爲長史。又敗、轉成都王穎丞相從事中郎。惠帝幸臨鄴、以榮兼侍中、……及帝西遷長安、徵爲散騎常侍、以世亂不應、遂還呉。東海王越聚兵於徐州、以榮爲軍諮祭酒。屬廣陵相陳敏反、……假榮右將軍・丹楊内史。……元帝鎮江東、以榮爲軍司、加散騎常侍、凡所謀畫、皆以諮焉。)

とあるように、顧榮(呉郡の人、?〜三一)は、①司馬虔(司馬倫の子)の大將軍長史(三〇一年)、②司馬冏の大司馬主簿(三〇一年)、③司馬乂の驃騎長史(三〇二年)、④司馬穎の丞相從事中郎(三〇四

年)、⑤司馬越の司空軍諮祭酒(三〇五年)、⑥琅邪王司馬睿(晋の元帝)の安東軍司(三〇七年頃)を歴任した。

以上のように、魏晋時代、軍府ないし都督府が高級官僚の勤務先として定着してゆく状況を看取することができる。

## 第二章 参軍事制度の整備・確立

### 第一節 参軍事の序列化

東晋南朝における参軍事の制度的な発達を物語る事象として、まず挙げられるのは、『宋書』百官志上・公府僚属の条に、

蜀の丞相諸葛亮の府に行参軍あり、晋の太傅司馬越の府にもまた行参軍・兼行参軍あり、のち漸く長兼の字を加ふ。除拜すれば則ち参軍事と爲し、府板すれば則ち行参軍と爲す。晋末以來、参軍事・行参軍もまた各々除・板するものあり。板行参軍の下は則ち長兼行参軍たり。参軍督護は、江左置く。もとみな營を領し、部曲を有するも、今は則ち無し。(蜀丞相諸葛亮府有行参軍、晋太傅司馬越府又有行参軍・兼行参軍、後漸加長兼字。除拜則爲参軍事、府板則爲行参軍。晋末以來、参軍事・行参軍又各有除板。板行参軍下則長兼行参軍。参軍督護、江左置。本皆領營、有部曲、今則無矣。)

とあるように、序列が現れたことである。最初に、①「除拜」——皇帝ないし朝廷から正式に任命されたものを「参軍事」もしくは「正参軍」「除正参軍」、②「府板」——府主ないし軍府から臨時に任命されたものを「行参軍」と称するようになり、さらに東晋末になると、正参軍・行参軍にもそれぞれ、除拜と府板の区別がなされるようになったというのである。

『魏書』卷九十六・僭晋司馬睿伝に、

司徒左長史の王廙、母の喪に遭ひ呉に居り。(王)恭板して行呉國內史とす。(司徒左長史王廙、遭母喪居呉。恭板行呉國內史。)

とあるように、東晋末、王恭が挙兵したとき(三九七年)、服喪中の王廙に「板」して「行呉國內史」に任命した。『資治通鑑』卷百九・晋紀三十一・安帝隆安元年四月の条に、

司徒左長史の王廙、導の孫なり、母の喪を以て呉に居り。王恭の王國寶を討つや、廙に版して行呉國內史とす。(司徒左長史王廙、導之孫也、以母喪居呉。王恭之討王國寶也、版廙行呉國內史。)

とあるように、「板」は「版」と通用し、同上・胡三省注によれば、白版を以て官を授く、朝命に非ざるなり。(以白版授官、非朝命也。)

とあるように、「白版」によって官職を授けることであり、朝廷の任命ではないことを意味する。『南齊書』卷十六・輿服志に、

乘輿の傳國璽は、秦の璽なり。晋中原亂れ、胡に没し、江左の初めこれなければ、北方の人晋家を呼びて白板天子と爲す。(乘輿傳國璽、秦璽也。晋中原亂、沒胡、江左初無之、北方人呼晋家爲白板天子。)

とあるように、東晋の皇帝は初め伝國璽を保有していなかったため、「白板天子」と呼ばれた。『演繁露』卷十・白板天子には、

國璽傳の注に引かれる蕭子顯の齊書輿服志に云ふならく、「晋亂れ、國璽没すれば、北人は晋の諸帝を號して白板天子と爲す」と。

白板は今の板授の官の如く、詔敕なきなり。魏晋より梁陳に至るまで、官を授けるに板あり。長さ一尺二寸、厚さ一寸、闊さ七寸。官を授けるの辭、板上に在り、鵠頭書たり。(國璽傳注引蕭子顯齊書輿服志云、晋亂、國璽没、北人號晋諸帝爲白板天子。白板如

今板授之官、無詔敕也。魏晋至梁陳、授官有板。長一尺二寸、厚一寸、闊七寸。授官之辭、在於板上、爲鵠頭書。)

とあり、同上・割注に、

白板天子、言ふところは、璽を得ざること、告命なきの官の如ければなり。(白板天子、言不得璽、如無告命官也。)

とあるように、白板天子とは、伝國璽を保持せずに即位することを、詔勅がないまま任官することに擬えた称謂である。魏晋南北朝時代、詔勅が書かれた板によって官職を授けたから、「白板」とは告命が書かれていない板の隱語である。『資治通鑑』卷百二十八・宋紀十・孝武帝孝建元年(四五四年)二月の条・胡三省注に、

晋宋の制、藩方の權宜に官を授ける者、これを板授と謂ふ。(晋宋之制、藩方權宜授官者、謂之板授。)

とあるように、都督府(藩方)などが詔勅を待たずに、かりに官を授けることを「板授」というのである。

板授そのものは古くからあり、兩漢交替期もしくは後漢末の群雄による私署も、板授に相当する。たとえば、『魏志』卷一・武帝紀に、袁紹因りて太祖を表して東郡太守と爲し、東武陽に治せしむ。(袁紹因太祖爲東郡太守、治東武陽。)

とあるように、東郡が黒山賊によって破られると(一九一年)、袁紹は曹操を「表」して東郡太守に任命した。同様に、『呉志』卷一・孫破虜伝に、

術は堅を表して行破虜將軍とし、豫州刺史を領せしむ。……遂に襄陽を圍むも、單馬峴山に行き、(黄)祖の軍士の射殺する所と爲る。兄の子賁、士衆を將帥して術に就き、術また賁を表して豫州刺史と爲す。(術表堅行破虜將軍、領豫州刺史。……遂圍襄陽、單馬行峴山、爲祖軍士所射殺。兄子賁、帥將士衆就術、術復表賁

爲豫州刺史。)

とあり、同上卷一・孫討逆伝に、

策乃ち術に説き、景らを助けて江東を平定せんことを乞ふ。術策を表して折衝校尉と爲し、行殄寇將軍とす。(策乃説術、乞助景等平定江東。術策爲折衝校尉、行殄寇將軍。)

とあるように、袁術は孫堅を「表」して「行破虜將軍・領豫州刺史」とし、孫堅が戦死すると、孫賁を「表」して豫州刺史に任命した。また、孫策が江東に侵攻する際には、「表」して折衝校尉、さらに行殄寇將軍に推挙した。

表は天子に陳情することであり、上記の場合、特定の官職への推薦を意味している。詔勅がない状態での推挙・任官はまさしく板授であり、実際、孫堅・孫策らは「行事」によって帯官している。もちろん、袁紹・袁術らは董卓の政権と敵対していたから、朝廷への推挙は形式的なものに過ぎなかった。

板授が史料的に確認できるのは、西晋以降のことである。『晋書』卷六十九・戴若思伝に、

邈、字は望之。……永嘉中、元帝版して行邵陵内史とし、丞相軍諮祭酒たり、出でて征南軍司と爲る。(邈、字望之。……永嘉中、元帝版行邵陵内史、丞相軍諮祭酒、出爲征南軍司。)

とあり、同上卷七十四・桓彝伝に、

元帝の安東將軍と爲るや、版して行遼道令(淮南郡)とし、尋いで丞相中兵屬に辟され、累遷して中書郎、尚書吏部郎たり。(元帝爲安東將軍、版行遼道令、尋辟丞相中兵屬、累遷中書郎、尚書吏部郎。)

とあるように、司馬睿は部下の戴邈(廣陵の人、戴若思の弟)、桓彝(譙国の人、二七六〜三二八)らに「版行」の郡県守令を授け、また、

同上卷七十一・陳頴伝に、

鎮東行參軍事に遷り、法兵二曹を典る。……建興初めて制するや、版して録事參軍に補す。(遷鎮東行參軍事、典法兵二曹。……建興初制、版補録事參軍。)

とあるように、陳頴(陳国の人)に「版」して「録事參軍」に補任した。陳頴は司馬睿の「鎮東行參軍」を歴任しているが、これも板授であらう。

同上・桓彝伝に、

石民、……衛將軍の謝安引きて參軍と爲す。叔父の冲上疏し、版して督荊江豫三州之十郡軍事・振武將軍・領襄陽太守とし、夏口を成らしむ。(石民、……衛將軍謝安引爲參軍。叔父冲上疏、版督荊江豫三州之十郡軍事・振武將軍・領襄陽太守(⇒襄陽の誤りか)太守、成夏口。)

とあるように、桓石民(桓彝の孫、?〜三八九)は、叔父の桓冲から「督荊江豫三州之十郡軍事・振武將軍・領襄陽太守」を板授された(三八三年頃)。また、『宋書』卷五十二・褚叔度伝に、

初め太宰琅邪王の參軍と爲り、高祖の車騎參軍事、司徒左西屬、中軍諮議參軍たりて、中兵を署し、建威將軍を加へらる。……高祖版して行廣州刺史とし、仍りて都督交廣二州諸軍事・建威將軍・領平越中郎將・廣州刺史に除せらる。(初爲太宰琅邪王參軍、高祖車騎參軍事、司徒左西屬、中軍諮議參軍、署中兵、加建威將軍。……高祖版行廣州刺史、仍除都督交廣二州諸軍事・建威將軍・領平越中郎將・廣州刺史。)

とあるように、東晋末、褚裕之(字は叔度、河南の人、三八一〜四二四)は劉裕の板授によって「行廣州刺史」に任ぜられ(まもなく除正)、同上卷六十一・武三王伝に、

廬陵孝獻王義眞、……關中平定するに及び、高祖議して東還せんと欲し、……乃ち義眞を以て行都督雍梁秦三州司州之河東平陽河北三郡諸軍事・安西將軍・領護西戎校尉・雍州刺史とす（四一七年）。……義眞尋いで除正され、節を加へられ、また督并東秦二州司州之東安定新平二郡諸軍事に進められ、東秦州刺史を領す。

（廬陵孝獻王義眞、……及關中平定、高祖議欲東還、……乃以義眞行都督雍梁秦三州司州之河東平陽河北三郡諸軍事・安西將軍・領護西戎校尉・雍州刺史。……義眞尋除正、加節、又進督并東秦二州司州之東安定新平二郡諸軍事、領東秦州刺史。）

とあるように、後秦平定後、劉義眞（劉裕の子、四〇七〜四二四）は「行都督雍梁秦三州司州之河東平陽河北三郡諸軍事・安西將軍・領護西戎校尉・雍州刺史」を板授され、まもなく「除正」された。板授の対象は参軍事だけでなく、郡県守令、ひいては都督・刺史にまで及んだことがわかる。

行参軍に話を戻せば、前掲『宋書』百官志上は、諸葛亮の丞相府、および司馬越の太傅府にその起源を求めている。蜀の参軍が魏晋のそれと同質でなかったことは後述することとして、行参軍の登場が西晋末ないし東晋初めのことであるのはまちがいない。『晋書』卷四十九・阮籍伝に、

脩、字は宣子。……太傅行参軍に轉じ、太子洗馬たり。亂を避けて南行し、西陽の期思縣に至り、賊の害する所と爲る。（脩、字宣子。……轉太傅行参軍、太子洗馬。避亂南行、至西陽期思縣、爲賊所害。）

とあるように、阮脩（陳留の人、阮籍の従子）は「太傅行参軍」に任官しているが、府主は司馬越だろう。同上卷七十・劉超伝に、  
 稍く琅邪國記室掾に遷る。忠謹清慎なるを以て元帝の抜く所と爲

り、恒に左右に親侍し、遂に従ひて江を渡り、安東府舍人に轉じ、専ら文檄を掌る。相府建つや、また舍人と爲る。……行参軍に轉ず。中興建つや、中書舍人と爲り、騎都尉に拜し、奉朝請たり。

（稍遷琅邪國記室掾。以忠謹清慎爲元帝所拔、恒親侍左右、遂從渡江、轉安東府舍人、專掌文檄。相府建、又爲舍人。……轉行参軍。中興建、爲中書舍人、拜騎都尉、奉朝請。）

とあるように、劉超（琅邪の人、？〜三二八）は司馬睿の丞相府舍人から「行参軍」に転じた。また、同上卷八十二・虞預伝に、  
 安東從事中郎の諸葛恢、参軍の庾亮ら預を薦め、召されて丞相行参軍と爲り、記室を兼ねる。（安東從事中郎諸葛恢、参軍庾亮等薦預、召爲丞相行参軍、兼記室。）

とあるように、おなじ頃、虞預（濟陽の人）も「丞相行参軍」に辟召されている。

『宋書』百官志上が指摘する通り、東晋末頃、正参軍・行参軍がさらに除拜と府板に分かれ、四等級になる。『宋書』卷四十五・向靖伝に、

進みて京邑を平らぐや、参鎮軍軍事に板され、寧遠將軍を加へらる。……義熙三年（四〇七年）、建武將軍・秦郡太守・北陳留内史に遷り、堂邑を成る。……中軍諮議参軍に除せられ、將軍たること故の如し。（進平京邑、板参鎮軍軍事、加寧遠將軍。……義熙三年、遷建武將軍・秦郡太守・北陳留内史、戍堂邑。……除中軍諮議参軍、將軍如故。）

とあるように、向彌（河内の人、劉裕の家諱を避けて小字を称す。三六三〜四二一）は劉裕の板正参軍から正参軍に昇進した。また、同上卷四十八・傅弘之伝に、

太尉行参軍に除せられ、司馬休之を征するに従ひ、後部賊曹を署

し、仍りて建威將軍・順陽太守たり。(除太尉行參軍。從征司馬休之、署後部賊曹、仍建威將軍・順陽太守。)

とあるように、傅弘之(北地の人、三七七〜四一八)は劉裕の正行參軍に任官した。板行參軍のみ適当な事例がないが、運用はやはり晋宋交替期にさかのぼるのだろう。<sup>三〇二</sup>

このほか、『宋書』卷五十七・蔡廓伝に、  
尋いで中軍諮議參軍に除せられ、太尉從事中郎たり。未だ拜せずして、母憂に遭ふ。……服闋るや、相國府また板して從事中郎と爲し、記室を領せしむ。(尋除中軍諮議參軍、太尉從事中郎。未拜、遭母憂。……服闋、相國府復板爲從事中郎、領記室。)

とあり、同上卷六十二・羊欣伝に、  
義熙中、弟の徽高祖に遇せらる。……(高祖)即ちに欣に板して右將軍劉藩の司馬に補す。長史に轉じ、中軍將軍道憐の諮議參軍たり。(義熙中、弟徽被遇於高祖。……即板欣補右將軍劉藩司馬。轉長史、中軍將軍道憐諮議參軍。)

とあり、同上卷八十五・謝莊伝に、  
(大明)六年(四六二年)、また吏部尚書と爲り、國子博士を領す。乃ち子鸞をして莊に板して長史と爲さしめ、府尋いで撫軍に進號するや、仍りて長史・臨淮太守に除せられ、未だ拜さずして、また吳郡太守に除せらる。(六年、又爲吏部尚書、領國子博士。……乃使子鸞板莊爲長史、府尋進號撫軍、仍除長史・臨淮太守、未拜、又除吳郡太守。)

とあるように、長史、司馬、從事中郎などが板授される事例もある。当然、板授の官は除拜よりも低くみられる。『宋書』卷六・孝武帝紀・大明五年(四六一年)八月庚寅の条に、  
制すらく、「方鎮假す所の白板の郡縣、年限は臺除に依るも、祿

を食むことは三分の一、送故を給さず」と。(制方鎮所假白板郡縣、年限依臺除、食祿三分之一、不給送故。)

とあるように、宋の後期、都督府(方鎮)によって板授された郡県の令長——「白板郡縣」は「臺除」の令長に対して、祿秩その他の待遇において差別的に扱われた。

## 第二節 板授について

『宋書』卷五十二・庾悅伝に、  
高祖の京邑を定めるや、武陵王遵承制し、悅を以て寧遠將軍・安遠護軍・武陵内史と爲すも、病を以て職を去る。鎮軍府版して諮議參軍とし、車騎從事中郎に轉ず。(高祖定京邑、武陵王遵承制、以悅爲寧遠將軍・安遠護軍・武陵内史、以病去職。鎮軍府版諮議參軍、轉車騎從事中郎。)

とあって、庾悅(潁川の人)が劉裕の「鎮軍府」の「版」によって諮議參軍に任官したように、板授の主体は公府ないし都督府である。

『南齊書』卷四十・武十七王伝に、  
竟陵文宣王子良、字は雲英、世祖の第二子なり。初め、沈攸之の難、世祖に隨ひて湓城に在り、寧朔將軍に板され、仍りて宋の邵陵王の左軍行參軍たり。主簿に轉じ、安南記室參軍、邵陵王友たり。(竟陵文宣王子良、字雲英、世祖第二子也。初、沈攸之難、隨世祖在湓城、板寧朔將軍、仍宋邵陵王左軍行參軍。轉主簿、安南記室參軍、邵陵王友。)

とあるように、宋末、蕭子良(四六〇〜四九四)は父の蕭蹟(南齊の武帝、在位四八二〜四九三)に従つて、長江中流の要衝——湓城に駐屯していたが、沈攸之の乱が起こると(四七七年)、「寧朔將軍」を板授され、「邵陵王の左軍行參軍」となった。同上卷三・武帝紀に、

沈攸之の荊楚に在るや、宋朝密かにこれが備へを爲し、元徽元年〔四七三年〕、上〔蕭蹟をさす〕を以て晉熙王鎮西長史・江夏内史・行郢州事と爲す。從帝〔順帝〕立つや、晉熙王變を徴して撫軍・揚州刺史と爲し、上を以て左衛將軍と爲し、變を輔けて俱に下らしむ。沈攸之の事起るや、未だ朝廷の處分を得ざるも、上は中流を以て以て敵を待つべしとし、即ちに益口城〔益城〕に據りて戰守の備へを爲す。（沈攸之在荊楚、宋朝密爲之備、元徽元年、以上爲晉熙王鎮西長史・江夏内史・行郢州事。從帝立、徵晉熙王變爲撫軍・揚州刺史、以上爲左衛將軍、輔變俱下。沈攸之起、未得朝廷處分、上以中流可以待敵、即據益口城爲戰守之備。）

とあるように、蕭蹟は郢州刺史の晉熙王劉變（明帝の子、四七〇〜四七九）の長史であつたが、劉變の揚州刺史転任にもなつて、上京する途中、沈攸之が挙兵すると、江州の益口に拠つて、防備を固めたのである。

同上卷三十四・劉休伝に、

還りて正員郎と爲り、邵陵王南中郎録事（參軍）・建威將軍・新蔡太守たり。隨ひて左軍府に轉じ、鎮蠻護軍を加へられ、將軍・太守たること故の如し。諮議（參軍）、司馬に遷り、寧朔將軍に進み、鎮蠻護軍・太守たること故の如し。尋陽太守に徙り、將軍・司馬たること故の如し。のち長史に遷る。沈攸之の難、世祖晉熙・邵陵二王の軍府を挾みて益口に鎮すや、休は軍費を承奉す。事寧んじると、仍りて邵陵王の安南長史に遷る。（還爲正員郎、邵陵王南中郎録事・建威將軍・新蔡太守。隨轉左軍府、加鎮蠻護軍、將軍・太守如故。遷諮議・司馬、進寧朔將軍、鎮蠻護軍・太守如故。徙尋陽太守、將軍・司馬如故。後遷長史。沈攸之難、世祖挾

晉熙・邵陵二王軍府鎮益城、休承奉軍費。事寧、仍遷邵陵王安南長史。）

とあるように、益城には江州刺史の邵陵王劉友（明帝の子、四七〇〜四七九）が駐留していたが、蕭蹟は「二王の軍府を挾む」——劉變の鎮西將軍府だけでなく、劉友の南中郎將府も統制下に収めたのである。当時の益城には二つの軍府が同居していたこととなるが、『文選』卷六十・行状に載せられる『齊竟陵文宣王行状』に、

初め、沈攸之上流に跋扈し、陝服に稱亂するや、……宋の鎮西晉熙王、南中郎邵陵王、並びに益口に鎮す。世祖は兩藩を毘贊し、而して任は西伐を總ぶ。公は時に從ひて軍に在り、鎮西府版して寧朔將軍・軍主とし、南中郎版して行參軍に補し、法曹を署せしむ。（初、沈攸之跋扈上流、稱亂陝服、……宋鎮西晉熙王、南中郎邵陵王、並鎮益口。世祖毘贊兩藩、而任總西伐。公時從在軍、鎮西府版寧朔將軍・軍主、南中郎版補行參軍、署法曹。）

とあるように、蕭子良が任官した行參軍は劉友の「南中郎府」から板授され、いっぽうの寧朔將軍（および軍主）は劉變の「鎮西府」の板授だったことがわかる。

『統漢書』百官志一・太尉の条に、

掾史屬二十四人。本注に曰はく、「……西曹は府史の署用を主る。東曹は二千石長吏の遷除、及び軍吏を主る。戸曹は民戸・祠祀・農桑を主る。奏曹は奏議の事を主る。辭曹は辭訟の事を主る。法曹は郵驛・科程の事を主る。尉曹は卒徒・轉運の事を主る。賊曹は盜・賊の事を主る。決曹は罪法の事を主る。兵曹は兵の事を主る。金曹は貨幣・鹽鐵の事を主る。倉曹は倉穀の事を主る。……」と。（掾史屬二十四人。本注曰、……西曹主府史署用。東曹主二千石長吏遷除及軍吏。戸曹主民戸・祠祀・農桑。奏曹主奏議事。

辭曹主辭訟事。法曹主郵驛・科程事。尉曹主卒徒・轉運事。賊曹主盜賊事。決曹主罪法事。兵曹主兵事。金曹主貨幣・鹽鐵事。倉曹主倉穀事。

とあるように、本来、公府・軍府の諸曹のうち、人事に關与するのは、府官の署用を掌る「東曹」、文武百官の遷除を掌る「西曹」であるが、東晋時代、両曹は廃止された（前掲『宋書』百官志上）。また、『太平御覽』卷二百六十四・職官部六十二・功曹參軍に引かれる『韋昭弁積名』に、

曹は、羣なり。功曹は、吏の羣聚する所、戸曹は、民の羣聚する所なり。其の他もみな然り。（曹、羣也。功曹、吏所羣聚、戸曹、民所羣聚也。其他皆然。）

とあるように、漢代、州郡県の人事を担当したのは「功曹」である。『統漢書』百官志四・司隸校尉の条に、

從事史十二人。本注に曰はく、「都官從事、百官の法を犯す者を察舉するを主る。功曹從事、州の選署及び衆事を主る。……（從事史十二人。本注曰、都官從事、主察舉百官犯法者。功曹從事、主州選署及衆事。……）」

とあるように、「功曹從事」は司隸校尉の人事を掌り、同上・百官志五・郡国の条に、

みな諸曹掾史を置く。本注に曰はく、「諸曹は略々公府の曹の如きも、東・西曹なし。功曹史あり、選署・功勞を主る。……（皆置諸曹掾史。本注曰、諸曹略如公府曹、無東・西曹。有功曹史、主選署・功勞。……）」

とあるように、郡県の人事は「功曹史」が担当した。

しかし、『梁書』卷四十八・儒林伝に、  
卞華、字は昭丘、濟陰宛句の人なり。……天監の初め（五〇二年）、

臨川王の参軍事に遷り、國子助教を兼ね、安成王の功曹参軍に轉じ、五經博士を兼ねる。（卞華、字昭丘、濟陰宛句人也。……天監初、遷臨川王参軍事、兼國子助教、轉安成王功曹参軍、兼五經博士。）

とあり、同上卷五十三・良吏伝に、  
庾華、字は休野、新野の人なり。……高祖京邑を平らげ（五〇一年）、霸府建つや、引きて驃騎功曹参軍と爲し、尚書左丞に遷る。

（庾華、字休野、新野人也。……高祖平京邑、霸府建、引爲驃騎功曹参軍、遷尚書左丞。）

とあり、『陳書』卷二十七・姚察伝に、

永定の初め（五五七年）、始興王府の功曹参軍に拜し、尋いで嘉德殿學士に補せられ、中衛・儀同始興王府の記室参軍に轉ず。（永定初、拜始興王府功曹参軍、尋補嘉德殿學士、轉中衛・儀同始興王府記室参軍。）

とあるように、「功曹」は梁陳および北朝にはあるが、宋齊にはなかった（前掲『宋書』百官志上を参照）。しからば、宋齊時代、府の人事を担当した――板授の手續きをおこなった曹はどこだったのか。『宋書』卷七十四・魯爽伝に、

事（劉劭の反乱をさす）平らぐや、爽を以て使持節・督豫司雍秦并五州諸軍事・左將軍・豫州刺史と爲す。……爽は義宣及び（臧質）と相結ぶこと己に久しく、義宣もまた其の勇力を資せんと欲し、情契甚だ至る。孝建元年二月、義宣爽に報ゆるらく、「秋當に同擧すべし」と。爽狂酒乖謬し、即日便ちに起兵す。……義宣・質爽已に處分するを聞き、便ち狼狽して反し、爽の號を征北將軍に進む。爽是に於いて造る所の輿服を送りて江陵に詣らしめ、義宣及び臧質らに版して並びに起たしむ。征北府戸曹の版文に曰はく、



「丞相の劉、いま天子に補す、名は義宣。車騎の臧、いま丞相に補す、名は質。平西の朱、いま車騎に補す、名は修之。みな版到らば奉行せよ」と。義宣駭愕し、爽の送る所の法物は、並びに竟陵縣に留めて進むを聽さず。（事平、以爽爲使持節・督豫司雍秦并五州諸軍事・左將軍・豫州刺史。……爽與義宣及質相結已久、義宣亦欲資其勇力、情契甚至。孝建元年二月、義宣報爽、秋當同舉。爽狂酒乖謬、即日便起兵。……義宣・質聞爽已處分、便狼狽反、進夾號征北將軍。爽於是送所造輿服詣江陵、版義宣及臧質等並起。征北府戸曹版文曰、丞相劉、今補天子、名義宣。車騎臧、今補丞相、名質。平西朱、今補車騎、名修之。皆版到奉行。義宣駭愕、爽所送法物、並留竟陵縣不聽進。）

とあるように、宋の魯爽（扶風の人、？く四五四）は、南郡王劉義宣の反乱の際（四五四年）、「征北府の戸曹」に「版文」を作らせ、劉義宣に「天子」、臧質に「丞相」、朱脩之に「車騎（將軍）」を板授した。もとより、支離滅裂な行為と断ぜざるを得ないが、同上卷六十八・武二王伝にも、

義宣此に因りて怒を發し、密かに舟甲を治し、孝建元年秋冬を克して舉兵せんとし、豫州刺史の魯爽、兗州刺史の徐遺寶に報ひて同じくせしむ。爽狂酒して旨を失し、其の年正月便ちに反し、府の戸曹を遣はして版を送らしめ、義宣を以て天子に補し、并せて天子の羽儀を送る。（義宣因此發怒、密治舟甲、克孝建元年秋冬舉兵。報豫州刺史魯爽、兗州刺史徐遺寶使同。爽狂酒失旨、其年正月便反、遣府戸曹送版、以義宣補天子、并送天子羽儀。）

とあり、魯爽は「府の戸曹」を派遣して「版」を届けさせたところから、史料的な矛盾はない。少なくとも、このとき魯爽の征北府の版文——板授の辞令を発給したのが、戸曹だったことは確かである。

ふつう、戸曹は「民戸・祠祀・農桑」の事務を分掌する（前掲『統漢書』百官志一）。北朝の事例であるが、『魏書』卷七十七・辛雄伝に、

清河王憚司空と爲るや（五一二年）、辟して戸曹參軍とし、田曹の事を攝せしむ。憚司徒に遷るや（五一五年）、仍りて隨ひて戸曹參軍を授けらる。並びに煩劇に當り、諍訟填委なるも、雄は心を用ふること平直、加ふるに閑明を以てし、政事其の斷割を経れば、悦服せざるはなし。憚これを重んじ、毎に人に謂ひて曰はく、「必ずや訟なからん。辛雄其れこれを有つ」と。是に由り名顯はる。憚太尉に遷るや（五一五年）、また記室參軍と爲る。（清河王憚爲司空、辟戸曹參軍、攝田曹事、憚遷司徒、仍隨授戸曹參軍。並當煩劇、諍訟填委、雄用心平直、加以閑明、政事經其斷割、莫不悅服。憚重之、每謂人曰、必也無訟乎、辛雄其有焉。由是名顯。憚遷太尉、又爲記室參軍。）

とあるように、魏の辛雄（隴西の人、四八五く五三四）は清河王元憚（孝文帝の子、四八七く五二〇）に隨府して、司空ないし司徒府の「戸曹參軍」を歴任し、「田曹の事を攝」した。職務が「煩劇」、「諍訟」が多いという記述からみても、民戸の税役ないし土地などに関する実務だったことが窺われる。

いっぽう、前掲『南齊書』百官志などの記載が諸曹の序列を反映したもので、戸曹は録事、記室に次ぐ地位にあった。『晋書』卷九十二・文苑伝に、

羅含、字は君章、桂陽耒陽の人なり。……のち桓温州に臨むや、また征西參軍に補せらる。……州別駕に轉ず。……徵されて尚書郎と爲るも、温雅より其の才を重んじ、また表して征西戸曹參軍に轉ぜしむ。……累遷して散騎常侍、侍中たり、仍りて廷尉に轉

じ、長沙相たり。年老ひて致仕し、中散大夫を加へらる。……年七十七にして卒し、著す所の文章世に行はる。(羅含、字君章、桂陽耒陽人也。……後桓温臨州、又補征西參軍。……轉州別駕。……徵爲尚書郎、温雅重其才、又表轉征西戸曹參軍。……累遷散騎常侍、侍中、仍轉廷尉、長沙相。年老致仕、加中散大夫。……年七十七卒、所著文章行於世。)

とあるように、羅含は荊州別駕、尚書郎を経て、桓温(譙国の人、三一三〜三三七)の「征西戸曹參軍」に転じているから、都督府の戸曹參軍は要州の綱紀、あるいは六品の台郎よりも重んじられていたことがわかる。羅含は著名な文人であり、「晉中散大夫羅含集三卷」(『隋書』卷三十五・経籍志四・集部)、「湘中山水記三卷」(『宋史』卷二百四・芸文志三・史部地理類)などの著作を残している。また、『梁書』卷五十・文学伝下に、

劉峻、字は孝標、平原平原の人なり。……安成王秀峻の學を好み、荊州に遷るに及び、引きて戸曹參軍と爲し、其れに書籍を給し、事類を抄録せしめ、名づけて類苑と曰ふ。未だ成るに及ばずして、また疾を以て去る。(劉峻、字孝標、平原平原人。……安成王秀好峻學、及遷荊州、引爲戸曹參軍、給其書籍、使抄録事類、名曰類苑。未及成、復以疾去。)

とあるように、梁の劉孝標(四五八〜五二二)は安成王蕭秀(武帝の弟、四七五〜五一八)の「戸曹參軍」に辟召されるが、任務は類書の編纂だつた。北朝の事例になるが、『周書』卷三十一・柳敏伝に、

即ちに丞相府の參軍事に拜せしむ。俄にして戸曹參軍に轉じ、記室を兼ねる。(即拜丞相府參軍事。俄轉戸曹參軍、兼記室。)

とあるように、北周の柳敏(河東の人、?〜五八一)は、西魏の初め、宇文泰の「戸曹參軍」に任ぜられ、「記室を兼」ねた。

以上のことから、戸曹參軍は、清官の度合いは記室參軍より劣るものの、文人貴族も任官する府官だつたと評価できる。もし、南朝の戸曹が人事を担当し、版文を起草しなければならなかつたとすれば、文人の就任は必須の条件となる。よしんば、公式の職務ではないとしても、戸曹參軍が文人のポストだったとすれば、版文の作成に関与したとしても不思議ではない。魯爽の版文が戸曹の手に成つたことは、それなりに理由があつたように思われる。

### 第三節 参軍督護と功曹督護

前掲『宋書』百官志上・公府僚属の条には、正・行參軍ないし長兼行參軍の説明に続き、東晋時代、「參軍督護」という官職があり、「營を領し、部曲を有」していたが、「今は則ち無し」という記述が見える。『宋書』卷八十三・宗越伝に、

武念、新野の人なり。もと三五門、身を郡の將より出す。蕭思話雍州と爲るや、土人の龐道符を遣はして六門の田を統べしめ、念もて道符の隨身隊主と爲す。のち大府は念の健名あり、且つ家富み馬あるを以て、召し出して將と爲す。世祖雍州に臨むや、念は隊を領して奉迎す。……即ちに擢かれて參軍督護と爲る。(武念、新野人也。本三五門、出身郡將。蕭思話爲雍州、遣土人龐道符統六門田、念爲道符隨身隊主。後大府以念有健名、且家富有馬、召出爲將。世祖臨雍州、念領隊奉迎。……即擢爲參軍督護。)

とあるように、宋の武念(?〜四六五)は「三五門」、すなわち庶人の出であるが、武陵王劉駿(孝武帝、在位四五三〜四六四)が雍州(襄陽)に赴任してきた際の活躍(蛮夷の襲撃を防ぐ)を認められ、「參軍督護」に抜擢された。また、同上卷九十四・恩倖伝に、

戴法興、會稽山陰の人なり。家貧にして、父の碩子は紆を販るを

もて業と爲す。……仍りて世祖の征虜・撫軍記室掾と爲る。上〔孝武帝をさす〕の江州と爲るや、仍りて南中郎典籤たり。上の巴口に建義するや、法興は典籤の戴明寶・蔡閑と俱に参軍督護と爲る。上即位するや、並びに南臺侍御史と爲り、同に中書通事舍人を兼ねる。(戴法興、會稽山陰人也。家貧、父碩子販紵爲業。……仍爲世祖征虜・撫軍記室掾。上爲江州、仍南中郎典籤。上於巴口建義、法興與典籤戴明寶・蔡閑俱爲参軍督護。上即位、並爲南臺侍御史、同兼中書通事舍人。)

とあるように、いわゆる恩倖寒人の戴法興(四一四〜四六五)は、典籤など劉駿の下級府官を歴任した後、劉劭を討つ際、ようやく「参軍督護」に昇進した。

以上のように、参軍督護という官職は史料に散見しているから、さきの『宋書』百官志上の「今則無」という記述は「領管有部曲」にかなり、南朝でも官職は存続していたが、軍隊を統率する要職ではなくなったという意味だろう。かつ、武念、戴法興ら寒門武人もしくは恩倖寒人が任官したことは、当該官が濁官ないし卑職だったことを物語っている。

そもそも、督護という語彙が頻繁に登場するのは、両晋交替期のことである。『華陽国志』卷八・大同志・元康八年(二九八年)冬の条に、

西夷校尉の西平の麴炳表して軍を出し、牙門將の孫眺を遣はして督護と爲し萬人もてこれを征せしむも、常安に戦ひ、大いに胡の破る所と爲る。(西夷校尉西平麴炳表出軍、遣牙門將孫眺爲督護

萬人征之、戰于常安、大爲胡所破。)

とある。西晋時代、益州には刺史とは別に護西夷校尉が置かれ、軍事警察権を掌握したが、その配下の「牙門將」が「督護」となり、胡を

討つて大敗したというのである。また、同上・太安元年(三〇二年)春の条に、

征西〔司馬顥をさす〕は督護の衙博を遣はして西のかた(李)特を征討せしめ、博は梓潼に次る。……(羅)尚は督護の巴西の張龜を遣はし四十牙門を督して、繁城に軍せしむ。……衙博才は文武を兼ね、征西大將軍の河間王深くこれを器とす。(征西遣督護衙博西征討特、博次梓潼。……尚遣督護巴西張龜督四十牙門、軍繁城。……衙博才兼文武、征西大將軍河間王深器之。)

とあるように、李特が拳兵した際、益州刺史の羅尚(襄陽の人、?〜三一〇)は「督護」の張龜を繁城に進軍させ、雍涼二州都督の河間王司馬顥は「督護」の衙博(七)を派遣した。前者の張龜は「四十牙門を督」していたが、『晋書』卷五十七・馬隆伝に、

太康の初め、朝廷は西平荒毀し、宜しく時に興復すべきを以て、隆を以て平虜護軍・西平太守と爲し、領する所の精兵を將いしめ、また牙門一軍を給し、西平に屯據せしむ。(太康初、朝廷以西平荒毀、宜時興復、以隆爲平虜護軍・西平太守、將所領精兵、又給牙門一軍、屯據西平。)

とあるように、西平太守の馬隆(東平の人)は「牙門一軍」を給され、同上卷五十九・汝南王亮伝に、

祐、字は永猷。永安中、惠帝に從ひて北征す。帝の長安に遷るや、祐は國に反る。帝の洛に還るに及び、征南の兵八百人を以てこれに給し、特に四部牙門を置かしむ。(祐、字永猷。永安中、從惠帝北征。帝遷長安、祐反國。及帝還洛、以征南兵八百人給之、特

置四部牙門。)

とあるように、汝南王司馬祐(亮の孫、?〜三二六)は「兵八百人」を給されて「四部牙門」を置くことを許された。牙門は二百名ほどの

兵士によつて編成される戦闘単位、部隊の称谓だったと推測される。

八王の乱が本格化すると、督護の事例はさらに増える。同上卷五十九・河間王顒伝に、

九年、梁王彤に代はりて平西將軍と爲り、關中に鎮す。……顒は二王〔齊王冏、成都王穎をさす〕の兵盛んなるを聞き、乃ち長史の李含に龍驤將軍を加へ、督護の席遠らを領して〔張〕方〔司馬顒の將〕の軍を追ひ廻らし、以て二王に應ぜしむ。……方また天子に逼りて長安に幸せしむ。乃ち劉喬に節を假し、鎮東大將軍に進位し、成都王穎を遣はして樓褒・王闡らの諸軍を總統せしめ、河橋に據りて以て〔司馬〕越を距ましむ。王浚は督護の劉根を遣はし三百騎を將いて河上に至らしむ。……弘農太守の裴廙、秦國內史の賈龕、安定太守の賈疋ら起義して顒を討ち、馬瞻、梁邁らを斬る。東海王越是督護の麋晃を遣はし國兵を率いて顒を伐たしむ。鄭に至り、顒の將牽秀晃を距むも、晃は秀並びに其の二子を斬る。義軍は關中を據有し、顒は城を保つのみ。〔九年、代梁王彤爲平西將軍、鎮關中。……顒聞二王兵盛、乃加長史李含龍驤將軍、領督護席遠等追方軍迴、以應二王。……方又逼天子幸長安。乃假劉喬節、進位鎮東大將軍、遣成都王穎總統樓褒・王闡等諸軍、據河橋以距越。王浚遣督護劉根將三百騎至河上。……弘農太守裴廙、秦國內史賈龕、安定太守賈疋等起義討顒、斬馬瞻、梁邁等。東海王越遣督護麋晃率國兵伐顒。至鄭、顒將牽秀距晃、晃斬秀并其二子。義軍據有關中、顒保城而已。〕

とあるように、三王起義の際（三〇一年）、司馬顒は「督護」の席遠らを派遣した。のちに司馬顒が惠帝を長安に連れ去ると、司馬越是「督護」の麋晃に「國兵」を統率させ、關中に侵攻させる（三〇五〜三〇六年）。このとき、幽州都督の王浚（王沈の子）も「督護」の劉根を

派兵しているが、同上卷三十九・王沈伝に、

主簿の祁弘を以て前鋒と爲し、〔成都王〕穎の將石超に平棘に遇ひ、撃ちてこれを敗る〔三〇四年〕。……東海王越將に大駕を迎へんとするや、浚は祁弘を遣はし烏丸突騎を率いて先驅と爲さしむ。……會々洛京傾覆し、浚大いに威令を樹て、征伐を専らにす。督護の王昌、中山太守の阮豹らを遣はして諸軍を率い、務勿塵の世子疾陸眷、並びに弟の文鶯、從弟の末桮と、石勒を襄國に攻めしむ。……〔劉〕琨の宗人劉希衆を合し、代郡・上谷・廣寧三郡の人みな琨に歸す。……浚は燕相の胡矩を遣はして諸軍を督護し、疾陸眷と力を并せて希を攻破せしむ。〔以主簿祁弘爲前鋒、遇穎將石超於平棘、擊敗之。……東海王越將迎大駕、浚遣祁弘率烏丸突騎爲先驅。……會洛京傾覆、浚大樹威令、專征伐、遣督護王昌・中山太守阮豹等率諸軍、及務勿塵世子疾陸眷、并弟文鶯・從弟末桮、攻石勒於襄國。……琨宗人劉希衆、代郡・上谷・廣寧三郡人皆歸于琨。……浚遣燕相胡矩督護諸軍、與疾陸眷并力攻破希。〕

とあるように、洛陽陥落後、王浚は「督護」の王昌らに石勒を攻めさせ、また、燕相の胡矩に「諸軍を督護」させ、劉琨の將を破つた（三一〜三二二年頃）。同上卷六十七・温嶠伝に、

〔劉〕琨の大將軍に遷るや〔三二四年〕、嶠もて從事中郎・上黨太守と爲し、建威將軍を加へ、前鋒軍事を督護せしむ。〔琨遷大將軍、嶠爲從事中郎・上黨太守、加建威將軍、督護前鋒軍事。〕

とあるように、温嶠（二八八〜三二九）が劉琨の「從事中郎」に任ぜられ、「督護前鋒軍事」になったという記事もある。本官に関わりなく、「諸軍を督護」することを「督護」と称したとすれば、司馬穎との戦い（三〇四年）に「前鋒」を務め、司馬顒との戦い（三〇六年）でも「烏丸突騎を率」いて「先驅」となった「主簿の祁弘」（前掲『晋

書』王沈伝)も、督護ないし前鋒督護だったことは、ほぼまちがいないだろう。

以上のことから、督護は、ほぼ両晋時代、都督・刺史などの配下の武將(本官は府官ないし郡県の守令など様々)が軍事を委任された際に与えられる権限、もしくは官称だったと推測される。

他方、魏末頃から、都督配下の参軍が実戦に投入される場面が目立つようになる。たとえば、『魏志』卷二十八・鍾會伝に、

會上言して曰はく、「賊の姜維張翼・廖化・董厥ら逃走し、成都に趣かんと欲す。臣輒ち司馬の夏侯威・護軍の胡烈らを遣はし徑ちに劍閣より新都・大渡に出で、その前を截たしめ、参軍の爰彰・將軍の句安らをして其の後を躡はしめ、参軍の皇甫闔・將軍の王買らをして涪より南のかた出でて其の腹を衝かしめ、臣は涪縣に據りて東西勢援と爲れり……」と。(會上言曰、賊姜維・張翼・廖化・董厥等逃死遁走、欲趣成都。臣輒遣司馬夏侯威・護軍胡烈等徑從劍閣出新都・大渡、截其前。参軍爰彰・將軍句安等躡其後、参軍皇甫闔・將軍王買等從涪南出衝其腹。臣據涪縣爲東西勢援。……)

とあるように、平蜀の役(二六三年)の際、関中都督の鍾會は蜀の主力が把る劍閣を攻めるが、このとき「参軍の爰彰」、「参軍の皇甫闔」らに別働隊を統率させている。平呉の役(二七九〜二八〇年)でも、『晋書』卷三十四・杜預伝に、

(羊) 祐卒するに及び、鎮南大將軍・都督荊州諸軍事に拜す。……預は太康元年正月を以て、兵を江陵に陳べ、参軍の樊顯・尹林・鄧圭、襄陽太守の周奇らを遣はし衆を率い江に循ひて西上せしめ、授けるに節度を以てす。(及祐卒、拜鎮南大將軍・都督荊州諸軍事。……預以太康元年正月、陳兵于江陵、遣参軍樊顯・尹林・鄧

圭、襄陽太守周奇等率衆循江西上、授以節度。)

とあるように、荊州都督の杜預は「参軍の樊顯」らを派遣して江陵以西における長江の水上権を掌握させ、同上卷四十二・王渾伝に、

安東將軍・都督揚州諸軍事に遷り、壽春に鎮す。……大舉して呉を伐つに及び、渾は師を率いて横江に出で、参軍の陳慎・都尉張喬を遣はして尋陽の瀨郷を攻めしめ、また呉の牙門將孔忠を撃ち、みなこれを破り、呉の將周興ら五人を獲。(遷安東將軍・都督揚州諸軍事、鎮壽春。……及大舉伐呉、渾率師出横江、遣参軍陳慎・都尉張喬攻尋陽瀨郷、又撃呉牙門將孔忠、皆破之、獲呉將周興等五人。)

とあるように、揚州都督の王渾は「参軍の陳慎」らに尋陽を攻撃させた。また、同上卷四十三・王戎伝に、

豫州刺史に遷り、建威將軍を加へられ、詔を受けて呉を伐つ。戎は参軍の羅尚・劉喬を遣はし前鋒を領し、武昌に進攻せしめ、呉の將楊雍・孫述、江夏太守の劉朗各々衆を率い戎に詣りて降る。(遷豫州刺史、加建威將軍、受詔伐呉。戎遣参軍羅尚・劉喬領前鋒、進攻武昌、呉將楊雍・孫述、江夏太守劉朗各率衆詣戎降。)

とあるように、豫州刺史の王戎は「参軍の羅尚・劉喬」に「前鋒を領」せしめ、武昌に進攻させている。参軍事が参謀だけでなく、実戦の指揮官としても機能し始めたことを示唆している。

實際、同上卷九十・良吏伝に、

喬智明、字は元達、鮮卑前部の人なり。……成都王穎辟して輔國將軍と爲す。穎の趙王倫を敗るや、智明を表して殄寇將軍と爲し、隆慮、共二縣令たらしむ。……惠帝の鄴を伐つや、穎は智明を以て折衝將軍と爲し、丞相の先鋒軍事に參せしむ。(喬智明、字元達、鮮卑前部人也。……成都王穎辟爲輔國將軍。穎之敗趙王倫也、

表智明爲殄寇將軍、隆慮、共二縣令。……惠帝之伐鄴也、穎以智明爲折衝將軍、參丞相先鋒軍事。

とあり、同上卷百二・劉聰載記に、

乃ち成都王に亡奔し、右積弩將軍に拜し、前鋒戰事に參す。(乃亡奔成都王、拜右積弩將軍、參前鋒戰事。)

とあるように、八王の乱の際、司馬穎配下の匈奴など胡族兵は、「折衝將軍・參丞相先鋒軍事」の喬智明、あるいは「右積弩將軍・參前鋒戰事」の劉聰(漢の昭武帝、在位三一〇〜三一八)らによって統率されたらしい。

同上卷六十六・劉弘伝に、

太安中、張昌亂を作すや、使持節・南蠻校尉・荊州刺史に轉ず。

……新野王歆の敗れるに及ぶや、弘を以て代はりて鎮南將軍・都督荊州諸軍事と爲し、餘官は故の如し。弘は南蠻長史の陶侃を遣はして大都護と爲し、參軍の蒯恒もて義軍督護と爲し、牙門將の皮初もて都戰帥と爲し、進みて襄陽に據らしむ。……東海王越の大駕を奉迎するに及び、弘は參軍の劉盤を遣はして督護と爲し、諸軍を率いてこれに會せしむ。(太安中、張昌作亂、轉使持節・南蠻校尉・荊州刺史。……及新野王歆之敗也、以弘代爲鎮南將軍・都督荊州諸軍事、餘官如故。弘遣南蠻長史陶侃爲大都護、參軍蒯恒爲義軍督護、牙門將皮初爲都戰帥、進據襄陽。……及東海王越奉迎大駕、弘遣參軍劉盤爲督護、率諸軍、會之。)

とあり、『資治通鑑』卷八十六・晋紀八・惠帝永興二年十月の条に、劉弘は張方〔司馬顥の武將〕の殘暴なるを以て、顥必ず敗れるを知り、乃ち參軍の劉盤を遣はして都護と爲し、諸軍を帥い、司空越の節度を受けしむ。(劉弘以張方殘暴、知顥必敗、乃遣參軍劉盤爲都護、帥諸軍、受司空越節度。)

とあるように、荊州刺史の劉弘(沛国の人、?〜三〇六)は南蛮長史の陶侃(廬江の人、二五九〜三三四)を「大都護」、「參軍の蒯恒を義軍督護」、牙門將の皮初を「都戰帥」に起用し、張昌の反乱を鎮圧させた(三〇三年)。さらに、司馬越が司馬顥を攻めたとき(三〇五年頃)、劉弘は「參軍の劉盤」を「督護」もしくは「都護」に任命し(督護と都護は通用)、司馬越の軍に合流させている。蒯恒や劉盤らのように、參軍と督護を兼ねたものが、參軍督護の語源なのだろう。

話を東晋南朝の參軍督護に戻せば、『宋書』卷八十三・宗越伝に、もと南陽の次門たり。安北將軍趙倫之の襄陽に鎮するや、襄陽雜姓多し。倫之は長史の范覲之をして氏族を條次し、其の高卑を辨ぜしむ。覲之は越を點して役門と爲す。……また後將軍參軍督護に補せらる。隨王誕これに戯れて曰はく、「汝は何人にして、遂に我が府の四字を得たるか」と。越答へて曰はく、「佛狸〔北魏の太武帝をさす〕未だ死せざれば、諮議參軍を得ざるを憂へず」と。誕大いに笑ふ。……南中郎長兼行參軍に轉ず。……世祖即位するや、以て江夏王義恭の大司馬行參軍・濟陽太守と爲し、尋いで龍驤將軍を加ふ。……西陽王子尚の撫軍中兵參軍に遷り、將軍たること故の如し。(本爲南陽次門。安北將軍趙倫之鎮襄陽、襄陽多雜姓。倫之使長史范覲之條次氏族、辨其高卑。覲之點越爲役門。……還補後軍〔後將軍〕參軍督護、隨王誕戲之曰、汝何人、遂得我府四字。越答曰、佛狸未死、不憂不得諮議參軍。誕大笑。……轉南中郎長兼行參軍。……世祖即位、以爲江夏王義恭大司馬行參軍・濟陽太守、尋加龍驤將軍。……遷西陽王子尚撫軍中兵參軍、將軍如故。)

とあるように、宋の宗越(南陽の人、四〇八〜四六五)は隨王劉誕(文帝の子、四三〇〜四五六)の「參軍督護」になるが、かれは庶民、よ

くても下級貴族の出身であり、劉誕との会話からも、参軍督護が軽微な府官だったことがわかる。その後、宗越は劉駿の「長兼行参軍」、江夏王劉義恭（武帝の子、四一三〜四六五）の「行参軍」、劉子尚（孝武帝の子）の「中兵参軍」と昇進した。また、同上卷四十九・劉鍾伝に、

劉牢之の鎮北参軍督護と爲る。……義旗將に建てんとするや、高祖は鍾に版して郡主簿と爲す。……鍾を遣はして宿に東府に據らしめ、鎮軍参軍督護に轉ず。……車騎長兼行参軍に轉ず。……太尉行参軍・寧朔將軍・下邳太守に補せられ、孟懷玉に代はりて石頭戍の事を領す。……給事中に遷り、太尉参軍事・龍驤將軍・高陽内史たりて、石頭戍の事を領す。（爲劉牢之鎮北参軍督護。……義旗將建、高祖版鍾爲郡主簿。……遣鍾宿據東府、轉鎮軍参軍督護。……轉車騎長兼行参軍。……補太尉行参軍・寧朔將軍・下邳太守、代孟懷玉領石頭戍事。……遷給事中、太尉参軍事・龍驤將軍・高陽内史、領石頭戍事。）

とあるように、東晋末、劉鍾（彭城の人、三七七〜四一九）は劉牢之の「参軍督護」、劉裕の「参軍督護」、「長兼行参軍」、「行参軍」、「参軍事」を歴任した。宮崎市定が指摘するように、南朝の参軍事は、①正参軍、②板正参軍、③行参軍、④板行参軍、⑤長兼行参軍と序列化され、⑥参軍督護はその最下級だったことがわかる。

このほか、同上卷四十四・謝晦伝に、

初め、河東の人商玄石は晦の参軍と爲り、……水に投じて死す。

太祖これを嘉し、其の子懷福を以て衡陽王義季の右軍参軍督護と爲す。晦走るや、左右みなこれを棄つも、ただ延陵蓋のみ追隨して捨てざるあり。太祖これを嘉し、のち蓋を以て長沙王義欣の功曹督護と爲す。（初、河東人商玄石爲晦参軍、……投水死。太祖

嘉之、以其子懷福爲衡陽王義季右軍参軍督護。晦走、左右皆棄之、唯有延陵蓋追隨不舍。太祖嘉之、後以蓋爲長沙王義欣功曹督護。）

とあるように、参軍督護のほかに「功曹督護」という官職も見える。『隋書』百官志上・梁十八班の条には、公府・軍府の属官が整然と配当されているが、功曹督護は長史・司馬、参軍などと同様に、府官として扱われている（表Iを参照）。たとえば、「庶姓持節府」の正参軍以下は「位不登二品者」、いわゆる流外官であるが、「除正参軍」は最上位の流外七班、「板正参軍」は流外六班、「行参軍」は流外五班、「板行参軍」は流外四班、「長兼行参軍」は流外三班、「参軍督護」は流外二班、「功曹督護」は流外一班だった。功曹督護が最下級の参軍事として位置付けられているのがわかる。

以上まとめると、東晋南朝期、参軍事は次第に階層化され、まず、正参軍と行参軍の区別が現れ、これをもとに①除正参軍、②板正参軍、③除行参軍、④板行参軍の四等級が成立し、さらに⑤長兼行参軍（もしくは単に兼行参軍）、⑥参軍督護、⑦功曹督護が設けられ、最終的には、合計七等級の官職として運用され、上は名門貴族から、下は庶民に至るまで幅広い階層が任官していたことがわかる。参軍事が多くの官僚が就任する府官として定着していたことを示唆している。

### 第三章 諸曹参軍の出現

#### 第一節 府の曹局

『宋書』卷百・自序伝に、

林子、字は敬士、田子の弟なり。……乃ち林子を以て西中郎中兵参軍と爲し、新興太守を領せしむ。……太祖鎮西に進號するや、

隨府して轉じ、建威將軍・河東太守を加へらる。……尋いで召されて暫く下るや、中兵局の事を以て録事參軍の王華を副とす。(林子、字敬士、田子弟也。……乃以林子爲西中郎中兵參軍、領新興太守。……太祖進號鎮西、隨府轉、加建威將軍・河東太守。……尋召暫下、以中兵局事副録事參軍王華。)

とあり、『南齊書』卷三十五・高帝十二王伝に、

臨川獻王映、字は宣光、太祖の第三子なり。……改めて散騎常侍・都督揚南徐二州諸軍事・前將軍・揚州刺史を授けられ、持節たること故の如し。國家初めて創られるや、映は年少を以て神州に臨むも、吏治聰敏なれば、府州の曹局、みな重く以て禁令を奉じるに足る。宋の彭城王義康より以後、未だこれ有らざるなり。(臨川獻王映、字宣光、太祖第三子也。……改授散騎常侍・都督揚南徐二州諸軍事・前將軍・揚州刺史、持節如故。國家初創、映以年少臨神州、吏治聰敏、府州曹局、皆重足以奉禁令。自宋彭城王義康以後、未之有也。)

とあるように、府の職務を分掌する下部組織を「曹局」、略して曹(まれに局)という。漢代以来、公府・軍府の諸事務を分担する曹局は掾属によつて管掌された。ところが、西晋末頃、署曹の參軍が登場し、南朝では完全に掾属の地位を奪うに至る(表II、表IIIを参照)。

諸曹の參軍が本格的に設置されるのは、琅邪王司馬睿の鎮東ないし丞相府である。元来、參軍と府の曹局は無関係であつたが、參軍もしくは行參軍を「署」して、その事務を掌らせたものが諸曹(もしくは列曹)參軍である。『宋書』卷三十九・百官志上・公府官属の条に、

江左の初め、晉元帝の鎮東・丞相府に録事、記室、東曹、西曹、度支、戸曹、法曹、金曹、倉曹、理曹、中兵、外兵、騎兵、典兵、兵曹、賊曹、運曹、禁防、典賓、鎧曹、田曹、集曹、士曹、騎士、

車曹參軍あり。其れ東曹、西曹、度支、金曹、理曹、典兵、兵曹、賊曹、運曹、禁防、典賓、騎士、車曹の凡て十三曹は、今闕け、餘す所は十二曹なり。其の後また直兵、長流、刑獄、城局、水曹、右戸、墨曹の七曹あり。高祖相と爲るや、中兵・直兵を合して一參軍を置くも、曹は則ちなお二つなり。いま小府の長流參軍を置かざる者は、禁防參軍を置く。(江左初、晉元帝鎮東・丞相府有録事、記室、東曹、西曹、度支、戸曹、法曹、金曹、倉曹、理曹、中兵、外兵、騎兵、典兵、兵曹、賊曹、運曹、禁防、典賓、鎧曹、田曹、(集曹が欠)士曹、騎士、車曹參軍。其東曹、西曹、度支、金曹、理曹、典兵、兵曹、賊曹、運曹、禁防、典賓、騎士、軍曹(⇒車曹の誤り)凡十三曹、今闕、所餘十二曹也。其後又有直兵、長流、刑獄、城局、水曹、右戸、墨曹七曹。高祖爲相、合中兵・直兵置一參軍、曹則猶二也。今小府不置長流參軍者、置禁防參軍。)

とあり、『南齊書』卷十八・百官志に、

凡そ公・督の府は佐を置く。長史・司馬は各々一人、諮議參軍は二人。諸曹は録事、記室、戸曹、倉曹、中・直兵、外兵、騎兵、長流賊曹、刑獄賊曹、城局、法曹、田曹、水曹、鎧曹、集曹、右戸、墨曹の十八曹あり。城局曹以上は正參軍を署し、法曹以下は行參軍を署すこと各々一人。其れ行參軍の署なき者は長兼の員と爲す。……小府は長流なく、禁防參軍を置く。(凡公・督府置佐。長史・司馬各一人、諮議參軍二人。諸曹有録事、記室、戸曹、倉曹、中・直兵、外兵、騎兵、長流賊曹、(刑獄賊曹)城局、法曹、田曹、水曹、鎧曹、集曹、右戸(墨曹が欠)十八曹。城局曹以上署正參軍、法曹以下署行參軍各一人。其行參軍無署者爲長兼員。……小府無長流、置禁防參軍。)

とあるように、東晋の初めは二十五曹あつたが、その後、「十三曹」



が廃止されるいつぼう、「七曹」が増設され、宋初には、①録事、②記室、③戸曹、④倉曹、⑤⑥中兵・直兵（二曹一参軍）、⑦外兵、⑧騎兵、⑨長流賊曹、⑩刑獄賊曹、⑪城局（以上、正参軍）、⑫法曹（以下、行参軍）、⑬田曹、⑭水曹、⑮鎧曹、⑯集曹、⑰右戸、⑱墨曹、⑲土曹に再編された。さらに、南斉までに、⑲土曹が廃され、「十八曹」となった（表IVを参照）。

また、『隋書』巻二十六・百官志上・梁官制に、

皇弟皇子府は師、友、長史、司馬、從事中郎、諮議参軍及び掾屬、中録事・中記室・中直兵等の参軍、功曹史、録事・記室・中兵等の参軍、文學、主簿、正参軍、行参軍、長兼行参軍等の員を置く。嗣王府は則ち皇弟皇子府の師・友・文學・長兼行参軍を減じ、蕃王府は則ちまた嗣王府の從事中郎・諮議参軍・掾屬・録事記室中兵参軍等の員を減ず。此より以下は、則ち並びに二品に登らず。

（皇弟皇子府置師〔友〕、長史、司馬、從事中郎、諮議参軍及掾屬、中録事・中記室・中直兵等参軍、功曹史、録事・記室・中兵等参軍、文學、主簿、正参軍、行参軍、長兼行参軍等員。嗣王府則減皇弟皇子府師・友・文學・長兼行参軍、蕃王府則又減嗣王府〔府〕從事中郎・諮議参軍・掾屬・録事記室中兵参軍等員。自此以下、則並不登二品。）

とあるように、梁代には「皇弟皇子府」「嗣王府」「蕃王府」、および「庶姓持節府」と軍府の格付けがなされ、府佐の員数に差等が設けられた。参軍に関しても、録事・記室・中兵とは別に、「中録事」「中記室」「中直兵」が新設されるなどの改変がおこなわれた。なお、同上巻二十七・百官志中・北斉官制に、

三師〔太師・太傅・太保〕・二大〔大司馬・大將軍〕・三公〔太尉・司徒・司空〕の府には、……各々長史、司馬、諮議参

軍、從事中郎、掾屬、主簿、録事・功曹・記室・戸曹・倉曹・中兵・外兵・騎兵・長流・城局・刑獄等の参軍事、東・西閤祭酒、及び参軍事、法・墨・田・水・鎧・集・士等の曹の行参軍、兼左戸・右戸の行参軍、長兼行参軍、参軍督護等の員を置く。司徒は則ち加へて左右長史あり。三公の下次には儀同三司あり。開府を加へられし者も、また長史已下の官屬を置くも、而れども記室・倉・城局・田・水・鎧・士等七曹、各一人を減ず。（三師・二大・三公府、……各置長史、司馬、諮議参軍、從事中郎、掾屬、主簿、録事・功曹・記室・戸曹・金曹〔→倉曹の誤り〕・中兵・外兵・騎兵・長流・城局・刑獄等参軍事、東・西閤祭酒、及参軍事、法・墨・田・水・鎧・集・士等曹行参軍、兼左戸・右戸行参軍、長兼行参軍、参軍督護等員。司徒則加有左右長史。三公下次有儀同三司。加開府者、亦置長史已下官屬、而減記室・倉・城局・田・水・鎧・士等七曹、各一人。）

とあるように、北朝もほとんど変わらないが、①録事、②功曹、③記室、④戸曹、⑤倉曹、⑥中兵、⑦外兵、⑧騎兵、⑨長流、⑩城局、⑪刑獄（以上、正参軍）、⑫法曹、⑬墨曹、⑭田曹、⑮水曹、⑯鎧曹、⑰集曹、⑱土曹（以上、行参軍）、⑲左戸、⑳右戸（以上、兼行参軍）の二十曹だった。南朝との違いは、②功曹と⑲左戸が加えられていることである。

ところで、『宋書』百官志上・尚書の条に、

魏の世、殿中、吏部、駕部、金部、虞曹、比部、南主客、祠部、度支、庫部、農部、水部、儀曹、三公、倉部、民曹、二千石、中兵、外兵、別兵、都兵、考功、定科、凡て二十三郎あり。青龍二年〔二三四年〕軍事あれば、尚書令の陳矯奏して都官、騎兵の二曹郎を置き、合はせて二十五曹と爲す。晉の西朝は、則ち直事、

殿中、祠部、儀曹、吏部、三公、比部、金部、倉部、度支、都官、二千石、左民、右民、虞曹、屯田、起部、水部、左主客、右主客、駕部、車部、庫部、左中兵、右中兵、左外兵、右外兵、別兵、都兵、騎兵、左士、右士、北主客、南主客もて三十四曹郎と爲す。のちまた運曹を置き、凡て三十五曹。晉の江左初め、直事、左民、屯田、車部、別兵、都兵、騎兵、左士、右士、運曹十曹郎なく、而して主客、中兵は各々一郎を置くのみ。餘す所は十七曹なり。

（魏世有殿中、吏部、駕部、金部、虞曹、比部、南主客、祠部、度支、庫部、農部、水部、儀曹、三公、倉部、民曹、二千石、中兵、外兵、別兵、都兵、考功、定科、凡二十三郎。青龍二年有軍事、尚書令陳矯奏置都官、騎兵二曹郎、合爲二十五曹。晉西朝、則直事、殿中、祠部、儀曹、吏部、三公、比部、金部、倉部、度支、都官、二千石、左民、右民、虞曹、屯田、起部、水部、左主客、右主客、駕部、車部、庫部、左中兵、右中兵、左外兵、右外兵、別兵、都兵、騎兵、左士、右士、北主客、南主客爲三十四曹郎。後又置運曹、凡三十五曹。晉江左初、無直事、左民、屯田、車部、別兵、都兵、騎兵、左士、右士、運曹十曹郎、而主客、中兵各置一郎而已。所餘十七曹也。）

とあるように、魏晉南北朝における尚書列曹の称谓は、公府の曹名に酷似している（表Vを参照）。というよりも、兩者の間には連関性があり、宮崎市定が看破するように、東晉の尚書は司馬容の丞相府の後身と見てまちがいない。この論法によれば、魏の尚書は曹操の司空ないし丞相府の後身、西晉の尚書は司馬昭の大將軍ないし相国府の後身とすることができると言える。

北朝の事例であるが、『北齊書』卷四十・唐邕伝に、

太昌の初め〔五三二年〕、或ひと高祖に薦め、其の外兵曹に命ぜ

られ、文帳を典執す。……（天保）十年〔五五九年〕、晉陽に幸するに從ひ、兼給事黃門侍郎に除せられ、中書舍人を領す。……右僕射に遷り〔五六八年〕、また尚書令に遷り〔五七二年〕、晉昌王に封ぜられ、録尚書事たり〔五七四年〕。……邕は性識明敏にして、時事を通解し、齊氏一代、兵機を典執す。凡てこれ九州の軍士・四方の勇募の、強弱多少、番代往還、及び器械の精粗、糧儲の虛實、精心勤事し、諳知せざるはなし。……齊朝は高祖の相と作るに因り、丞相府の外兵曹・騎兵曹、兵馬を分掌す。天保の受禪〔五五〇年〕に及び、諸司監は咸く尚書に歸すも、ただ此の二曹のみ廢されず、唐邕・白建をして主治せしめ、これを外兵省・騎兵省と謂ふ。其の後、邕・建の位望轉た隆く、各々省主と爲り、中書舍人をして二省の事を分判せしむ。故に世々「唐・白」と稱すと云ふ。（太昌初、或薦於高祖、命其外兵曹、典執文帳。

邕善書計、強記默識、以幹濟見知、擢爲世宗大將軍府參軍。……十年、從幸晉陽、除兼給事黃門侍郎、領中書舍人。……遷右僕射、又遷尚書令、封晉昌王、録尚書事。……邕性識明敏、通解時事、齊氏一代、典執兵機。凡是九州軍士・四方勇募、強弱多少、番代往還、及器械精粗、糧儲虛實、精心勤事、莫不諳知。……齊朝因高祖作相、丞相府外兵曹・騎兵曹分掌兵馬。及天保受禪、諸司監咸歸尚書、唯此二曹不廢、令唐邕・白建主治、謂之外兵省・騎兵省。其後、邕・建位望轉隆、各爲省主、令中書舍人分判二省事、故世稱唐・白云。）

とあり、同上卷四十・白建伝に、

初め大丞相府の騎兵曹に入り、文帳を典執し、書計を明解し、同局の推す所と爲る。天保十年、中書舍人を兼ねる。……武平末、特進、侍中、中書令を歴す。……建は唐邕と俱に兵馬を典執する

を以て位を卿相に致す。(初入大丞相府騎兵曹、典執文帳、明解書計、爲同局所推。天保十年、兼中書舍人。……武平末、歷特進、侍中、中書令。……建興唐邕俱以典執兵馬致位卿相。)

とあるように、高歡が大丞相府を開置したとき(五三二年)、唐邕(太原の人)は「外兵曹」、白建(太原の人、?々五七六)は「騎兵曹」に入り、「兵馬を分掌」した。高洋が即位すると(五五〇年)、霸府の官僚機構「諸司監」は尚書省に帰属することになるが、外兵・騎兵の「二曹」はそのまま独立し、「外兵省・騎兵省」と称されたのである。魏晉南北朝を通じて、同様の事態——霸府から尚書への官僚組織の移動が断続的に生起していたことを示唆している。公府・軍府の発達と尚書のそれがパラレルな関係にあったことになる。

『晋書』卷十六・衛瓘伝に、

使持節・都督關中諸軍事・鎮西將軍に除せられ、尋いで都督徐州諸軍事・鎮東將軍に遷り、菑陽侯に増封せらる。……泰始の初め、征東將軍に轉じ、爵を進めて公と爲し、都督青州諸軍事・青州刺史たり。征東大將軍・青州牧を加へらる。所在みな政績あり。征北大將軍・都督幽州諸軍事・幽州刺史・護烏桓校尉に除せらる。鎮に至り、表して平州を立て、後に兼ねてこれを督す。……咸寧の初め、徴されて尚書令に拜し、侍中を加へらる。性は嚴整、法を以て下を御し、尚書を視ること參佐の若く、尚書郎は掾屬の若し。(除使持節・都督關中諸軍事・鎮西將軍、尋遷都督徐州諸軍事・鎮東將軍、増封菑陽侯。……泰始初、轉征東將軍、進爵爲公、都督青州諸軍事・青州刺史、加征東大將軍・青州牧。所在皆有政績。除征北大將軍・都督幽州諸軍事・幽州刺史・護烏桓校尉。至鎮、表立平州、後兼督之。……咸寧初、徵拜尚書令、加侍中。性は嚴整、以法御下、視尚書若參佐、尚書郎若掾屬。)

とあるように、西晉の衛瓘(河東の人、二二〇〜二九一)は雍涼二州都督、徐州都督、青州都督、幽州都督を歴任した後、尚書令に昇進するが、「以法御下」——軍府の官僚統制を持ち込み、尚書を参軍事、尚書郎を掾屬のように扱ったという。当時の官僚たちが、尚書と軍府の組織に共通性、連関性を認めていたことが窺われる。

## 第二節 署府事

『蜀志』卷五・諸葛亮伝に、

成都平らぐや、亮を以て軍師將軍と爲し、左將軍府の事を署せしむ。先主外出するや、亮常に成都を鎮守し、食を足らし兵を足らす。(成都平、以亮爲軍師將軍、署左將軍府事。先主外出、亮常鎮守成都、足食足兵。)

とあり、同上卷九・董和伝に、

先主の蜀を定むるや、和を徴して掌軍中郎將と爲し、軍師將軍の諸葛亮と並びに左將軍・大司馬府の事を署せしめ、可を獻じ否を替へ、共に歡交を爲す。(先主定蜀、徴和爲掌軍中郎將、與軍師將軍諸葛亮並署左將軍・大司馬府事、獻可替否、共爲歡交。)

とあるように、劉備は益州を攻略すると(二二四年)、諸葛亮(琅邪の人、一八一〜二三四)を軍師將軍、董和(南郡の人)を掌軍中郎將に任じ、「左將軍・大司馬府の事を署」せしめた。

『太平御覽』卷二百四十九・職官部四十七・府参軍に引かれる『諸葛亮与参軍掾属教』に、

前の参軍の董幼宰は言る毎に輒ち數を盡くし、諫めることあらば云ふならく、「性は鄙薄にして、悉くは納る能はずと雖も(云々)」と。幼宰は参署すること七年、事の至らざる有らば、十たび反るに至る。未だ國に忠たると是の如き者あらず、故に亮は以て其

の過を少なくするを得るなり。(前参軍董幼宰每言輒盡數、有諫云、雖性鄙薄、不能悉納。幼宰**参署**七年、事有不至、至於十反。未有忠於國如是者、故亮得以少其過也。)

とあるように、諸葛亮は董和を「参軍」と称し、また、劉備の「府事を署」したことを「参署」と言い換えている。『資治通鑑』卷六十七・漢紀五十九・獻帝建安十九年の条・胡三省注に、

署府事といふ者は、軍府の事を總録するなり。(署府事者、總録軍府事也。)

とあるように、胡三省は「署府事」を軍府の事務を「總録」することと解釈している。

劉備が左將軍を拜命したのは呂布滅亡直後(一九八年)、大司馬・漢中王を称するのは漢中攻略後(二一九年)のことである。劉備が荊州に亡命した頃(二〇一年)、側近の麋竺(東海の人)らが「左將軍從事中郎」に任用されている(『蜀志』卷八・麋竺伝など)。從事中郎の設置は開府の目安になるから、左將軍府が開かれたのは劉備が荊州に居たときのことだろう。軍師將軍も掌軍中郎將も、制度的には左將軍府の官属ではない。要するに、「署府事」という用語は、他官の在任者が公府・軍府の事務に關与することを意味する。

諸葛亮の北伐期にも、『蜀志』卷十一・張裔伝に、

既に蜀に至るや、丞相亮以て参軍と爲し、府の事を署せしめ、また益州治中從事を領せしむ。亮出でて漢中に駐するや、裔は射聲校尉を以て留府長史を領す。(既至蜀、丞相亮以爲**参軍**、**署府事**、又領益州治中從事。亮出駐漢中、裔以射聲校尉領留府長史。)

とあり、同上卷十・楊儀伝に、  
建興三年(二二五年)、丞相亮以て参軍と爲し、府の事を署せしめ、將いて南行す。五年、亮に漢中に隨ふ。八年、長史に遷り、

綏軍將軍を加へらる。(建興三年、丞相亮以爲**参軍**、**署府事**、將南行。五年、隨亮漢中。八年、遷長史、加綏軍將軍。)

とあり、同上卷十四・蔣琬伝に、  
建興元年、丞相亮開府するや、琬を辟して東曹掾と爲し、茂才に擧ぐ。……遷りて参軍と爲る。五年、亮漢中に住するや、琬は長史の張裔と留府の事を統ぶ。八年、裔に代はりて長史と爲り、撫軍將軍を加へらる。(建興元年、丞相亮開府、辟琬爲東曹掾、擧茂才。……遷爲**参軍**。五年、亮住漢中、琬與長史張裔統**留府事**。八年、代裔爲長史、加撫軍將軍。)

とあり、『蜀志』卷十三・馬忠伝に、

八年、召されて丞相参軍と爲り、長史の蔣琬を副けて留府の事を署し、また州治中從事を領す。(八年、召爲**丞相参軍**、副長史蔣琬**署留府事**、又領州治中從事。)

とあるように、漢中の丞相府、ならびに成都の丞相留府には長史、留府長史などのほかに「参軍」が置かれ、「府の事を署」した。再三述べているように、参軍は三公・將軍の相談相手として皇帝から派遣された同僚であつて、部下ではない。だから、参軍が丞相府の事務に關与することを「署府事」と称し、本来の任務と区別したのである。

同上卷十・李嚴伝に、

亮は嚴に命じて二萬人を將いて漢中に赴かしむ。……亮は明年當に軍を出すべきを以て、嚴に命じて中都護を以て府の事を署せしむ。(亮命嚴將二萬人赴漢中。……亮以明年當出軍、命嚴以中都護**署府事**。)

とあるように、李嚴(南陽の人)は「中都護(驃騎將軍)を以て府の事を署」し、同上卷十三・王平伝に、  
(建興)十二年(二三四年)、亮武功に卒するや、……後典軍・

安漢將軍に遷り、車騎將軍の呉壹を副けて漢中に住し、また漢中太守を領す。十五年、安漢侯に進封し、壹に代はり漢中を督す。延熙元年、大將軍の蔣琬沔陽に住するや、平は更めて前護軍と爲り、琬の府の事を署す。六年、琬還りて涪に住するや、前監軍・鎮北大將軍に拜し、漢中を統ぶ。(十二年、亮卒於武功、……遷後典軍・安漢將軍、副車騎將軍呉壹住漢中、又領漢中太守。十五年、進封安漢侯、代壹督漢中。延熙元年、大將軍蔣琬沔陽、平更爲前護軍、署琬府事。六年、琬還住涪、拜前監軍・鎮北大將軍、統漢中。)

とあるように、王平(巴西の人、?〜二四八)は「前護軍(安漢將軍)」を以て、蔣琬の大將軍「府の事を署」した。蜀の都護・護軍・參軍は、軍師・監軍・領軍・典軍と共に文武官僚の序列を示す官職——仮称「行官」を構成した。これらの諸官は、本来、公府・軍府とは無関係であるが、「署府事」という権限を付与されることによって、丞相府ないし大將軍府の業務に関与し得たのである。魏晋の參軍と蜀のそれとは必ずしも同一視することはできないが、公府・軍府に関与する経緯には類似性が認められる。

なお、『晋書』卷四十四・盧欽伝に、  
志、字は子道。……出でて鄴令と爲る。成都王穎の鄴に鎮するや、其の才量を愛し、委ねるに心膂を以てし、遂に謀主と爲す。……志を以て諮議參軍と爲し、仍りて左長史に補し、専ら文翰を掌らしむ。……(長沙王)又死するに及び、穎は志を表して中書監と爲し、鄴に留まり、相府の事に參署せしむ。(志、字子道。……出爲鄴令。成都王穎之鎮鄴也、愛其才量、委以心膂、遂爲謀主。……以志爲諮議參軍、仍補左長史、專掌文翰。……及又死、穎表志爲中書監、留鄴、參署相府事。)

とあるように、八王の乱の際、司馬穎は謀主の盧志(范陽の人、盧欽の弟の子)を中書監に任命し、「相府の事に參署」せしめた。これも公府とは無関係の中書監Ⅱ盧志が司馬穎の丞相府を取り仕切るために付与された権限であろう。

### 第三節 諸曹參軍の成立

すでに述べたように、公府・軍府の実務は曹局によって分掌された。本来、曹局の担当者は掾と属である。掾・属の配置は各曹の実態に応じ、両者が完備した曹局から、掾のみ、属のみの曹局が混在していた。ところが、兩晋交替期をさかいに、曹局の実務は掾属ではなく、參軍に取って代わられる。本節では、諸曹參軍のうち、史料が比較的豊富に残り、形成過程を読み取ることのできる、①録事參軍、②記室參軍、③中兵(もしくは中直兵)參軍、④賊曹參軍を中心に取りあげる。

#### (一) 録事參軍

『北堂書鈔』卷六十九・設官部二十一・録事參軍百四十二に引かれる『干寶司徒儀』に、

録事の職は、衆曹を總録し、其の文案を管するを掌る。(録事之職、掌總錄衆曹、管其文案。)

とあり、同上に引かれる『劉弘教』に、  
録事參軍は、務めて善を擧げ非を彈す。(録事參軍、務擧善彈非。)とあるように、録事參軍は諸曹の帳簿を調べ、非違を糾弾することを職務とした。ただし、漢代の公府・將軍府に「録事」という曹局は存在しないから、正確に言えば、録事は曹局ではない。『宋書』百官志上・公府属の条によれば、西晋末、司馬睿の霸府に録事申郎、および

録事参軍が置かれたのが始まりとみられ、陳頤が「録事参軍」を板授されたという記録もある（前掲『晋書』陳頤伝）。ただし、前掲『劉弘教』は西晋の鎮南將軍・都督荊州諸軍事の劉弘（？～三〇六）が出した文書と推測されるが、そうだとすれば、八王の乱の時期、すでに設置されていたことになる。

東晋末には、中央の公府から地方の都督府に至るまで、広く設置されていたことが確認される。たとえば、『宋書』卷九十二・良吏伝に、王鎮之、字は伯重、琅邪臨沂の人なり。……桓玄の晋を輔くや〔四〇三年〕、以て大將軍録事参軍と爲す。……高祖初めて相國府を建つや〔四一八年頃〕、以て諮議参軍と爲し、録事を領せしむ。

（王鎮之、字は伯重、琅邪臨沂人。……桓玄輔晉、以爲大將軍録事参軍。……高祖初建相國府、以爲諮議参軍、領録事。）

とあるように、東晋末、王鎮之（三五七～四二二）は桓玄（桓温の子、三六九～四〇四）の「大將軍録事参軍」、劉裕の「相國諮議参軍・領録事」を歴任し、『晋書』卷三十七・宗室伝に、

韓延之、字は顯宗、南陽堵陽の人なり。……安帝の時、建威將軍・荊州治中と爲り、平西府録事参軍に轉ず〔四二二年頃〕。（韓延之、字顯宗、南陽堵陽人。……安帝時、爲建威將軍・荊州治中、轉平西府録事参軍。）

とあるように、おなじ頃、韓延之は荊州刺史司馬休之の「平西府録事参軍」となった。

前者の王鎮之は諮議参軍と録事参軍を兼任したが、この組み合わせはよく見られ、『宋書』卷七十七・顔師伯伝に、

父の邵、……謝晦の知る所と爲る。晦領軍と爲るや、以て司馬と爲し、廢立の際、これと参謀す。晦の江陵に鎮するや、請ひて諮議参軍と爲し、録事を領せしめ、軍府の務、悉くこれに委ぬ。（父

邵、……爲謝晦所知。晦爲領軍、以爲司馬、廢立之際、與之参謀。晦鎮江陵、請爲諮議参軍、領録事、軍府之務、悉委焉。）

とあり、同上卷七十五・顔竣伝に、

世祖尋陽に鎮するや、南中郎記室参軍に遷る。……世祖擧兵して入討するや〔四五三年〕、諮議参軍に轉じ、録事を領す。任は外内を總べ、并せて檄書を造る。（世祖鎮尋陽、遷南中郎記室参軍。……世祖擧兵入討、轉諮議参軍、領録事。任總外内、并造檄書。）

とあるように、宋の顔邵（琅邪の人、？～四二六）は荊州刺史の謝晦の「諮議参軍・領録事」となり、「軍府の務」を委任され、おなじく顔竣（琅邪の人、？～四五九）も江州刺史の劉駿の「諮議参軍・領録事」に任ぜられ、府の「外内」を総轄した。また、『南齊書』卷二十八・蘇侃伝に、

上の淮陰に鎮するや、侃の詳密なるを以て、取りて冠軍録事参軍と爲す。……桂陽の難、上また侃を以て平南録事と爲し、軍主を領せしむ。……沈攸之の事起るや、侃を游擊將軍に除し、太祖の驃騎諮議に遷り、録事を領し、黃門郎に除せられ、また太祖の太尉諮議と爲る。……齊臺建つや、黃門郎と爲り、射聲校尉を領し、任ずるに心膂を以てす。（上鎮淮陰、以侃詳密、取爲冠軍録事参軍。……桂陽之難、上復以侃爲平南録事、領軍主。……沈攸之事起、除侃游擊將軍、遷太祖驃騎諮議、領録事、除黃門郎、復爲太祖太尉諮議。……齊臺建、爲黃門郎、領射聲校尉、任以心膂。）

とあるように、蘇侃（武邑の人、四二七～四七九）は蕭道成（南齊の高帝、在位四七九～四八二）に仕えて「冠軍録事参軍」、「平南録事参軍」、「驃騎諮議参軍・領録事」を歴任し、機密に参与した。

さらに、『宋書』自序伝に、  
（林子）子の邵嗣ぐ。邵、字は道輝。……大將軍義康の豫章に出

鎮するや、申謨もて中兵参軍と爲し、城防の任を掌らしむ。廬陵王紹の江州と爲るや（四四三年）、邵を以て南中郎府録事参軍と爲し、府州の事を行せしむ。事未だ行はれず、會々謨に下り、邵は謨に代はりて大將軍中兵と爲り、寧朔將軍を加へらる。（子邵嗣。邵、字道輝。……大將軍義康出鎮豫章、申謨爲中兵参軍、掌城防之任。廬陵王紹爲江州、以邵爲南中郎府録事参軍、行府州事。事未行、會謨丁艱、邵代謨爲大將軍中兵、加寧朔將軍。）

とあるように、宋の沈邵（呉興の人、林子の子、四〇七〜四四九）は廬陵王劉紹（文帝の子、四三二〜五三二）の「南中郎府録事参軍」となり、「行府州事」——都督代行を兼ねた（三五九）（実現せず）。行府州事は長史・司馬ないし諮議参軍との兼職が一般的であるが、この事例は録事参軍も可能であったことを示唆している。

以上のように、録事参軍は西晋末に現れ、東晋南朝では中央の公府から地方の都督府に至るまで広く設置され、長史・司馬、諮議参軍に次ぐ、もしくはこれらに匹敵する要職と位置付けられていた。本来の職務は府内の綱紀肅正であるが、おもに諮議参軍との兼務によつて内外の機密に参与し、さらには行府州事になることもあった。

## （二）記室参軍

『北堂書鈔』卷六十九・設官部二十一・記室参軍百四十三に引かれる『干寶司徒儀』に、

記室は表章啓奏を掌る。（記室表章啓奏。）

とあり、おなじく『干寶司徒儀』に、

記室の儀、凡そ表章雜記の書あれば、其の草を創るを掌る。（記室之儀、凡有表章雜記之書、掌創其草。）

とあり、おなじく『干寶司徒儀』に、

記室の職、凡そ文墨、表章啓奏、弔賀の禮の題署を掌るなり。（記室之職、凡掌文墨、表章啓奏、弔賀之禮題署也。）

とあるように、記室参軍は、府ないし府主の公文書を担当する要職である。

漢代、公府ほかの官署には、公文書の起草・製作を担当する専任官があった。『統漢書』百官志一・太尉の条に、

閣下令史は閣下威儀の事を主り、記室令史は上表・章報の書記を主り、門令史は府門を主る。其餘の令史は、各々曹の文書を典る。（閣下令史主閣下威儀事、記室令史主上表章報書記、門令史主府門。其餘令史、各典曹文書。）

とあり、同上・百官志五・郡縣の条に、

みな諸曹掾史を置く。本注に曰はく、「諸曹は略々公府の曹の如きも、東・西曹なし。功曹史あり、選署功勞を主る。五官掾あり、功曹及び諸曹の事を署す。……主記室史は、記書を録し、期會を催すを主る。……閣下及び諸曹は、各々書佐あり、文書を幹主す」と。（皆置諸曹掾史。本注曰、諸曹略如公府曹、無東・西曹。有功曹史、主選署功勞。有五官掾、署功曹及諸曹事。……主記室史、主録記書、催期會。……閣下及諸曹、各有書佐、幹主文書。）

とあるように、公府には「記室令史」、郡県には「主記室史」などがあり、「上表章報の書記を主」った。『後漢書』列伝七十七上・文苑伝上に、

傅毅、字は武仲、扶風茂陵の人なり。……永元元年（八九年）、車騎將軍の竇憲また毅を請ひて主記室と爲し、崔駰もて主簿と爲す。憲大將軍に遷るに及び、また毅を以て司馬と爲し、班固もて中護軍と爲し、憲の府の文章の盛んなること、當世に冠たり。（傅毅、字武仲、扶風茂陵人也。……永元元年、車騎將軍竇憲復請毅

爲主記室、崔駟爲主簿。及憲遷大將軍、復以毅爲司馬、班固爲中護軍、憲府文章之盛、冠於當世。）

とあるように、傅毅は車騎將軍の竇憲（扶風の人、？〜九二）に辟召され、「主記室」に任官している。また、『魏志』卷十三・鍾繇伝注引『謝承漢書』に、

南陽の陰脩、潁川太守と爲るや、賢を旌し俊を擢くを以て務と爲す。五官掾の張仲を方正に擧げ、功曹の鍾繇、主簿の荀彧、主記掾の張禮、賊曹掾の杜祐を孝廉に察し、荀彧もて計吏とし、郭圖もて吏と爲し、以て國朝を光かす。（南陽陰脩爲潁川太守、以旌賢擢俊爲務。擧五官掾張仲方正、察功曹鍾繇、主簿荀彧、主記掾張禮、賊曹掾杜祐孝廉、荀攸計吏、郭圖爲吏、以光國朝。）

とあるように、潁川太守の陰脩は「主記掾の張禮」らを孝廉に察挙したといふ。付言すれば、記室は曹局ではなく、府主ないし郡県守令の側近官（閣下、門下、帳下などという）に属していたとみられる。

また、『晋書』卷二十四・職官志に、

諸公及び開府して位公に従ひ兵を加へられし者は、司馬一人を増置し、秩千石。從事中郎は二人、秩比千石。主簿・記室督は各々一人、舍人は四人。（諸公及開府位從公加兵者、增置司馬一人、秩千石。從事中郎二人、秩比千石。主簿・記室督各一人、舍人四人。）

とあるように、晋代には「記室督」という府官が置かれた。同上卷六十二・劉琨伝に、

頻りに遷して著作郎、太學博士、尚書郎たり。趙王倫執政するや、琨を以て記室督と爲し、從事中郎に轉ぜしむ。（頻遷著作郎、太學博士、尚書郎。趙王倫執政、以琨爲記室督、轉從事中郎。）

とあり、同上卷九十・良吏伝に、

曹據、字は顔遠、譙國譙の人なり。……また洛陽令と爲る。齊王冏の輔政するに及び、據は左思と俱に記室督と爲る。（曹據、字顔遠、譙國譙人也。……復爲洛陽令。及齊王冏輔政、據與左思俱爲記室督。）

とあり、同上卷五十六・張載伝に、

また著作郎と爲り、太子中舍人に轉じ、樂安相に遷り、弘農太守たり。長沙王又請ひて記室督と爲し、中書侍郎に拜し、また著作を領す。（復爲著作郎、轉太子中舍人、遷樂安相、弘農太守。長沙王又請爲記室督、拜中書侍郎、復領著作。）

とあり、同上卷七十七・蔡謨伝に、

父の克、……のち成都王穎の大將軍記室督と爲る。穎丞相と爲るや、擢きて東曹掾と爲す。（父克、……後爲成都王穎大將軍記室督。穎爲丞相、擢爲東曹掾。）

とあるように、八王の乱の頃まで任官者が確認される。なおかつ、左思（齊國の人）、張載（安平の人）のような一流の文人が就任していることからみても、当該官が文書の作成に携わっていたことはまちがいない。

ただし、『魏志』卷二十一・王粲伝に、

太祖並びに（陳）琳・（阮）瑀を以て司空軍謀祭酒（「軍師祭酒」と爲し、記室を管らしむ。（太祖並以琳・瑀爲司空軍謀祭酒、管記室。）

とあり、『晋書』三十九・荀勗伝に、

廷尉正に遷り、文帝の大將軍軍事に參し、爵關内侯を賜はり、從事中郎に轉じ、記室を領す。（遷廷尉正、參文帝大將軍軍事、賜爵關内侯、轉從事中郎、領記室。）

とあり、同上卷百四・石勒載記上に、



乃ち張賓を引きて謀主と爲し、始め軍功曹に署す。……賓を以て参軍都尉と爲し、記室を領せしめ、位は司馬に次ぎ、専ら中に居り事を總べしむ。(乃引張賓爲謀主、始署軍功曹。……以賓爲参軍都尉、領記室、位次司馬、專居中總事。)

とあつて、陳琳(廣陵の人、?~二二七)、阮瑀(陳留の人、?~二二二)らが曹操の軍師祭酒を以て「記室を管」り、荀勗(潁川の人、?~二八九)が司馬昭の大將軍從事中郎を以て「記室を領」し、あるいは、後趙の張賓(趙郡の人、?~三二二)が参軍都尉を以て「記室を領」したように、他の府官が記室を兼務することも、しばしばおこなわれた。

となれば、『晋書』卷五十六・潘岳伝に、  
尼(岳の従子)、字は正叔。……齊王冏の起義するを聞き、乃ち許昌に赴く。冏引きて参軍と爲し、時務に與謀し、記室を兼管せしむ。事平らぐや、安昌公に封ぜられ、黃門侍郎、散騎常侍、侍中、祕書監を歴す。(尼、字正叔。……聞齊王冏起義、乃赴許昌。冏引爲参軍、與謀時務、兼管記室。事平、封安昌公、歷黃門侍郎、散騎常侍、侍中、祕書監。)

とあり、同上卷七十三・庾亮伝に、  
元帝の鎮東たりし時、其の名を聞き、西曹掾に辟す。……参丞相軍事に轉じ、書記を掌る。中興の初め、中書郎に拜し、著作を領し、東宮に侍講す。(元帝爲鎮東時、聞其名、辟西曹掾。……轉参丞相軍事、掌書記。中興初、拜中書郎、領著作、侍講東宮。)

とあり、同上卷八十二・虞預伝に、  
安東從事中郎の諸葛恢、参軍の庾亮ら預を薦め、召されて丞相行参軍と爲り、記室を兼ねる。……佐著作郎に除せらる。……琅邪國常侍に轉じ、祕書丞に遷り、著作郎たり。(安東從事中郎諸葛

恢・参軍庾亮等薦預、召爲丞相行参軍、兼記室。……除佐著作郎。……轉琅邪國常侍、遷祕書丞、著作郎。)

とあるように、西晋末、参軍もしくは行参軍が「記室」を兼務するようになるのは、自然の成り行きだった。

記室参軍の呼称も、ほとんど同時に現れ、『晋書』卷四十九・阮籍伝に、

東海王越の許昌に鎮するや、瞻を以て記室参軍と爲す。(東海王越鎮許昌、以瞻爲記室参軍。)

とあり、同上卷七十五・王湛伝に、  
承、字は安期。……東海王越の許に鎮するや、以て記室参軍と爲し、雅より相知重す。(承、字安期。……東海王越鎮許、以爲記室参軍、雅相知重。)

とあるように、西晋末、司馬越の府には「記室参軍」が置かれていた。同上卷七十一・王鑿伝に、

中興建つや、駙馬都尉に拜し、奉朝請たり、出でて永興令に補せらる。大將軍王敦請ひて記室参軍と爲すも、未だ就かずして卒す。(中興建、拜駙馬都尉、奉朝請、出補永興令。大將軍王敦請爲記室参軍、未就而卒。)

とあり、同上卷七十七・殷浩伝に、  
征西將軍の庾亮引きて記室参軍と爲し、累遷して司徒左長史たり。(征西將軍庾亮引爲記室参軍、累遷司徒左長史。)

とあるように、東晋以降、都督府も含め、公府・軍府には記室参軍が設置されるようになる。要するに、記室参軍とは、公府の主記室もしくは記室督の職務を兼ねた参軍事を意味し、文人貴族が任官する清官としての性格は、当初から内包されていたと言える。

## (三) 中兵参軍

漢の公府には「兵曹」が置かれ、「兵事」を掌握した(前掲『統漢書』百官志一・太尉の条)。また、『統漢書』百官志四・司隸校尉の条に、

從事史十二人。本注に曰はく、「都官從事は、百官の法を犯す者を察舉するを主る。功曹從事は、州の選署及び衆事を主る。別駕從事は、校尉部に行かば則ち奉引し、衆事を録す。簿曹從事は、財穀の簿書を主る。其れ軍事あれば、則ち兵曹從事を置き、兵事を主らしむ」と。(從事史十二人。本注曰、都官從事、主察舉百官犯法者。功曹從事、主州選署及衆事。別駕從事、校尉行部則奉引、録衆事。簿曹從事、主財穀簿書。其有軍事、則置兵曹從事、主兵事。)

とあるように、司隸校尉および諸州には、有事の際、「兵曹從事史」が置かれた。<sup>(四三)</sup>

ただし、『宋書』卷二十九・百官志上・尚書の条に、

魏の世、吏部・左民・客曹・五兵・度支の五曹尚書あり。……五兵尚書は中兵、外兵の二曹を領す。むかし騎兵・別兵・都兵あるが、故にこれを五兵を謂ふなり。(魏世有吏部・左民・客曹・五兵・度支五曹尚書。……五兵尚書領中兵・外兵二曹。昔有騎兵・別兵・都兵、故謂之五兵也。)

とあるように、魏の尚書二十五曹にも、「中兵」「外兵」「別兵」「都兵」「騎兵」の五曹があり、五兵尚書がこれらを統轄した。また、同上・公府官属の条に、

晋の景帝大將軍と爲るに及び、掾を置くこと十人。西曹、東曹、戸曹、倉曹、賊曹、金曹、水曹、兵曹、騎兵各々一人、則ち屬なし。(及晋景帝爲大將軍、置掾十人。西曹、東曹、戸曹、倉曹、賊曹、金曹、水曹、兵曹、騎兵各々一人、則ち屬なし。)

賊曹、金曹、水曹、兵曹、騎兵各一人、則無屬矣。)

とあるように、魏末、司馬師の大將軍府には兵曹に加えて「騎兵」曹が設けられ、司馬睿の丞相府には兵曹・騎兵のほか、「中兵」「外兵」「典兵」が備えられていた(前述)。中兵以下の曹局は兵曹が発展し、細分化されたものとみられるが、起源は公府ではなく、尚書にあったように思われる。

したがって、中兵・騎兵などの掾属と参軍事、および尚書郎は、西晋末、ほぼ同時に出現している。<sup>(四四)</sup>『晋書』卷四十九・阮籍伝に、

孚、字は遙集。……初め太傅府に辟され、騎兵属に遷る。(孚、字遙集。……初辟太傅府、遷騎兵属。)

とあるように、阮孚(陳留の人、咸の子)は司馬越の「騎兵属」に任官し、同上卷七十四・桓彝伝に、

元帝の安東將軍と爲るや、版して行逡適令たらしむ。尋いで丞相中兵属に辟され、累遷して中書郎、尚書吏部郎たり。(元帝爲安東將軍、版行逡適令。尋辟丞相中兵属、累遷中書郎、尚書吏部郎。)

とあるように、桓彝は司馬睿の「中兵属」に辟召され、『北堂書鈔』卷六十九・設官部二十一・中兵参軍百四十四に引かれる『太原王録』に、

王述は司徒王導の中兵属と爲り、牙門を督す。(王述爲司徒王導中兵属、督牙門。)

とあるように、王述(太原の人、三〇三〜三六八)は王導の「中兵属」になり、「牙門を督」した。

いっぽう、『晋書』卷六十二・祖逖伝に、

東海王越逖を以て典兵参軍と爲し、濟陰太守たるも、母喪もて官にゆかず。(東海王越以逖爲典兵参軍、濟陰太守、母喪不之官。)

とあるように、祖逖(范陽の人、二六六〜三二二)は司馬越の「典兵

「参軍」に任ぜられ、同上卷七十六・王廙伝に、

彬、字は世儒。……のち兄の廙と俱に江を渡り、揚州刺史劉機の建武長史と爲る。元帝引きて鎮東賊曹参軍と爲し、典兵参軍に轉ず。(彬、字世儒。……後與兄廙俱渡江、爲揚州刺史劉機建武長史。元帝引爲鎮東賊曹参軍、轉典兵参軍。)

とあるように、王彬(琅邪の人)は司馬睿の「典兵参軍」になった。また、同上卷七十一・陳頤伝に、

鎮東從事中郎の袁琇頤を元帝に薦め、鎮東行参軍事に遷り、法・兵の二曹を典る。(鎮東從事中郎袁琇薦頤於元帝、遷鎮東行参軍事、典法・兵二曹。)

とあるように、陳頤は司馬睿の「行参軍事」に辟召され、法曹と兵曹を管掌した。曹局の管轄権をめぐり、掾属と参軍事、さらに、『宋書』百官志上に、

晉元帝の鎮東大將軍及び丞相と爲るや、從事中郎を置き、定員なし。諸曹を分掌せしめ、録事<sup>(四五)</sup>中郎、度支中郎、三兵中郎あり。(晉元帝爲鎮東大將軍及丞相、置從事中郎、無定員。分掌諸曹、有録事<sup>(四五)</sup>中郎、度支中郎、三兵中郎。)

とあるように、從事中郎も加え、三つ巴の競合関係が生じていたことがわかる。しかし、次第に参軍事の優位が決定的となり、軍事に關する曹局もまた、五兵のうち都兵と別兵(もしくは兵曹と典兵)が消滅し、中兵・外兵・騎兵の三兵に再編される。

わけても、中兵曹は、『北堂書鈔』卷六十九・設官部二十一・中兵参軍百四十四に引かれる『干寶司徒儀』に、

中兵参軍は帳内の牙門將及び軍器を督し、其の軍事に給するを掌るなり。(中兵参軍掌督帳内牙門將及軍器、給其軍事也。)

とあり、おなじく『干寶司徒儀』に、

中兵の任、凡そ軍に在る者、時を以て其の器械を科し、其の人数を綜べ、姦詐を罰し、勞逸を均しくす。(中兵之任、凡在軍者、以時科其器械、綜其人数、罰姦詐、均勞逸。)

とあるように、兵器の管理、および府主の親衛隊(帳内)の統率など——公府・軍府における軍事の中心的な曹局に發展した。『晋書』卷八十五・劉毅伝に、

仕へて州從事と爲り、桓弘以て中兵参軍と爲す。(仕爲州從事、桓弘以爲中兵参軍。)

とあり、また、同上に、

邁、字は伯羣。少くして才幹あり、殷仲堪の中兵参軍と爲る。(仕爲州從事、桓弘以爲中兵参軍。……邁、字伯羣。少有才幹、爲殷仲堪中兵参軍。)

とあるように、劉毅(彭城の人、？(四一三)が桓弘の「中兵参軍」、劉邁(劉毅の兄、？(四〇三)が荊州刺史の殷仲堪の「中兵参軍」に任ぜられたように、東晋末頃から中兵参軍が記録に現れるようになる。

中兵参軍が軍府の要職だったことは、嚴耕望、宮崎市定の指摘する通りであり、都督が挙兵する際、必ず複数の中兵参軍(ないし外兵参軍、騎兵参軍)に部隊を指揮させたことについては、後述する。一例だけ挙げるが、『宋書』卷八十一・劉秀之伝に、

南譙王義宣の荊州に據りて逆を爲すや、参軍の王曜を遣はして秀之より徴兵せしめんとするも、秀之即日曜を斬りて戒嚴す。中兵参軍の韋山松を遣はして萬人もて江陵を襲はしむ。峽を出づるや、竺超民は將の席天生を遣はしてこれを逆へしむも、山松一戰して、即ちに其の首を鼻す。進みて江陵に至るも、魯秀の敗る所と爲り、

山松は殺さる。(南譙王義宣據荊州爲逆、遣参軍王曜徴兵於秀之、秀之即日斬曜戒嚴。遣中兵参軍韋山松萬人襲江陵、出峽。竺超民

遣將席天生逆之、山松一戰、即梟其首。進至江陵、爲魯秀所敗、山松見殺。」

とあるように、劉義宣の乱(四五四年)の際、益州刺史の劉秀之(東莞の人、三九七〜四六四)は「中兵參軍の韋山松」に「萬人」の兵を領せしめ、江陵を攻撃させた。有事の際、中兵參軍は軍府の主力軍を率いる司令官になったのである。

したがって、覇府ないし重鎮の都督府における中兵參軍の人選は重視された。同上・自序伝に、

林子、字は敬士、田子の弟なり。……義熙五年(四〇九年)、鮮卑〔南燕の慕容超をさす〕を伐つに従ひ、行參鎮軍軍事たり。……林子を以て參中軍軍事とす。劉毅を征するに従ひ、參太尉軍事に轉ず。……十二年(四一六年)、高祖平北將軍を領するや、林子は太尉參軍を以て、また參平北軍事たり。其の冬、高祖の羌〔後秦の姚泓をさす〕を伐つや、また參征西軍事たり、悉く三府の中兵を署し、建威將軍を加へられ、軍を統べて前鋒と爲り、汧より河に入る。……のち太祖荊州に出鎮するや、議して林子及び謝晦を以て蕃佐と爲さんとす。高祖曰はく、「吾頓に二人を無くすべからず。林子行かば則ち晦は宜しく出るべからず」と。乃ち林子を以て西中郎中兵參軍と爲し、新興太守を領せしむ。(林子、字敬士、田子弟也。……義熙五年、從伐鮮卑、行參鎮軍軍事。……以林子參中軍軍事。從征劉毅、轉參太尉軍事。……十二年、高祖領平北將軍、林子以太尉參軍、復參平北軍事。其冬、高祖伐羌、復參征西軍事、悉署三府中兵、加建威將軍、統軍爲前鋒、從汧入河。……後太祖出鎮荊州、議以林子及謝晦爲蕃佐。高祖曰、吾不可頓無二人、林子行則晦不宜出。乃以林子爲西中郎中兵參軍、領新興太守。)

とあるように、沈林子(吳興の人、三七七〜四二二)は劉裕の側近として重用され、覇府の參軍事を歴任する。北伐の際、劉裕が太尉のほかに、平北將軍、ついで征西將軍を兼領すると、沈林子は「三府の中兵」を兼署した。さらに、宜都王劉義隆(文帝、在位四二四〜四五三)が荊州刺史になると、補佐を命ぜられ、「西中郎中兵參軍」に任ぜられた。

また、同上に、

亮、字は道明。……南譙王義宣の司空中兵參軍に遷る。詔して曰はく、「陝西〔荊州都督府をさす〕は心膂にして才を須ふが、故に卿に此の職を授く」と。……隨王誕の襄陽に鎮するや(四四九年)、また後軍中兵と爲し、義成太守を領せしむ。(亮、字道明。……遷南譙王義宣司空中兵參軍。詔曰、陝西心膂須才、故授卿此職。……隨王誕鎮襄陽、復爲後軍中兵、領義成太守。)とあり、沈亮(林子の子、伯父の田子を嗣ぐ。四〇四〜四五〇)が南郡王劉義宣(武帝の子、四一五〜四五四)、劉誕の中兵參軍を歴任し、同上に、

邵、字は道輝。……入りて衡陽王義季の右軍中兵參軍と爲る。始興王濬初めて後軍府を開くや、また中兵と爲る。義季の江陵に在るや、安西府の中兵久しく缺き、太祖に啓して人を求む。上答へて曰はく、「意に稱ふの才は得難し。沈邵は未だ軍事を経ざると雖も、既にこれ腹心にして、鍾離郡と作る。後軍府に在るに及び、房中甚だ修理す。或いはこれを遣はさんと欲す」と。其の事果たさず。(邵、字道輝。……入爲衡陽王義季右軍中兵參軍。始興王濬初開後軍府、又爲中兵。義季在江陵、安西府中兵久缺、啓太祖求人、上答曰、稱意才難得。沈邵雖未經軍事、既是腹心、作鍾離郡、及在後軍府、房中甚修理、或欲遣之。其事不果。)

とあり、沈邵（前出）が衡陽王劉義季（武帝の子、四一五〜四四七）、始興王劉濬（文帝の子、？〜四五三）の中兵参軍を歴任したように、皇弟皇子府の中兵参軍には、皇帝の近臣が任命されたことに「陝西」もしくは「分陝」と称された重鎮——荊州都督府の中兵参軍のポストは、宋の武帝、文帝が頻りに人事に介入していることから、皇帝の親任官と見なされていたように思われる。

（四）賊曹参軍

『北堂書鈔』設官部二十一・刑獄参軍百四十五に引かれる『袁氏家伝』に、

袁勗、字は敬宗、大將軍参軍と爲り、賊曹を署し、刑獄の事を督し、救免する所多し。（袁勗、字敬宗、爲大將軍参軍、署賊曹、督刑獄事、多所救免。）

とあるように、東晋の袁勗（陳郡の人、袁宏の父）は「大將軍参軍」となり（府主は王敦？）、「賊曹」を署した。賊曹は「刑獄の事」、すなわち裁判を担当する。『宋書』卷四十・謝晦伝に、

即ちに命じて太尉参軍と爲す。高祖嘗て囚を訊せんとするも、其の且刑獄参軍疾あれば、晦に札してこれに代はらしむ。車中に訊牒を一覽し、催促すれば便ち下す。相府事多く、獄は繁にして殷積するも、晦は問に随ひて酬辯し、曾て違謬することなし。高祖これを奇とし、即日刑獄賊曹を署せしめ、豫州治中從事に轉ず。……入りて太尉主簿と爲る。（即命爲太尉参軍。高祖嘗訊囚、其且刑獄参軍有疾、札晦代之。於車中一覽訊牒、催促便下。相府多事、獄繁殷積、晦随問酬辯、曾無違謬。高祖奇之、即日署刑獄賊曹、轉豫州治中從事。……入爲太尉主簿。）

とある。劉裕は囚人を訊問しようとするが、刑獄参軍が急病のため、

謝晦（陳郡の人、三九〇〜四二六）に代りを命じる。当時、太尉府（相府）には裁判の案件が山積していたが、謝晦はミスを犯すことなく、流れるように処理したというのである。

南朝の賊曹は「長流賊曹」と「刑獄賊曹」に分かれ、さらに小府（小規模な軍府）には長流の代わりに「禁防」が置かれた。ただし、同上卷四十六・張邵伝に、

太尉参軍に轉じ、長流賊曹を署す。……尋いで州主簿に補せらる。（轉太尉参軍、署長流賊曹。……尋補州主簿。）

とあり、同上卷四十五・王鎮惡伝に、

即ちに青州治中從事史を以て、行参中軍・太尉軍事たり、前部賊曹を署す。……九月、大軍西討するや、鎮惡を参軍事・振武將軍に轉じ、……中兵を署す。……游擊將軍に除せらる。十二年、高祖將に北伐せんとするや、鎮惡を轉じて諮議参軍・行龍驤將軍と爲し、前鋒を領せしむ。（即以青州治中從事史、行参中軍・太尉軍事、署前部賊曹。……九月、大軍西討、轉鎮惡参軍事・振武將軍、……署中兵。……除游擊將軍。十二年、高祖將北伐、轉鎮惡爲諮議参軍・行龍驤將軍、領前鋒。）

とあり、同上卷四十八・傅弘之伝に、

義旗建つや、輔國將軍の道規以て参軍・寧遠將軍・魏興太守と爲す。……太尉行参軍に除せらる。司馬休之を征するに従ひ、後部賊曹を署す。（義旗建、輔國將軍道規以爲参軍・寧遠將軍・魏興太守。……除太尉行参軍。從征司馬休之、署後部賊曹。）

とあるように、劉裕の霸府には長流賊曹と刑獄賊曹のほかに、「前部賊曹」と「後部賊曹」、合計四つの賊曹があり、正参軍が長流と刑獄、行参軍が前部と後部を署したらしい。前掲『宋書』謝晦伝の「相府多事、獄繁殷積」という情況に即応し、刑獄の業務を強化したのかもしれない。

れない。

また、同上卷七十七・顔師伯伝に、

乃ち以て徐州主簿と爲す。……鎮を去るに及び、師伯は主簿を以て送故す。世祖尋陽に鎮するや、太祖に啓して南中郎主簿と爲さんことを請ふ。太祖許さず、典籤に謂ひて曰はく、「中郎府の主簿、那ぞ顔師伯を用ふるを得ん」と。世祖啓して長流正佐と爲さんとするも、太祖また曰はく、「朝廷これを除す能はず。郎自ら板すべきも、また宜しく長流を署せしむべからず」と。世祖乃ち板して参軍事と爲し、刑獄を署せしむ。元凶を入討するに及び、主簿に轉ず。(乃以爲徐州主簿。……及去鎮、師伯以主簿送故。

世祖鎮尋陽、啓太祖請爲南中郎主簿。太祖不許、謂典籤曰、中郎府主簿那得用顔師伯。世祖啓爲長流正佐、太祖又曰、朝廷不能除之、郎可自板、亦不宜署長流。世祖乃板爲参軍事、署刑獄。及入討元凶、轉主簿。)

とあるように、劉駿は江州刺史に転じると、前任の徐州から送故主簿として随行してきた顔師伯(琅邪の人、四一九〜四六五)を「南中郎府主簿」に起用しようとした。<sup>五五</sup>ところが、文帝は許可しない(前掲『宋書』顔師伯伝に見えるように、顔師伯の父は謝晦の参謀だった)。しかたなく「長流正佐」——長流賊曹の正参軍にしようとするが、文帝は除正を拒否して府板を命じ、長流を署することも許さなかった。結局、顔師伯は板正参軍に任ぜられ、刑獄賊曹を署したというのである。当該史料からは、とりあえず、府州佐のうち、

府主簿√長流正参軍√刑獄板正参軍√州主簿

という序列を読み取ることができる。前述の謝晦が刑獄参軍から(豫州別駕を経て)「府主簿」に昇進したことも、これに合致している。いつぼう、張邵は長流参軍から「州主簿」に転じている。顔師伯とは

逆の遷官になるが、張邵は呉郡の人だから、かれが出仕したのは「根本の係る所」(『宋書』卷四十二・劉穆之伝)、すなわち東晋南朝の本拠地である揚州、かつ当時の揚州刺史は劉裕である。のち、劉裕は遺詔によつて、揚州刺史を「宰相」の兼任ポストと定めた(同上卷三・武帝紀下・永初三年五月の条に載せられる高祖の手詔)。したがって、揚州主簿は他州の主簿とは一線を画し、府主簿と同等に扱われたのだろう。

#### (五) その他

以上に紹介したもののほか、史料から確認される草創期の諸曹参軍として、『晋書』卷七十三・庾亮伝に、

翼、字は稚恭。……亮卒するに及び、都督江荆司雍梁益六州諸軍事・安西將軍・荊州刺史を授けられ、節を假せられ、亮に代はりて武昌に鎮す。……翼は荒遠を綏來せしめんとし、務めて招納の宜しきを盡くし、客館を立て、典賓参軍を置く。(翼、字稚恭。……及亮卒、授都督江荆司雍梁益六州諸軍事・安西將軍・荊州刺史、假節、代亮鎮武昌。……翼綏來荒遠、務盡招納之宜、立客館、置典賓参軍。)

とあるように、荊州刺史の庾翼(潁川の人、三〇五〜三四五)が帰参者を受け入れるために設置したとされる「典賓参軍」、同上卷五十六・江統伝に、

惇、字は思孝。……征西將軍の庾亮請ひて儒林参軍と爲し、徵されて博士に拜し、著作郎たるも、みな就かず。(惇、字思孝。……征西將軍庾亮請爲儒林参軍、徵拜博士、著作郎、皆不就。)

とあるように、東晋の江惇(陳留の人、三〇五〜三五三)が任ぜられた「儒林参軍」、および「法曹参軍」(同上卷六十九・劉隗伝)など

がある。

#### 第四章 参軍事の兼任について

##### 第一節 兼署と兼任

前章第三節(一)では、諮議参軍が録事の任を兼ねたこと(諮議参軍・領録事)を紹介したが、諮議参軍が他の曹局を兼署する事例は多い。諮議参軍は軍府の幹部職であり、かつ所定の職掌をもたないから、状況に応じて、必要な曹局を兼ねたのである。もつとも多く見られるのは、たとえば、『宋書』卷七十七・柳元景伝に、

臧質の雍州と爲るや、元景を除して冠軍司馬・襄陽太守と爲し、將軍たること故の如し。……世祖元凶を入討するや、以て南中郎諮議参軍と爲し、中兵を領し、冠軍將軍を加へられ、太守たること故の如し。萬人を配されて前鋒と爲り、宗慤・薛安都ら十三軍みなこれに隸す。(臧質爲雍州、除元景爲冠軍司馬・襄陽太守、將軍如故。……世祖入討元凶、以爲南中郎諮議参軍、領中兵、加冠軍將軍、太守如故。配萬人爲前鋒、宗慤・薛安都等十三軍皆隸焉。)

とあるように、有事の際、「中兵」もしくは「中直兵」を兼領し、府の軍隊を統率したことである。柳元景(河東の人、四〇六く四六五)は、建康に攻め上るために編成された先鋒部隊の司令官だった。ついで目に付くのは、同上卷四十六・張邵伝に、

(義熙)九年(四一三年)、世子始めて征虜府を開くや、邵を録事参軍に補し、中軍に轉號するや、諮議参軍に遷り、記室を領す。(九年、世子始開征虜府、補邵録事参軍、轉號中軍、遷諮議参軍、領記室。)

とあるように、「記室を領」する事例である。記室参軍は軍府の公文書を担当する清官であるから、当然の組み合わせである。

このほか、『梁書』卷十一・鄭紹叔伝に、

高祖の司州に臨むや、命じて中兵参軍と爲し、長流を領せしむ。(高祖臨司州、命爲中兵参軍、領長流。)

とあり、同上卷十二・席闡文伝に、

また西中郎中兵参軍を歴し、城局を領す。(復歴西中郎中兵参軍、領城局。)

とあるように、わずかではあるが、中兵参軍が他曹を兼領する事例もある。再三指摘しているように、中兵参軍は軍事の要職だから、城市の警備に当たる城局曹などを兼務するのは合理的と言える。

諸曹参軍は、除正・板正・除行(正行)・板行の別と署曹の組み合わせ、および兼署によって、複雑な運用がおこなわれたらしい。『宋書』自序伝に、

璞、字は道眞、林子の少子なり。……元嘉十七年(四四〇年)、始興王濬揚州刺史と爲り、寵愛殊異たり、以て主簿と爲す。……璞を以て濬の始興國大農と爲す。……濬の南徐州に出づるや(四四九年)、……濬に詔を與へて曰はく、「沈璞は累年主簿たり、また國卿を経ふれば、未だ嘗て行佐と爲らざると雖も、いま故より當に正参軍たるべし。若し爾らば、正に當に餘曹を署し、房住を兼ねしむべし。爾らざれば、便宜に行佐もて中兵に正署するが、恐らくは體選に於いて多とせざるが如し」と。乃ち正佐と爲す。

(璞、字道眞、林子少子也。……元嘉十七年、始興王濬爲揚州刺史、寵愛殊異、以爲主簿。……以璞爲濬始興國大農。……濬出南徐州、……與濬詔曰、沈璞累年主簿、又經國卿、雖未嘗爲行佐、今故當正参軍耶。若爾、正當署餘曹、兼房住。不爾、便宜行佐

署中兵、恐於體選如不多耳。乃爲正佐。俄遷宣威將軍・盱眙太守。とある。沈璞（沈約の父、四一六〜四五三）は劉濬の揚州主簿から始興王國大農に遷り、劉濬が南徐兗二州刺史になると（四四九年）、「正参軍」に転じた。<sup>（五五）</sup> 正式な署曹は不明であるが、中兵曹を兼署していたことが窺われる。このとき、文帝としては、沈璞を中兵参軍に起用したいが、「未嘗爲行佐」——資歴が低いので、ただちに正参軍にするわけにはいかない。そこで提示された案は、①「餘曹」すなわち中兵以外の正参軍を授け、「兼房住」すなわち中兵曹を兼署させるというもの、②「行佐」すなわち行参軍に就け、正式に中兵曹を署するというものだった。結局、①案が採用されるが、前掲『宋書』顔師伯伝の記事（顔師伯が文帝の反対によって、劉駿の長流参軍に除正されず、刑獄参軍を板授されたこと）もあわせ、正・行の別、署曹の別、および兼署（兼領）の組み合わせによって、参軍事が複雑な官序を有していたことがわかる。

『梁書』卷十三・沈約伝に、

（蔡）興宗の郢州刺史と爲るや（四六七年）、引きて安西外兵参軍と爲し、記室を兼ねしむ。……荆州（刺史）と爲るに及び（四七二年）、また征西記室参軍と爲り、厥西令を帯びる。興宗卒するや、始めて安西晋熙王の法曹行参軍と爲り（四七三〜四七七年頃）、外兵に轉じ、並びに記室を兼ねる。（興宗爲郢州刺史、引爲安西外兵参軍、兼記室。……及爲荆州、又爲征西記室参軍、帶厥西令。興宗卒、始爲安西晋安（⇒晋熙の誤り）王法曹参軍（⇒行参軍）、轉外兵、並兼記室。）

とあるように、沈約（四四一〜五一三）は蔡興宗（濟陽の人、四一五〜四七二）の外兵参軍・兼記室、記室参軍、ついで劉燮の法曹行参軍・兼記室、外兵参軍・兼記室を歴任した。<sup>（五六）</sup> 沈約は外兵参軍・兼記室に二

度任官しているが、実際の職務は外兵曹ではなく、記室だったことは明らかである。前述の沈璞同様、資歴不足のため、記室参軍に任官できず、他曹の正参軍・兼署の方式によって記室の職を遂行したのだろう。

『南齊書』卷五十二・文学伝に、

崔慰祖、字は悦宗、清河東武城の人なり。……始安王の撫軍墨曹行参軍と爲り、刑獄に轉じ、記室を兼ねる。（崔慰祖、字悦宗、清河東武城人也。……爲始安王撫軍墨曹行参軍、轉刑獄、兼記室。）とあるように、南齊の崔慰祖（四六五〜四九九）は始安王蕭遙光の（明帝の兄の子、四六八〜四九九）刑獄参軍となつて「記室を兼」ね、『周書』卷四十二・宗懷伝に、

梁元帝の荊州に鎮するに及び、……即日引見し、記室を兼ねしむ。……江州に移鎮するに及び、懷を以て刑獄参軍と爲し、記室を兼掌せしむ。（及梁元帝鎮荊州、……即日引見、令兼記室。……及移鎮江州、以懷爲刑獄参軍、兼掌記室。）

とあるように、梁の宗懷（南陽の人）も湘東王蕭繹（元帝、在位五一五〜五五四）の刑獄参軍となつて「記室を兼掌」した。<sup>（五七）</sup> いずれの場合も、沈約と同様、実際の職務は正署の刑獄曹ではなく、兼署の記室だったことは明らかである。

また、『梁書』卷四十三・韋粲伝に、

初め雲麾（將軍）晋安王の行参軍と爲り、俄にして法曹を署し、外兵参軍に遷り、中兵を兼ねる。……王の雍州に遷鎮するに及び、隨いて記室（参軍）に轉じ、中兵を兼ねること故の如し。（初爲雲麾晋安王行参軍、俄署法曹、遷外兵参軍、兼中兵。……及王遷鎮雍州、隨轉記室、兼中兵如故。）

とあるように、梁の韋粲（京兆の人、四九五〜五四八）は晋安王蕭綱



(簡文帝、在位五四九〜五五二)の外兵参軍、記室参軍を歴任し、「中兵を兼」<sup>五七</sup>ねた。韋榮は勲貴の子弟(祖父は車騎將軍の韋叡)であるから、随府をくりかえすうち、記室参軍に昇進し、下位の「中兵」を兼署することになったのだろう(正署の中兵参軍も経歴している可能性が高い)。いっぽう、『陳書』卷十一・淳于量伝に、

梁元帝の荊州刺史と爲るや、文成(「淳于量の父」)量に人馬を分かち、往きて事へしむ。湘東王國常侍に起家し、西中郎府中兵参軍を兼ねる。府佐に累遷して、常に中兵・直兵を兼ねること十餘載、兵甲士卒、府中に盛んなり。(梁元帝爲荊州刺史、文成分量人馬、令往事焉。起家湘東王國常侍、兼西中郎府中兵参軍。累遷府佐、常兼中兵直兵者十餘載、兵甲士卒、盛於府中。)

とあるように、淳于量(濟北の人、五一〜五八二)は、十余年間、蕭繹の国官ないし府佐を歴任し、「常に中直兵を兼」<sup>五八</sup>ねた。かれは寒門の出身だったため、侯景の乱以前、昇進を重ねても、正署の中兵参軍には到達せず、沈璞とおなじように、中兵より下位の諸曹参軍を以て中兵を兼署したのである。諮議参軍以外の諸曹参軍による他曹の兼署は、史料的に確認できるものは少ないが、実際はもっと広汎におこなわれていたのかもしれない。

話を『宋書』自序伝に戻せば、文帝は第二の案として、沈璞を行参軍に起用し、中兵曹を「正署」することを示唆した。前掲『南齊書』百官志によれば、行参軍が正署するのは、法曹・田曹・水曹・鎧曹・集曹・右戸・墨曹・土曹の八曹である。たとえば、行参軍が法曹を正署すれば、『宋書』卷八十五・謝莊伝に、

初め始興王濬の後軍法曹行参軍と爲り、太子舍人に轉じ、廬陵王文學、太子洗馬、中舍人、廬陵王紹の南中郎諮議参軍たり、また隨王誕の後軍諮議に轉じ、並びに記室を領す。(初爲始興王濬後

軍法曹行参軍、轉太子舍人、廬陵王文學、太子洗馬、中舍人、廬陵王紹南中郎諮議参軍、又轉隨王誕後軍諮議、並領記室。)

とあるように、「法曹行参軍」と称され、府主が皇弟皇子なら、名門貴族の起家官としても用いられる<sup>六〇</sup>。

したがって、宋の文帝が提案した「行佐もて中兵を正署」、すなわち中兵行参軍は本来の規定にはない官職である。ただし、同上卷九十五・索虜伝に、

乃ち分ちちて五軍と爲し、(参軍の劉)泰之を以て元帥と爲し、安北騎兵行参軍の垣謙之、田曹行参軍の臧肇之、集曹行参軍の尹定、武陵國左常侍の杜幼文と、五人をして各々其の一を領せしむ。(乃分爲五軍、以泰之爲元帥、與安北騎兵行参軍垣謙之、田曹行参軍臧肇之、集曹行参軍尹定、武陵國左常侍杜幼文、五人各領其一。)

とある。徐州刺史の劉駿が北魏の永昌王を攻撃した際(四五〇年)のエピソードである。一般的に、騎兵曹は正参軍が署するが、当該史料では「騎兵行参軍」と表記されている<sup>六一</sup>。『南齊書』百官志に示された規定も絶対ではなく、状況に応じて柔軟な運用がなされたのかもしれない<sup>六二</sup>。

このほか、行参軍の兼署も見られ、『梁書』卷四十九・文學伝上に、庾於陵、字は子介、散騎常侍黔婁の弟なり。……始安王遙光撫軍と爲るや、引きて行参軍と爲し、記室を兼ねしむ。……天監の初め、建康獄平と爲り、尚書功論郎に遷り、文德殿に待詔し、出でて湘州別駕と爲り、驃騎録事参軍に遷り、中書通事舍人を兼ね、俄にして南郡邑中正を領し、太子洗馬に拜し、舍人たること故の如し。(庾於陵、字子介、散騎常侍黔婁之弟也。……始安王遙光爲撫軍、引爲行参軍、兼記室。……天監初、爲建康獄平、遷尚書

工部（⇒功論）郎、待詔文德殿、出爲湘州別駕、遷驃騎録事參軍、兼中書通事舍人、俄領南郡邑中正、拜太子洗馬、舍人如故。）

とあるように、庾於陵は南齊の蕭遙光の「行參軍」に辟召されて「記室を兼」ね（四九五年頃）、また、同上に、

何遜、字は仲言、東海郷の人なり。……天監中、起家して奉朝請たり、中權建安王の水曹行參軍に遷り、記室を兼ねる。……江州に遷るに及び、遜なほ書記を掌る。また安西安成王の參軍事と爲り、尚書水部郎を兼ねる。（何遜、字仲言、東海郷人也。……天監中、起家奉朝請、遷中衛（⇒中權の誤り）建安王水曹行參軍、兼記室。……及遷江州、遜猶掌書記。還爲安西安成王參軍事、兼尚書水部郎。）

とあるように、何遜は南平王蕭偉（六世）（武帝の弟、四七六〜五三三）の「水曹行參軍」となり、「記室を兼」ねた（五〇七年）。かれらも記室參軍に任官するには資歴が足りず、行參軍・兼署の形式によったのだらう。

さらに興味深いのは、庾於陵が「驃騎録事參軍」と「中書通事舍人を兼」ね、何遜が蕭秀の「安西參軍事」と「尚書水部郎を兼」ねたことである。言うまでもなく、中書舍人、尚書郎ともに、中央政府の三省に勤務する官僚である。前者の驃騎府の府主は宰相——揚州刺史の臨川王蕭宏（武帝の弟、四七三〜五二六）であるから、府佐が中書舍人を兼ねたとしても余り影響はない。これに対して、後者の府主は荊州刺史の蕭秀（六世）だから、常識的に考えれば、府佐が尚書郎を兼ねることは不可能である。とすれば、何遜は荊州に赴任せず、建康に留まったこと、かれが任官した安西參軍は名目だけの官職、いわゆる遙領だったと判断せざるを得ない。

同上巻四十二・傳岐伝に、

南康王左常侍に起家し、行參軍に遷り、尚書金部郎を兼ねるも、母憂もて職を去る。……廷尉正に除せられ、入りて中書通事舍人を兼ね、寧遠岳陽王の記室參軍に遷り、舍人たること故の如し。出でて建康令と爲るも、公事を以て免ぜられ、俄にしてまた舍人と爲る。累遷して安西中記室、鎮南諮議參軍たり、舍人を兼ねること故の如し。……太清元年、累遷して太僕、司農卿たり、舍人たること故の如し。禁省に在ること十餘年、機事密勿すること、朱异に亞ぐ。（起家南康王左常侍、遷行參軍兼尚書金部郎、母憂去職。……除廷尉正、入兼中書通事舍人、遷寧遠岳陽王記室參軍、舍人如故。出爲建康令、以公事免、俄復爲舍人。累遷安西中記室、鎮南諮議參軍、兼舍人如故。……太清元年、累遷太僕、司農卿、舍人如故。在禁省十餘年、機事密勿、亞於朱异。）

とあるように、梁の傳岐（北地の人、？〜五四九）は十年余り中書舍人に在任するが、その間、岳陽王蕭詧（後梁の宣帝、在位五五四〜五六二）の記室參軍、安西府の中記室參軍、鎮南府の諮議參軍を歴任している。蕭詧は雍州刺史に出鎮（五四六年）する以前、知石頭戍事、琅邪彭城二郡太守（白石壘に駐屯）、東揚州刺史（五三八年任官）——建康ないし建康周辺の地方長官を歴任していたから、中書舍人との兼任は可能である。いっぽう、安西府と鎮南府は長江中流・上流の都督府と推測され、府主は皇弟皇子である可能性が高い。だとすれば、傳岐が本官とした「安西中記室」、「鎮南諮議參軍」も遙領ということになる。かかる事例は、表VIIに示したように、梁代から頭著になり、陳代では、版図が縮小したことを差し引いても、かなり一般的におこなわれていたように思われる。

第二節 参軍事の郡県守令および將軍帶号

上述したように、公府・軍府が中央・地方を問わずに設置されるようになる、府官に就任する官僚も増加し、任務ないし兼任の形式が多様化した。『宋書』卷一・武帝紀に、

(隆安) 五年(四〇一年) 春、孫恩頻りに句章を攻む。……八月、高祖を以て建武將軍・下邳太守と爲し、水軍を領して追討せしむ。……桓玄の從兄脩の撫軍を以て丹徒に鎮するや、高祖を以て中兵參軍と爲し、軍・郡たること故の如し。(五年春、孫恩頻攻句章。……八月、以高祖爲建武將軍・下邳太守、領水軍追討。……桓玄從兄脩以撫軍鎮丹徒、以高祖爲中兵參軍、軍・郡如故。)

とあるように、建武將軍・下邳太守の劉裕(宋の武帝)は、徐兗二州刺史の桓脩(桓冲の子、? 四〇四)の「中兵參軍」に任ぜられるが、「軍・郡は故の如」しであった。桓脩の中兵參軍と建武將軍・下邳太守を兼ねたことを意味する。このように、参軍事による將軍号ならびに郡国守相(もしくは県令長)の兼任も、そのひとつである。

『晋書』卷七十一・孫惠伝に、  
成都王穎惠を薦めて大將軍參軍と爲し、奮威將軍・白沙督を領せしむ。(成都王穎薦惠爲大將軍參軍、領奮威將軍・白沙督。)

とあるように、八王の乱の際、孫惠(呉郡の人、二六五頃〜三一一年頃)は司馬穎の「大將軍參軍」に任ぜられ、「奮威將軍・白沙督」を兼領した。白沙督は魏郡鄴県の南に位置する軍事・交通の要衝——枋頭(白沙口はその別名)の都督と推測される。また、同上卷七十七・褚裒伝に、

河南尹は裒を行本縣事に擧ぐ。……尋いで洛陽覆没するや(三一年)、滎陽太守の郭秀と共に萬氏臺に保(「堡」す。……明年、數千家を率いて將に東下せんことを謀るも、道險なるに遭ひ、進

むを得ず、因りて密縣に留まる。司隸校尉の荀組以て參軍・廣威將軍と爲し、また本縣を領せしめ、邑人三千を率いて、新城・梁・陽城三縣の諸營の事を督せしむ。頃くして、司隸司馬に遷り、なほ營の事を督す。(河南尹舉裒行本縣事。……尋洛陽覆沒、與滎陽太守郭秀共保萬氏臺。……明年、率數千家將謀東下、遇道險、不得進、因留密縣。司隸校尉荀組以爲參軍・廣威將軍、復領本縣、率邑人三千、督新城・梁・陽城三郡(→三縣の誤り)諸營事。頃之、遷司隸司馬、仍督營事。)

とあるように、永嘉の乱の際、褚裒(河南の人、二七五〜三四一)は司隸校尉の荀組から「參軍・廣威將軍」に任ぜられ、「本縣」の陽翟令を兼領し、さらに「新城・梁・陽城三縣諸營の事」、すなわち新城など三県に散在する自衛集落(諸營)に対する軍事警察権も認められた。

都督府の組織が整備されると、『宋書』卷五十七・蔡廓伝に、

少子の興宗。……出でて東陽太守と爲り、安陸王子綏の後軍長史・江夏内史・行郢州事に遷る(四六〇年)。……また新安王子鸞の撫軍司馬・輔國將軍・南東海太守・行南徐州事に轉ず(四六四年)。……また興宗を起して臨海王子項の前軍長史・輔國將軍・南郡太守・行荊州事と爲すも、行かず。(少子興宗。……出爲東陽太守、遷安陸王子綏後軍長史・江夏内史・行郢州事。……又轉新安王子鸞撫軍司馬・輔國將軍・南東海太守・行南徐州事。……復起興宗爲臨海王子項前軍長史・輔國將軍・南郡太守・行荊州事、不行。)

とあるように、長史・司馬などの上佐は首郡の太守(郢州は江夏郡、南徐州は南東海郡、荊州は南郡)を兼任するのが通例となる。『晋書』卷八十五・檀憑之伝に、

初め會稽王の驃騎行參軍と爲り、桓脩の長流參軍に轉じ、東莞太守を領し、寧遠將軍を加へらる〔四〇二年〕。(初爲會稽王驃騎行參軍、轉桓脩長流參軍、領東莞太守、加寧遠將軍。)

とあり、同上卷九十二・文苑伝に、

伏滔、字は玄度、平昌安丘の人なり。……(桓)温薨ずるや〔三十七年〕、征西將軍の桓豁引きて參軍と爲し、華容令を領せしむ。(伏滔、字玄度、平昌安丘人也。……温薨、征西將軍桓豁引爲參軍、領華容令。)

とあり、『宋書』卷八十一・劉秀之伝に、

世祖の襄陽に鎮するや〔四四五年〕、以て撫軍録事參軍・襄陽令と爲す。……改めて廣平太守を領す。(世祖鎮襄陽、以爲撫軍録事參軍・襄陽令。……改領廣平太守。)

とあり、同上卷八十二・沈懷文伝に、

隨王誕の襄陽に鎮するや〔四四九年〕、出でて後軍主簿と爲り、諮議參軍の謝莊と共に辭令を掌り、義成太守を領す。……以て竟陵王誕の衛軍記室參軍・新興太守と爲す〔四五三年〕。また誕の驃騎録事參軍・淮南太守と爲る。(隨王誕鎮襄陽、出爲後軍主簿、與諮議參軍謝莊共掌辭令、領義成太守。……以爲竟陵王誕衛軍記室參軍・新興太守。又爲誕驃騎録事參軍・淮南太守。)

とあるように、參軍事もまた、都督府管内の郡太守・県令を兼務するようになる。<sup>(七)</sup>

とくに、『宋書』卷五十・垣護之伝に、

以て江夏王義恭征北行參軍・北高平太守に補せらる〔四三二年〕。……また江夏王義恭の驃騎戸曹參軍と爲り、淮陰を成り、建武將軍を加へられ、濟北太守を領す〔四五一年〕。(以補江夏王義恭征北行參軍・北高平太守。……還爲江夏王義恭驃騎戸曹參軍、成

淮陰、加建武將軍、領濟北太守。)

とあり、同上卷八十四・鄧琬伝に、

劉胡、南陽涅陽の人なり。……孝建元年〔四五四年〕、朱脩之の雍州と爲るや、胡を以て平西外兵參軍・寧朔將軍・建昌太守と爲す。……前廢帝の景和中〔四六五年〕、建安王休仁嘗て雍州と爲るや、胡を以て休仁の安西中兵參軍・馮翊太守と爲し、(龍驤)將軍たること故の如し。(劉胡、南陽涅陽人也。……孝建元年、朱脩之爲雍州、以胡爲平西外兵參軍・寧朔將軍・建昌太守。……前廢帝景和中、建安王休仁嘗爲雍州、以胡爲休仁安西中兵參軍・馮翊太守、將軍如故。)

とあるように、北魏との国境附近——兗州の北高平郡・濟北郡、雍州の建昌郡・馮翊郡など、あるいは、同上卷四十五・劉粹伝に、

裴方明、虎賁中郎將たり、仍りて(臨川王)義慶の平西中兵參軍・龍驤將軍・河東太守と爲る。(裴方明、虎賁中郎將、仍爲義慶平西中兵參軍・龍驤將軍・河東太守。)

とあり、同上卷七十六・王玄謨伝に、

少帝末、謝晦荊州と爲るや〔四二四年〕、請ひて南蠻行參軍・武寧太守と爲す。……元嘉中、長沙王義欣の鎮軍中兵參軍に補せられ、汝陰太守を領す〔四三三年頃〕。(少帝末、謝晦爲荊州、請爲南蠻行參軍・武寧太守。……元嘉中、補長沙王義欣鎮軍中兵參軍、領汝陰太守。)

とあるように、蛮夷が雜居する長江中流域の山間部——荊州の河東郡・武寧郡など、軍事的に緊張状態にある郡国は、武人的な幕僚が兼任するケースが多い。

話を西晋末に戻せば、孫惠は奮威將軍、褚裒は廣威將軍を兼ねていた。建威・振威・奮威・揚威・廣威の五号を「五威」という(これに

対して、建武・振武・奮武・揚武・廣武の五号は「五武」という。

『宋書』卷四十・百官志下・官品表によれば、「寧朔より五威・五武に至るまでの將軍（寧朔至五威・五武將軍）」は「第四品」とされ、『魏書』卷百十三・官氏志・太和後令によれば、寧朔將軍、および五威・五武將軍は「從第四品」に配されている。西晋末、霸府ないし望府の参軍事は、四品將軍に比せられることがあったのである。

『晋書』卷八十一・毛寶伝に、

穆之、字は憲祖。……また（桓）温の太尉参軍と爲り、冠軍將軍を加へられ、募る所の兵を以てこれに配す。（穆之、字憲祖。……復爲温太尉参軍、加冠軍將軍、以所募兵配之。）

とあるように、東晋の毛穆之（滎陽の人、毛寶の子）は桓温の「太尉参軍」となり、「冠軍將軍」を加えられた。また、『宋書』卷四十五・王鎮惡伝に、

（義熙）十二年（四一六年）、高祖將に北伐せんとするや、鎮惡を轉じて諮議参軍・行龍驤將軍と爲し、前鋒を領せしむ。……征虜將軍に進號す。（十二年、高祖將北伐、轉鎮惡爲諮議参軍・行龍驤將軍、領前鋒。……進號征虜將軍。）

とあるように、王鎮惡（北海の人、三七三〜四一八）は劉裕の「諮議参軍・行龍驤將軍」に任ぜられて北伐に従軍し、武功を立てて「征虜將軍」に進号した。同上卷四十五・劉懷慎伝に、

始め高祖の鎮軍將軍の軍事に參し、振威將軍・彭城内史たり。鮮卑を征するに従ひ、戰ふ毎に必ず身は士卒に先んじ、廣固に克つに及び、懷慎所領を率いて先登す。高祖に従ひ盧循を石頭に距み、屢々戰ひ克捷し、輔國將軍を加へらる。（始參高祖鎮軍將軍事、振威將軍・彭城内史。從征鮮卑、每戰必身先士卒、及克廣固、懷慎率所領先登。從高祖距盧循於石頭、屢戰克捷、加輔國將軍。）

とあるように、劉懷慎（彭城の人、三六四〜四二四）は劉裕の参軍に任ぜられて「振威將軍・彭城内史」を兼ね、南燕の慕容超、盧循との戦いに活躍し、「輔國將軍」に進号した。同上卷四十八・朱齡石伝に、

（義熙）十一年（四一五年）、徵されて太尉諮議参軍と爲り、冠軍將軍を加へらる。十二年、北伐するや、左將軍に遷り、本號は故の如し、配するに兵力を以てし、殿省を守衛せしむ。劉穆之甚だ信杖を加へ、内外の諸事、みな與に謀る。（十一年、徵爲太尉諮議参軍、加冠軍將軍。十二年、北伐、遷左將軍、本號如故、配以兵力、守衛殿省。劉穆之甚加信杖、内外諸事、皆與謀焉。）

とあるように、朱齡石（沛郡の人、三七九〜四一八）は劉裕の「太尉諮議参軍」となり、「冠軍將軍」を加えられ、北伐が始まると、「左將軍」に進号し、建康の留守を委ねられた。

『宋書』百官志下・官品表によれば、「諸征鎮より龍驤に至るまでの將軍（諸征鎮至龍驤將軍）」は「第三品」とされ、『魏書』官氏志・太和後令によれば、「前左右後將軍」は「第三品」、征虜・冠軍・輔國・龍驤將軍は「從第三品」である。しかも、『太平御覽』卷二百三十九・職官部三十七・征虜將軍に引かれる『東觀漢記』に、

祭遵は征虜將軍と爲り、廉潔にして奉公す。光武歎じて曰はく、「安んぞ國を憂ひ公を奉ずること祭征虜の如き者を得んや」と。（祭遵爲征虜將軍、廉潔奉公。光武歎曰、安得憂國奉公如祭征虜者乎。）

とあり、おなじく『沈約宋書』に、  
征虜將軍は、世々「金紫將軍」と號さる。（征虜將軍、世號金紫將軍。）

とあり、同上・龍驤將軍に引かれる『羊祜別伝』に、  
先の時、呉の童謡に云ふならく、「阿童また阿童、刀を銜み浮び

て江を渡る。岸上の虎を畏れず、ただ水中の龍を畏るのみ」と。祐これを聞きて曰はく、「これ必ず水軍功あり」と。即ち王濬を表して龍驤將軍と爲し、呉を伐たんことを謀る。(先時呉童謠云、阿童復阿童、衝刀浮渡江。不畏岸上虎、但畏水中龍。祐聞之曰、此必水軍有功。即表王濬爲龍驤將軍、謀伐呉。)

などであるように、征虜以下、三品の雜号將軍はいずれも最初の任官者が著名な人物、もしくは設置にまつわる故事をもつ——由緒が明らか、榮譽ある官職とみなされた。太尉諮議參軍の朱齡石が加えられた左將軍は、前漢以来の伝統をもち、九卿に比せられる四將軍である。東晋以後、霸府の参軍事の中には三品將軍に昇るものが現れ、なおかつ諮議參軍のような上佐は、公卿に匹敵する官職と認識されていたことを意味する。

南北朝時代になると、参軍事の將軍帶号は一般化する。たとえば、荊州刺史の謝晦が挙兵したとき(四二六年)、かれの衛將軍府の参軍・行参軍、および南蛮校尉府の参軍は、四品の五威・五武將軍(四名)、五品將軍(一名)、八品將軍(二名)を帯びていた(表VII-1を参照)。ところが、晋安王劉子勛の乱(四六六年)の際には、諮議參軍・領中直兵のうち三品の「輔國將軍」を有するもの一名、四品將軍は一名であり、中直兵参軍のうち三品の「龍驤將軍」は一名、残る二名は四品將軍だった(表VII-2)。荊州刺史の沈攸之が挙兵したとき(四七七年)、司馬の劉攘兵は三品の「冠軍將軍」、中兵参軍は三品の「輔國將軍」が四名、おなじく「龍驤將軍」が二名、四品の「寧朔將軍」が四名であり、騎兵参軍の三名は龍驤將軍、外兵参軍の二名は寧朔將軍であった(表VII-3)。齊梁革命(五〇〇〜五〇一年)の際には、荊州刺史・南康王蕭寶融の府佐は、司馬の夏侯詳が三品の「征虜將軍」を帯び、諮議參軍(領中直兵を含む)は三品の「冠軍將軍」が三名、

三品の「輔國將軍」が二名、四品の「寧朔將軍」が一名であり、中兵参軍は輔國將軍が二名、寧朔將軍が五名、四品の「建威將軍」が一名であった(表VII-4)。南朝宋の初め、参軍事の帶号は四品〜五品將軍が一般的であったが、宋後半期以降、三品の冠軍・輔國・龍驤將軍を保有するものが増加したことがわかる。

『隋書』卷二十六・百官志上に、

また詔して將軍の名、高卑舛雜なるを以て、命じて更めて釐定を加へしむ。是に於いて有司奏して一百二十五號將軍を置く。……凡て十品、二十四班。また班多きを以て貴と爲す。其れ二品に登らざるも、應に軍號を須ふべき者、……凡て十四號、別に八班と爲し、以て八風に象るも、施す所は甚だ輕し。(又詔以將軍之名、高卑舛雜、命更加釐定。於是司奏置一百二十五號將軍。……凡十品、二十四班。亦以班多爲貴。其不登二品、應須軍號者、……凡十四號、別爲八班、以象八風、所施甚輕。)

とあるように、梁の天監七年(五〇六年)、「一百二十五號將軍」を設置して「二十四班」に分け、このほか流外官のために、別に「八班」からなる「十四號」が定められた。内訳は省略するが、合計百三十九名の將軍が流内二十四班、流外八班に整然と配置されたのである。かかる將軍制度の再編は、すべての文武官僚が何らかの將軍号を帯びていたことを予測させる。

たとえば、『梁書』卷四十五・王僧辯伝に、

起家して湘東王國左常侍と爲る。王丹陽尹と爲るや、轉じて府行参軍たり。王出でて會稽に守たるや、中兵参軍事を兼ねる。王荊州と爲るや、仍りて中兵に除せられ、限内に在り。時に武寧郡反し、王は僧辯に命じてこれを討平せしむ。貞威將軍・武寧太守に遷る。尋いで振遠將軍・廣平太守に遷る。秩滿ちるや、還りて王

府の中録事参軍と爲り、(將軍たること) 故の如し。王徴されて護軍と爲るや、僧辯は府司馬を兼ねる。王江州と爲るや、仍りて雲騎將軍・司馬に除せられ、湓城を守る。俄にして監安陸郡たるも、幾ばくも無くして還る。尋いで新蔡太守と爲り、なほ司馬を帶び、將軍たること故の如し。王荊州に除せらるや、貞毅將軍・府諮議参軍事と爲り、食千人を賜ひ、柳仲禮に代はりて竟陵太守と爲り、雄信將軍に改號す。(起家爲湘東王國左常侍。王爲丹陽尹、轉府行参軍。王出守會稽、兼中兵参軍事。王爲荊州、仍除中兵、在限内。時武寧郡反、王命僧辯討平之。遷貞威將軍・武寧太守。尋遷振遠將軍・廣平太守。秩滿、還爲王府中録事参軍、如故。王被徴爲護軍、僧辯兼府司馬。王爲江州、仍除雲騎將軍・司馬、守湓城。俄監安陸郡、無幾而還。尋爲新蔡太守、猶帶司馬、將軍如故。王除荊州、爲貞毅將軍・府諮議参軍事、賜食千人、代柳仲禮爲竟陵太守、改號雄信將軍。)

とある。王僧辯(太原の人、?く五五五)は「湘東王國左常侍」に起家して以後、常に蕭繹に随府した武人であるが、府佐としては行参軍、参軍、司馬と昇進しつつ、軍号は「貞威將軍」(八班)、「振遠將軍」(十三班)、「貞毅將軍」(十四班)と進号した。<sup>(七六)</sup>

また、『陳書』卷二十・顧野王伝に、  
高祖の宰と作るや、金威將軍・安東臨川王府記室参軍と爲り、府諮議参軍に轉ず。天嘉元年(五六〇年)、敕もて撰史學士に補せられ、尋いで招遠將軍を加へらる。(高祖作宰、爲金威將軍・安東臨川王府記室参軍、轉府諮議参軍。天嘉元年、敕補撰史學士、尋加招遠將軍。)

とあるように、顧野王(吳郡の人、五一九く五八一)は、陳の初め、臨川王陳蒨(のち文帝)の「安東記室参軍」となつて「金威將軍」を

加えられ、文帝が即位すると、「撰史學士」に補任され、「招遠將軍」に進号する。<sup>(七七)</sup> 同上に、

長じて遍く經史を觀、精記嘿識にして、天文地理、著龜占候、蟲篆奇字、通ぜざる所はなし。……其の撰著する所は、玉篇三十卷、輿地志三十卷、符瑞圖十卷、顧氏譜傳十卷、分野樞要一卷、續洞冥紀一卷、玄象表一卷、並びに世に行わる。また通史要略一百卷、國史紀傳二百卷を撰するも、未だ就らずして卒す。文集二十卷あり。(長而遍觀經史、精記嘿識、天文地理、著龜占候、蟲篆奇字、無所不通。……其所撰著、玉篇三十卷、輿地志三十卷、符瑞圖十卷、顧氏譜傳十卷、分野樞要一卷、續洞冥紀一卷、玄象表一卷、並行於世。又撰通史要略一百卷、國史紀傳二百卷、未就而卒。有文集二十卷。)

とあるように、顧野王は多数の著作を残した、当代きつての学者である。<sup>(七八)</sup> 梁陳時代、王僧辯のような武人的な幕僚にとどまらず、府官の將軍帯号は一般化していたように思われる。

#### おわりに

本論で述べたことは、以下の通りである。

第一に、後漢末、群雄の私的な参謀職からスタートした参軍事は、魏晉時代、中央から地方へと活動の場を広げ、州郡ないし都督府に派遣されるようになる。同時に、任官の対象は中央の名門人士だけでなく、地方人士にも拡大する。

第二に、西晉交替期頃から、参軍事の序列化が始まり、まず最初に、朝廷からの正式な任命「除拜」と府主からの臨時の任命「府板(府版)」の区別が現れ、後者を行参軍と称するようになった。東晉末になると、

正参軍・行参軍にもそれぞれ除拜（除正参軍・板正参軍）と府板（板正参軍・板行参軍）の区別が生じ、さらに下級の長兼行参軍（もしくは兼行参軍）、参軍督護、功曹督護が設けられる。参軍事は、最終的に、

正参軍―行参軍―板正参軍―板行参軍―長兼行参軍―参軍督護―功曹督護

という、合計七等級からなる官職として運用され、任官資格に応じて使い分けられることになった。これによって、上級貴族だけでなく、寒門・寒人——下級貴族ないし庶民出身の官僚が参軍事に就任することが可能になった。

第三に、漢の公府には三十一ないし二十四の曹局という部署が設けられ、これが府の事務を分掌した。各曹局は掾属によって運営され、本来、参軍事とは無関係の組織だった。ところが、両晋交替期頃から、参軍事が曹局の事務を兼領（署事）するようになり、掾属および従事中郎との競合をへて、東晋末頃までに、曹局の事務はすべて参軍事が取り扱うようになる。これが諸曹参軍である。当然、諸曹参軍はフラットな関係ではなく、署曹によって差別化される。最も重んじられたのは、定まった職務のない、参謀・顧問官の諮議参軍であり、軍事の際には前線の司令官となり、府主代行（行府州事）を務めることもあった。これに次ぐのが、諸曹の帳簿を管理し、非違を糾弾する録事参軍、府主ないし府の公文書を管掌する記室参軍、府の軍事を担当する中兵参軍などである。参軍事は署曹の別、および正署と兼署の別によって、序列がさらに複雑化するに至った。

第四に、西晋末頃から、参軍事は郡国守相、県令長などの地方官を兼任するようになる。東晋以降、都督府の制度が確立すると、正副幕僚長の長史・司馬（多くは首郡の守相を兼任）とともに、参軍事（行

参軍も含む）が管内の郡県守令を兼ねることが通例となる。わけでも、北魏との国境地帯、あるいは蛮夷が雑居する長江流域の山間部に位置する郡太守は、中兵参軍など武人的な幕僚の兼任官とされた。梁陳になると、宰相府（＝揚州都督府）の参軍事だけでなく、地方の都督府（多くは皇弟皇子府）の参軍事に任命されつつ、朝廷の官職——尚書郎、中書舍人などを兼務する官僚が現れる。かれらが実際に地方の都督府に赴任することはなく（いわゆる遙領）、京師に留まり、兼官の任務を遂行した。この場合、皇弟皇子府の参軍事は任官者の地位を重くするだけの散官である。

第五に、やはり西晋末頃から、参軍事が將軍号を帯びるようになる。五威・五武など四品將軍が一般的であったが、霸府の幕僚の中には三品の四將軍ないし征虜・冠軍・輔国・龍驤將軍を保有するものが現れ、宋齊になると、むしろ三品の冠軍・輔国・龍驤將軍が一般的になったように思われる。天監の改革（五〇八年）における將軍号の改定（二十四班百二十五号、および流外八班十四号將軍の設置）は、まさしくかかる状況に対応したものと言え、梁陳の文武百官は何らかの將軍号（戎秩）を保持していたことが予想される。参軍事任官者も例外ではなく、参軍事は將軍号の兼任によって、さらに序列化が進むことになった。

以上のように、参軍事の序列が細分化したことに、皇弟皇子府・嗣王府・蕃王府・庶姓持節府（前掲『隋書』百官志上）——府望の高下を加味し、これに他の都督府の官職——長史・司馬・府主簿などの府官、および州官、国官を併用すれば、都督府は名門貴族から庶民出身者まで、広汎な階層から人材を受け入れることが可能になる。見方を変えれば、若い官僚が出仕し、昇進を重ねたとしても、なお都督府に就任可能なポストがあること——官僚生活を都督府内で完結できる環



境が整ったことを意味している。冒頭に紹介した随府・随藩は、まさしく、参軍事の制度的な確立ないし成熟という条件のもとで起きたのである。

《注》

- (一) 拙稿「南朝における随府府佐」『集刊東洋学』第五十三号、一九八五年)、同上「梁の元帝集団と荊州政權——『随府府佐』再論——」『集刊東洋学』第五十六号、一九八六年。なお、門生故吏関係については、五井直弘「後漢時代の官吏登用制『辟召』について」『歴史学研究』第七十八号、「曹操政権の性格について」(同上・第九十五号、一九五六年)、川勝義雄「曹操軍団の構成について」『創立廿五周年記念論文集』京都大学人文科学研究所、一九五四年。同氏著『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二年所収、同上「魏晋南朝の門生故吏」『東方学報』京都、第二十八冊、一九五八年。同上所収)などを参照。

- (二) 嚴耕望『中国地方行政制度史』(中央研究院歴史語言研究所專刊四十五、台北、一九六三年)上編(三)魏晋南北朝地方行政制度を参照。
- (三) 宮崎市定『九品官人法の研究——科挙前史——』(東洋史研究会、一九五六年)第二篇第三章第五節「軍府僚属、殊に参軍の發達」を参照。
- (四) 拙稿「参軍事考——六朝軍府僚属の起源をめぐって」『文化』第五十一卷第三、四号、一九八八年。
- (五) 『呉志』孫破虜伝に、

中平三年、司空の張温を遣はして行車騎將軍とし、西のかた(邊)章らを討たしむ。温表して堅を請ひて軍事に與參せしめ、長安に屯す。……軍還るや、議者軍未だ敵に臨まざるを以て、功賞を斷ぜざるも、然れども堅卓の三罪を數め、温にこれを斬るを勸めるを聞き、歎息せざるはなし。堅を議郎に拜す。(中平三年、遣司空張温行車騎將軍、西討章等。温表請堅與參軍事、屯長安。……軍還、議者以軍未臨敵、不斷功賞、然聞堅數卓三罪、勸温斬之、無不歎息。拜堅議郎。)

とあるように、孫堅の場合、『呉志』本文は、議郎の任官が後であるかのよう

な記述になっているが、おそらく文章に乱れがあり、正しくは、参軍事就任と同時に、もしくはそれより前に任官していたと考えるべきだろう。

(六) 『統漢書』百官志二・光祿勳の条に、

光祿大夫、比二千石。本注曰はく、「員なし。凡そ大夫・議郎はみな顧問應對を掌り、常事なく、ただ詔令の使ふ所のみ。凡諸の國嗣の喪は、則ち光祿大夫弔を掌る」と。太中大夫、千石。本注曰はく、「員なし」と。中散大夫、六百石。本注曰はく、「員なし」と。諫議大夫、六百石。本注曰はく、「員なし」と。議郎、六百石。本注曰、「員なし」と。(光祿大夫、比二千石。本注曰、無員。凡大夫・議郎皆掌顧問應對、無常事、唯詔令所使。凡諸國嗣之喪、則光祿大夫弔。太中大夫、千石。本注曰、無員。中散大夫、六百石。本注曰、無員。諫議大夫、六百石。本注曰、無員。議郎、六百石。本注曰、無員。)とあるように、光祿大夫以下は定まった職務がなく、皇帝の命によつて様々な任務に就いた。なお、後漢末の光祿諸大夫については、米田健志「漢代の光祿勳——特に大夫を中心として——」『東洋史研究』第五十七卷第二号、一九九八年)を参照。

(七) 『魏志』卷九・本伝に、

遂に太祖に従ひ別部司馬と爲り、行厲鋒校尉たり。……徐州を征するに従ふや、仁は常に騎を督して、軍の前鋒と爲る。……太祖黃巾を平らげ、天子を迎へて許に都するに、仁數々功あり、廣陽太守に拜すも、太祖其の勇略を器とし、郡にゆかさらしめ、議郎を以て騎を督せしむ。(遂從太祖爲別部司馬、行厲鋒校尉。……從征徐州、仁常督騎、爲軍前鋒。……太祖平黃巾、迎天子都許、仁數有功、拜廣陽太守。太祖器其勇略、不使之郡、以議郎督騎。)

とあるように、曹純の兄の曹仁(一六八〜二三三)も、許遷都後「議郎」に任ぜられ、「騎を督」したとあるが、これも曹操の軍事に参与した訳であるから、参軍事とみなすことができよう。

(八) 『晋書』卷五十九・楚王瑋伝に、

楚隱王瑋、字は彦度、武帝の第五子なり。初め始平王に封ぜられ、屯騎校尉を歴す。太康末、楚に徙封せられ、出でて國にゆき、都督荊州諸軍事・平南將軍たり、鎮南將軍に轉ず。(楚隱王瑋、字彦度、武帝第五子也。初封始平王、歴屯騎校尉。太康末、徙封於楚、出之國、都督荊州諸軍事・平南將軍、轉鎮南將軍。)

とあり、同上卷三・武帝紀・咸寧三年（二七七年）八月癸亥の条に、皇子の璋を立てて始平王と爲し、允もて濮陽王と爲し、該もて新都王と爲し、遐もて清河王と爲す。（立皇子璋爲始平王、允爲濮陽王、該爲新都王、遐爲清河王。）

とあり、同上・太康十年（二八九年）十一月甲申の条に、南陽王束を改封して秦王と爲し、始平王璋もて楚王と爲し、濮陽王允もて淮南王と爲し、並びに節を假して國にゆかしめ、各々方州の軍事を統べしむ。（改封南陽王束爲秦王、始平王璋爲楚王、濮陽王允爲淮南王、並假節之國、各統方州軍事。）

とあるように、司馬璋（二七一～二九一）は初め「始平王」に封ぜられ、「屯騎校尉」になる。太康十年十一月、「楚王」に徙封され、「都督荊州諸軍事・平南將軍」に任ぜられて出鎮し、さらに「鎮南將軍」に進号した。荀岳墓誌を參考にすれば、屯騎校尉任官は太康十年五月頃、鎮南將軍進号は永熙元年（二九〇年）九月頃のことと推測される。要するに、荀岳は屯騎校尉司馬↓参平南軍事↓参鎮南軍事と、司馬璋の幕僚を歴任、すなわち随府していたことがわかる。同上卷四・惠帝紀・永平元年（二九一年）二月癸酉（二十日）の条に、鎮南將軍の楚王璋、鎮東將軍の淮南王允來朝す。（鎮南將軍楚王璋、鎮東將軍淮南王允來朝。）

とあるように、武帝死後、司馬璋は同母弟の司馬允と共に入朝し、楊駿滅亡（三月八日、翌日改元）後、朝政に参与する（元康元年三月十九日）が、賈皇后に唆されて汝南王司馬亮と衛瓘を殺害し、その罪に問われて殺される（六月十三日）。荀岳は二月三日に山陽令に除任され、三月二十五日に着任しているから、司馬璋に従って上洛したことが窺われる。

（九）『魏志』卷一・武帝紀・建安三十二年（二二七年）の条に、劉備は張飛・馬超・呉蘭らを遣はし下辯に屯せしむ。曹洪を遣はしこれを拒ましむ。（劉備遣張飛・馬超・呉蘭等屯下辯。遣曹洪拒之。）とあり、同上卷九・曹洪伝に、

厲鋒將軍に遷り、國明亭侯に封ぜらる。累りに征伐に従ひ、都護將軍に拜す。（遷厲鋒將軍、封國明亭侯。累從征伐、拜都護將軍。）

とあるように、劉備の別軍が武都郡に迫ると、曹洪（？～二三二）が「都護將軍」に起用され、これに当たった。なお、同上卷二十五・辛毗伝に、

明年、鄴を攻めてこれに克ち、毗を表して議郎と爲す。久しくして、太祖は都護（將軍）の曹洪を遣はし下辯を平らがしめんとし、毗をして曹休とこれに参せしめ、令して曰はく、「むかし高祖は財を貪り色を好むも、而れども（張）良・（陳）平は其の過失を匡す。いま佐治・文烈の憂ひは輕からず」と。軍還るや、丞相長史と爲る。（明年、攻鄴克之、表毗爲議郎。久之、太祖遣都護曹洪下辯。使毗與曹休参之、令曰。昔高祖貪財好色、而良・平匡其過失。今佐治・文烈憂不輕矣。軍還、爲丞相長史。）

とあるように、このとき、議郎の辛毗（？～三四）も曹洪の参軍事になった。

（一〇）『魏志』卷十九・任城威王彰伝に、（建安）二十三年（二二八年）、代郡烏丸反するや、彰を以て北中郎將・行驍騎將軍と爲す。（二十三年、代郡烏丸反、以彰爲北中郎將・行驍騎將軍。）とあるように、曹彰は北中郎將・行驍騎將軍に任ぜられ、代郡烏丸の反乱を鎮圧した。

（一一）『晋書』卷九十三・外戚伝では、羊琇の本官が「郎中」だったことは省略されている。

（一二）拙著『曹操——魏の武帝』（新人物往来社、二〇〇〇年）を参照。

（一三）『後漢紀』獻帝紀・建安三年（二九八年）七月の条に、

曹操は張繡を征し、これを破る。……或曰はく、「關中の將帥は十を以て數ふるも、能く久しく相一たること莫し。ただ韓遂・馬騰のみ最も強し。かれ山東の敗れるを見れば、必ず各々衆を擁して自ら保全せん。若し撫するに恩徳を以てし、連和して相推さしめば、久しくすること能はざると雖も、要は公の山東を定むまで、以て動かざるに足らん。鍾繇屬ねるに西の事を以てすべし。公憂ふること無かれ」と。操これに従ふ。（曹操征張繡、破之。……或曰、關中將帥以十數、莫能久相一。唯韓遂・馬騰最強、彼見山東之敗、必各擁衆自保全。若撫以恩德、使連和相推、雖不能久、要公定山東、足以不動。鍾繇屬以西事。公無憂也。操從之。）

とあり、同上・建安四年（一九九年）十二月甲辰の条に、司隸校尉の鍾繇節を持って、關中を鎮撫す。（司隸校尉鍾繇持節、鎮撫關中。）とあるように、鍾繇は建安三年頃、司隸校尉に任命され、洛陽・長安方面に出鎮するのは四年十二月のことと考えられる。

（一四）『蜀志』卷六・馬超伝注引『典略』に、

(建安)十三年、(馬騰)徴されて衛尉と爲る。騰自ら年老なるを見、遂に宿衛に入る。初め、曹公の丞相と爲るや、騰の長子超を辟すも、就かず。超のちに司隸校尉の督軍從事と爲り、郭援を討ち、飛矢の中る所と爲り、乃ち囊を以て其の足を囊みて戦ひ、破りて援の首を斬る。詔して徐州刺史に拜し、騰の營を領せしむ。また超の弟休を奉軍都尉に、休の弟鐵を騎都尉に拜し、其の家屬を徙してみな鄴に詣らしむも、ただ超のみ獨り留まる。(十三年、徴爲衛尉、騰自見年老、遂入宿衛。初、曹公爲丞相、辟騰長子超、不就。超後爲司隸校尉督軍從事、討郭援、爲飛矢所中、乃以囊囊其足而戰、破斬援首。詔拜徐州刺史。後拜諫議大夫。及騰之入、因詔拜爲偏將軍、使領騰營。又拜超弟休奉軍都尉、休弟鐵騎都尉、徙其家屬詣鄴。惟超獨留。)

とあるように、馬超(二七六～三二二)は「司隸校尉の督軍從事」に任ぜられ、并州牧高幹配下の郭援を斬り、『魏志』卷十八・龐惠伝によれば、実際に郭援を討ち取ったのは、馬超ではなく、部下の龐惠とされる。徐州刺史、ついで諫議大夫を拜命する。この間、馬超が関中から動かなかつたことは、父の馬騰が曹操の徴召に応じた際(二〇八年)、父の「營を領し」、「獨り留」まつたことからも、明らかである。だとすれば、徐州刺史はともかく、散官の諫議大夫に任官した馬超が、司隸校尉の参軍事を兼ねていた可能性は、極めて高いように思われる。

(五)『華陽国志』卷四・南中志に、

李恢卒するの後、蜀郡太守の犍爲の張翼を以て(東降)都督と爲す。……夷帥の劉胄反するや、翼を徴し、馬忠を以てこれに代ふ。……官は鎮南大將軍に至る。卒するの後、南人これが爲に祠を立て、水旱あればこれに禱る。蜀郡の張表を以て代と爲し、安南將軍を加へ、また犍爲の楊戲を以て参軍と爲し、これに副貳せしむ。表の後、南郡の閻宇を以て都督と爲し、南郡の霍弋もて参軍と爲す。(李恢卒後、以蜀郡太守犍爲張翼爲都督。……夷帥劉胄反、徴翼、以馬忠爲代。……官至鎮南大將軍。卒後、南人爲之立祠、水旱禱之。以蜀郡張表爲代、加安南將軍、又以犍爲楊戲爲参軍、副貳之。表後、以南郡閻宇爲都督、南郡霍弋爲参軍。)

とあるように、郡太守ではないが、南中諸郡を統轄する蜀の東降都督府の人事は、常に都督と参軍がセットでおこなわれていたようである。なお、『蜀志』

卷十五・楊戲伝所載『季漢輔臣贊注』に、

(費)賓伯、名は觀、江夏鄆の人なり。……建安十八年、李嚴の軍に參し、先主を緜竹に拒み、嚴と俱に降る。(賓伯、名觀、江夏鄆人也。……建安十八年、參李嚴軍、拒先主於緜竹、與嚴俱降。)

とあるように、劉備が入蜀した際、費觀は「李嚴の軍に參」し、緜竹で劉備を防いだ。また、同上巻七・龐統伝に、

統の弟林、荊州治中從事を以て鎮北將軍黃權に參し、呉を征すも、値々軍敗れ、權に隨ひて魏に入る。魏は列侯に封じ、鉅鹿太守に至る。(統弟林、以荊州治中從事參鎮北將軍黃權、征呉、值軍敗、隨權入魏。魏封列侯、至鉅鹿太守。)

とあるように、劉備の東征の際、龐林は「荊州治中從事史」を以て「鎮北將軍黃權(の軍事)に參」した。

(六)『晋書』卷四十二・王戎伝に、

父の爵を襲ひ、相國掾に辟され、吏部・黃門郎、散騎侍郎、河東太守、荊州刺史を歴す。……豫州刺史に遷り、建威將軍を加へられ、詔を受けて呉を伐つ。戎は参軍の羅尚・劉喬を遣はして前鋒を領し、武昌に進攻せしめ、呉將の楊雍・孫述、江夏太守の劉朗各々衆を率い戎に詣りて降る。(襲父爵、辟相國掾、歴吏部・黃門郎、散騎侍郎、河東太守、荊州刺史。……遷豫州刺史、加建威將軍、受詔伐呉。戎遣参軍羅尚・劉喬領前鋒、進攻武昌。呉將楊雍・孫述、江夏太守劉朗各率衆詣戎降。)

とあるように、平呉の役の際、王戎は豫州刺史であつたが、建威將軍を加えられて領兵し、参軍事の設置を認められていたのだろう。なお、同上巻五十七・羅憲伝に、

兄の子尚、尚、字は敬之。……荊州刺史の王戎尚及び劉喬を以て参軍と爲し、並びにこれに委任す。(兄子尚、尚、字敬之。……荊州刺史王戎以尚及劉喬爲参軍、並委任之。)

とあるように、羅尚と劉喬は王戎が荊州刺史のときに、「参軍」に辟召されている。だとすれば、二人は王戎の豫州刺史転任に隨府したことになる。

(七)福原啓郎「八王の乱の本質」『東洋史研究』第四十二卷第三号、一九八二年。

のち同氏著『魏晉政治社会史研究』京都大学学術出版会、二〇一二年所収、同上「西晋代宗室諸王の特質—八王の乱を手掛かりにして」『史林』第六十

八卷第二号、一九八五年。同上所収を参照。

(二八)『演繁露』は北宋の程大昌の撰、全十六卷。

(二九)『太平御覧』卷六百六・文部二十二・板に引かれる『桂陽先賢圖讚』に、胡騰南陽從事と爲り、遇々大駕南巡し、求索すること總て狼なり。騰表して曰はく、「天子外なく、乘輿の幸する所、便ち京師と爲す。臣請ふらくは、荊州刺史もて司隸に比し、臣もて都官從事に比せられんことを」と。帝其の才を奇とし、悉く許す。大將軍西曹掾亡ければ、司馬をして騰を召し、因りて都官の鵠頭板詔を作らしむ。百官敬服す。(胡騰爲南陽從事、遇大駕南巡、求索總狼。騰表曰、天子無外、乘輿所幸、便爲京師。臣請荊州刺史比司隸、臣比都官從事。帝奇其才、悉許。大將軍西曹掾亡、司馬召騰、因作都官鵠頭板詔。百官敬服。)

とあるように、桓帝が南陽に行幸したとき、荊州從事の胡騰は自らを司隸校尉の都官從事に比せらるよう上表し、裁可された。しかし、大將軍西曹掾が不在だったため、大將軍司馬に「鵠頭板詔」を作製させ、胡騰を都官從事に任命したというのである。叙任の際に用いられる板詔が、「鵠頭書」で書かれていたことを示唆している。なお、この逸話は、『後漢書』列伝五十九・竇武伝にも載せられているが(のちに胡騰は竇武の大將軍掾に辟召され、竇武敗亡後、その遺孫を自分の子として育てた)、「大將軍西曹掾」以下の記事は省略されており、「鵠頭板詔」の句もない。また、「南陽從事」を「護駕從事」に作り、桓帝の南陽行幸に合わせて特設された官職と解するが、「部南陽從事」でも問題はなしし、護駕が「別駕」の単純な誤記である可能性も高い。なお『太平御覧』卷六百八十三・儀式部四・印に引かれる『晋書』に、

趙王倫僭位し、而して苟且の恵を以て人情を取悦せんとし、金銀は冶鑄し、印に給せられず、故に白板の俟あり、君子は其の章を服するを恥ず。(趙王倫僭位、而以苟且之恵取悦人情、金銀冶鑄、不給於印、故有白板之俟、君子恥服其章。)

とあり、『資治通鑑』卷八十八・晋紀十・愍帝建興元年(三二三年)四月壬申の条に、

皇帝の位に即き、大赦し、改元す。……この時、長安城中、戸は百に盈たず、蒿棘林を成す。公私に車四乗あるのみ、百官は章服・印綬なく、ただ桑版もて號を署すのみ。(即皇帝位、大赦、改元。……是時、長安城中、戸不盈百、

蒿棘成林。公私有車四乘、百官無章服・印綬、唯桑版署號而已。)

とあるように、「板詔」によつて封拜されたにも関わらず、「章服・印綬」を支給されない列侯・官僚を「白板」と称することもあった。

(三〇)『呉志』孫討逆伝注引『呉録』に載せられる孫策の上表に、興平二年十二月二十日、呉郡曲阿に表術呈する所の表を得、臣を以て行殄寇將軍とするも、詔書を被るに至り、乃ち詐擅なるを知る。(興平二年十二月二十日、於呉郡曲阿得表術所呈表、以臣行殄寇將軍。至被詔書、乃知詐擅)とあるように、孫策が行殄寇將軍に推挙されたのは、劉繇を破つた後のことである(もつとも、孫策は袁術の上表を詐りと言っているが)。

(三一)『宋書』卷八十八・薛安都伝に、

(元嘉)二十七年、隨王誕安都に版して建武將軍と爲し、柳元景に隨ひて關・陝に向かひ、歩騎を率いて前に居り。……軍還るや、誕版して後軍行參軍と爲す。二十九年、始興王濬の征北行參軍に除せられ、建武將軍を加へらる。

(二十七)年、隨王誕版安都爲建武將軍、隨柳元景向關・陝、率歩騎居前。……軍還、誕版爲後軍行參軍。二十九年、除始興王濬征北行參軍、加建武將軍。……とあつて、薛安都(河東の人、四一〇〜四六九)が劉誕の板行參軍(四五〇年頃)となり、『南齊書』卷三十一・荀伯玉伝に、

少くして柳元景の撫軍板行參軍と爲り、南徐州祭酒、晉安王子勛の鎮軍行參軍たり。(少爲柳元景撫軍板行參軍、南徐州祭酒、晉安王子勛鎮軍行參軍)とあつて、荀伯玉(潁川の人、四三四〜四八三)が柳元景の板行參軍(四五四年頃)となつたように、宋中期には任官者が確認できる。

(三二)『宋書』卷七十二・文九王伝に、

晉熙王昶、字は休道、文帝の第九子なり。……泰始六年、第六皇子の變、字は仲綏を以て昶を繼がしめ、昶の封を改めて晉熙王と爲す。……元徽元年、變年四歳、以て使持節・監郢州豫州之西陽司州之義陽二都諸軍事・征虜將軍・郢州刺史と爲す。……四年、また變を鎮西將軍に進め、鼓吹一部を加ふ。

順帝即位するや、徵して使持節・都督揚南徐二州諸軍事・撫軍將軍・揚州刺史と爲す。(晉熙王昶、字休道、文帝第九子也。……泰始六年、以第六皇子變字仲綏繼昶、改昶封爲晉熙王。……元徽元年、變年四歳、以爲使持節・監郢州豫州之西陽司州之義陽二都諸軍事・征虜將軍・郢州刺史。……四年、又進變鎮西將軍、加鼓吹一部。順帝即位、徵爲使持節・都督揚南徐二州諸軍事・

撫軍將軍・揚州刺史)

とあり、同上卷十・順帝紀・昇明元年(四七七年)十二月庚午の条に、

新除左衛將軍の齊王世子(蕭贖をさす)、新除撫軍將軍・揚州刺史の晉熙王變を奉じて尋陽の益城に鎮す。(新除左衛將軍齊王世子奉新除撫軍將軍・揚州刺史晉熙王變鎮尋陽之益城)

とあるように、このときすでに、都督の劉變、ならびに長史の蕭贖は京師に召還され、郢州を離任していた。また、同上卷九十・明四王伝に、

邵陵王友、字は仲賢、明帝の第七子なり。……出でて使持節・督江州豫州之西陽新蔡晉熙三郡諸軍事・南中郎將・江州刺史と爲る(四七四年)。……順帝即位するや、左將軍に進號し、督を改めて都督と爲す。(邵陵王友、字仲賢、明帝第七子也。……出爲使持節・督江州豫州之西陽新蔡晉熙三郡諸軍事・南中郎將・江州刺史。……順帝即位、進號左將軍、改督爲都督。)

とあるように、劉友も「左將軍」に進号していた。ただし、同上卷七十四・沈攸之伝に、

尚書征西府に符して曰はく、「……また散騎常侍・領游擊將軍・湘南縣開國男・新除使持節・督湘州諸軍事・征虜將軍・湘州刺史・軍主呂安國。……屯騎校尉・南城令曹虎頭を遣はし、舳艫二萬もて、駱驛繼邁せしむ。……」と。(尚書符征西府曰、……又遣散騎常侍・領游擊將軍・湘南縣開國男・新除使持節・督湘州諸軍事・征虜將軍・湘州刺史・軍主呂安國。……屯騎校尉・南城令曹虎頭、舳艫二萬、駱驛繼邁。……)

とあるように、新任の官に着任するまでの間、官僚は旧官と新官(「新除」を併称したらしい。だとすれば、劉變の鎮西府(およびその幕僚)はまだ解散されず、劉友の軍府も「左將軍府」ではなく、正式にはまだ「南中郎府」だったのだから。

(三) もとより、動乱の際、自己の軍府に人士を取り込み、勢力の拡大を図るのは常套手段である。たとえば、『宋書』卷五十二・褚叔度伝に、

長兄の秀之、……秀之の弟淡之、字は仲源、また顯官を歴す。……乃ち淡之を以て會稽太守と爲す。景平元年(四三三年)、富陽縣の孫氏門宗を聚合し、逆亂を爲さんことを謀る。……淡之自ら凌江將軍を假し、山陰令の陸邵を以て司馬を領せしめ、振武將軍を加へ、前員外散騎常侍の王茂之もて長史と爲し、前國子博士の孔欣・前員外散騎常侍の謝岑之もて並びに参軍事とし、行

参軍七十餘人を召す。(長兄秀之、……秀之弟淡之、字仲源、亦歴顯官。……乃以淡之爲會稽太守。景平二年(⇒元の誤り)年、富陽縣孫氏聚合門宗、謀爲逆亂。……淡之自假凌江將軍、以山陰令陸邵領司馬、加振武將軍、前員外散騎常侍王茂之爲長史、前國子博士孔欣・前員外散騎常侍謝岑之並参軍事、召行参軍七十餘人。)

とあるように、宋初、富陽孫氏が反乱を起こしたとき、會稽太守の褚淡之(河南の人、叔度の兄、三八一〜四二五)は陵江將軍府を開き、長史・司馬、参軍のほか、「行参軍七十餘人を召した。また、同上卷八十一・顧琛伝に、

(大明)三年(四五九年)、(竟陵王)誕の廣陵に據りて反すや、客の陸延稔を遣はして書を齎し、琛に板して征南將軍と爲し、(張)牧もて安東將軍と爲し、琛の子前の尚書郎の寶素もて諮議参軍と爲し、寶素の弟前の司空参軍の寶先もて從事中郎と爲し、牧の兄前の吳郡丞の濟もて冠軍將軍と爲し、從弟前の司空主簿の晏もて諮議参軍と爲す。(三年、誕據廣陵反、遣客陸延稔齎書、板琛爲征南將軍、牧爲安東將軍、琛子前尚書郎寶素爲諮議参軍、寶素弟前司空参軍寶先爲從事中郎、牧兄前吳郡丞濟爲冠軍將軍、從弟前司空主簿晏爲諮議参軍。)

とあるように、宋の竟陵王劉誕は反乱を起こすと、故吏の顧琛(呉郡の人、三九〇〜四七五)らに板授して決起をうながした。

(四) 安成王蕭秀は、天監七年(五〇八年)五月癸卯、平西將軍・荊州刺史に任ぜられ、同十一年(五一二年)十二月己未、中衛將軍に遷った(『梁書』卷二・武帝紀中など)。

(五) 『晋書』卷八十一・習鑿齒伝に、

荊州刺史の桓温辟して從事と爲し、江夏相の袁喬深くこれを器とし、數々其の才を温に稱し、西曹主簿に轉じ、親遇隆密たり。……累遷して別駕たり。温の征伐に出づるや、鑿齒或いは從ひ或いは守り、所在職に任ひ、毎に機要に處せられ、事に莅みて續あり、尺牘の論議を善くし、温甚だ器としてこれを遇す。……戸曹参軍に左遷さる。(荊州刺史桓温辟爲從事、江夏相袁喬深器之、數稱其才於温、轉西曹主簿、親遇隆密。……累遷別駕、温出征伐、鑿齒或從或守、所在任職、每處機要、莅事有績、善尺牘論議、温甚器遇之。……左遷戸曹参軍。)

とあるように、習鑿齒(襄陽の人、?〜三八三頃)は荊州別駕から「戸曹参軍」

に左遷されている。

(二六)『華陽国志』卷八・大同志・永康元年(三〇〇年)の条に、

(趙)厥自ら大將軍・益州牧を稱するや、武陽令の蜀郡の杜淑、別駕の張榮、巴西の張龜、西夷司馬の龔尼、江原令の龔爲の費遠らを以て左右長史司馬・參軍と爲す。(厥自稱大將軍・益州牧、以武陽令蜀郡杜淑、別駕張榮、巴西張龜、西夷司馬龔尼、江原令龔爲費遠等爲左右長史司馬・參軍)

とあるように、西晋末、趙厥(？～三〇一)が益州に自立したとき、張龜は他の益州人士と共に「左右長史司馬・參軍」などの上佐に任用されている。

(二七)八王の乱の際、衛博は安定太守であったが、雍州刺史の劉沈、新平太守の張光、安定功曹の皇甫澹らと共に、長安の司馬顛を攻め、敗死した(『晋書』卷八十九・忠義伝)。

(二八)『晋書』卷五十七・羅憲伝、

同上卷六十一・劉喬伝も参照。

(二九)劉聰が任ぜられた「參前鋒戰事」は、『宋書』百官志上に、

魏元帝の咸熙中、晋文帝の相國と爲るや(二六三年)、相國府に中衛將軍、驍騎將軍、左右長史司馬、從事中郎四人、主簿四人、舍人十九人、參軍二十二人、參戰十一人、掾・屬三十三人を置く。(魏元帝咸熙中、晋文帝爲相國、相國府置中衛將軍、驍騎將軍、左右長史司馬、從事中郎四人、主簿四人、舍人十九人、參軍二十二人、參戰十一人、掾・屬三十三人)

とあるように、魏末、司馬昭の相國府に置かれた「參戰」と同一の官だろう。參軍の次に記載されているから、參軍より下位と考えられるが、員数が參軍の半分に過ぎない点は若干気になる。用例は極めて少なく、任官者はもちろん、実態は不明である。『八瓊室金石補正』卷八・曹真残碑には、

〔上欠〕尉・參戰事・郎中京兆韓汜德備

という記述が見える。「京兆の韓汜」という人物は、大司馬・都督中外諸軍事の曹眞の府官と思われるが、「參戰事・郎中」を兼任し、「校尉」もしくは「都尉」を帯びていたとみられる。郎中との兼務は參軍事を彷彿とさせるが、軍号の保持は武官の性格も合わせもつていたことを示唆している。また、同上卷九・南郷太守郭休碑によれば、郭休(二〇七～二六九)は「明威將軍・江夏太守」から南郷太守に遷ったとあり、將軍を帯号していたが、同碑陰には、「兵三千

人 騎三百匹 參戰二人 騎督一人 部曲督八人 部曲將卅四人」という記述があり、「參戰二人」が記されていたことがわかる。記載位置・員数から見れば、「騎督」や「部曲督」「部曲將」よりも地位が高く、副官的な存在だったと推測される。

(三〇)『晋書』卷六十六・陶侃伝に、

會々劉弘荊州刺史と爲り、將に官にゆかんとするや、侃を辟して南蠻長史と爲し、遣はして先に襄陽に向ひ張昌を討ち、これを破らしむ。……陳敏の亂、弘は侃を以て江夏太守と爲し、鷹揚將軍を加ふ。……また侃に督護を加へ、諸軍と力を并せて(陳)恢(＝陳敏の弟)を距ましむ。(會劉弘爲荊州刺史、將之官、辟侃爲南蠻長史、遣先向襄陽討張昌、破之。……陳敏之亂、弘以侃爲江夏太守、加鷹揚將軍。……又加侃督護、使與諸軍并力距恢)

とあるように、陶侃は劉弘の南蠻長史から江夏太守に遷り、「鷹揚將軍」、さらに「督護」を加えられた。

(三一)都戦帥も用例は極めて少ない。このほか、管見の限り、『華陽国志』卷八・大同志・太安二年(三〇三年)の条に、

梁州刺史の許雄賊を討つも進まざるを以て、檻車もて徴されて詔獄に詣る。ただ護軍と漢國太守の杜孟治、都戦帥の趙汶……のみ漢中を守る。(梁州刺史許雄以討賊不進、檻車徵詣詔獄。惟護軍與漢國太守杜孟治・都戦帥趙汶……守漢中)

とあるのが唯一の事例であり、督護もしくは都護、あるいは參軍、參戰などとの違いは不明と言わざるを得ない。

(三二)このほか、『晋書』卷六十九・戴若思伝に、

累遷して東海王越の軍諮祭酒たり、出でて豫章太守に補せられ、振威將軍を加へられ、義軍督護を領す。(累遷東海王越軍諮祭酒、出補豫章太守、加振威將軍、領義軍督護)

とあるように、戴若思(廣陵の人？～三二二)は振威將軍・豫章太守となり、「義軍督護」を領した。同上卷七十六・顧衆伝に、

義興太守と爲り、揚威將軍を加へらる。蘇峻反するや、衆は兵に還り、潜かに義舉を圖る。……(蔡)謨(＝吳国内史)乃ち衆に檄して本國督護と爲し、揚威將軍たること舊に仍り、衆の從弟の護軍參軍の颯もて威遠將軍・前鋒督護と爲す。……會稽内史の王舒、吳興内史の虞潭並びに衆に檄して五郡大督

護と爲し、諸々の義軍を統べて（張）健（蘇峻の將）を討たしむ。（爲義興太守、加揚威將軍、蘇峻反、衆還吳、潛圖義舉……讓乃檄衆爲本國督護、揚威將軍仍舊、衆從弟護軍參軍颺爲威遠將軍・前鋒督護……會稽内史王舒・吳興内史虞潭并檄衆爲五郡大督護、統諸義軍討健。）

とあるように、蘇峻の乱の際（三二七～三二九年）、顧衆（吳郡の人、二七四～三四六）および従弟の顧颺は郷里で募兵し、吳国内史の蔡謨から、それぞれ「本國督護」、「前鋒督護」に任ぜられ、さらに顧衆は「五郡大督護」となり、吳郡・會稽・吳興・義興など五郡（残りは晉陵郡か）の「義兵」を統率した。これらを「義軍督護」と言うのだろう。なお、『宋書』卷九十二・良史伝に、

杜慧度、交阯朱贖の人なり。……初め州の主簿と爲り、流民督護たり、九眞太守に遷る。……（義熙）七年（四一一年）、使持節・督交州諸軍事・廣武將軍・交州刺史に除せらる。……少帝の景平元年（四三三年）卒、時に年五十。……慧度の長子の員外散騎侍郎の弘文を以て振威將軍・（交州）刺史と爲す。初め、高祖北のかた關・洛を伐つや、慧度は弘文に板して鷹揚將軍・流民督護と爲し、兵三千を配し、北のかた大軍に係らしむ。（杜慧度、交阯朱贖人也。……初爲州主簿、流民督護、遷九眞太守。……七年、除使持節・督交州諸軍事・廣武將軍・交州刺史。……少帝景平元年卒、時年五十。……以慧度長子員外散騎侍郎弘文爲振威將軍・刺史。初、高祖北伐關・洛、慧度板弘文爲鷹揚將軍・流民督護、配兵三千、北係大軍。）とあるように、「流民督護」という官職も見える。

（三）前掲宮崎書を参照。

ただし、掾属が完全に消滅したわけではなく、前掲『宋書』百官志上・公府掾属の条に、

加崇せられし者は左右長史・司馬、從事中郎四人、掾属四人を置く。則ち倉曹は属を増置し、戸曹は掾を置く。江左の加崇、此に極まるなり。（加崇者置左右長史・司馬、從事中郎四人、掾属四人、則倉曹增置、戸曹置掾、江左加崇、極於此也。）

とあり、同上卷十・順帝紀・昇明二年九月丙午の条に、  
太尉の齊王に黃鉞、都督中外諸軍事、太傅・領揚州牧を加へ、劍履上殿・入朝不趨・贊拜不名たらしめ、左右長史・司馬、從事中郎・掾属各四人を置く。（加太尉齊王黃鉞、都督中外諸軍事、太傅・領揚州牧、劍履上殿・入朝不趨・

贊拜不名、置左右長史・司馬、從事中郎・掾属各四人）とあり、『梁書』卷一・武帝紀上・中興二年正月の条に、

高祖を都督中外諸軍事に進め、劍履上殿・入朝不趨、贊拜不名たらしめ、前後部羽葆鼓吹を加へ、左右長史・司馬、從事中郎・掾属各四人を置き、並びに舊に依り士を辟せしめ、餘は並びに故の如し。（進高祖都督中外諸軍事、劍履上殿・入朝不趨・贊拜不名、加前後部羽葆鼓吹、置左右長史・司馬、從事中郎・掾属各四人、並依舊辟士、餘並如故。）

とあるように、「加崇」された公府・軍府には、左右長史・司馬、從事中郎（四人）のほか、「掾属各四人」が置かれた。たとえば、『宋書』卷九十三・隱逸伝に、  
王素、字は休業、琅邪臨沂の人なり。……大明中、太宰の江夏王義恭開府辟召するや、素を辟して倉曹属と爲す。（王素、字休業、琅邪臨沂人也。……大明中、太宰江夏王義恭開府辟召、辟素爲倉曹属。）

とあるように、宋の王素は劉義恭の「倉曹属」に辟召され、『南齊書』卷二十三・褚淵伝に、

長子の賁、字は蔚先、祕書郎に解褐す。昇明中、太祖の太尉從事中郎と爲り、司徒右長史、太傅戸曹属、黄門郎・領羽林監、齊の世子中庶子・領翊軍校尉たり。（長子賁、字蔚先、解褐祕書郎。昇明中、爲太祖太尉從事中郎、司徒右長史、太傅戸曹属、黄門郎・領羽林監、齊世子中庶子・領翊軍校尉。）とあるように、南齊の褚賁は蕭道成の「太傅戸曹属」になった。このほか、『梁書』卷十六・張稷伝に、

入りて太子洗馬と爲り、大司馬東曹掾、建安王友、大司馬從事中郎たり。（入爲太子洗馬、大司馬東曹掾、建安王友、大司馬從事中郎。）とあり、同上卷五十二・止足伝に、

顧憲之、字は子思、吳郡呉の人なり。……齊高帝執政するや、以て驃騎録事參軍と爲し、太尉西曹掾に遷る。齊臺建、爲中書侍郎。……還爲太尉從事中郎。（顧憲之、字子思、吳郡呉人也。……齊高帝執政、以爲驃騎録事參軍、遷太尉西曹掾。齊臺建、爲中書侍郎。……還爲太尉從事中郎。）

とあり、同上卷二十六・陸杲伝に、  
梁臺建つや、以て驃騎記室參軍と爲し、相國西曹掾に遷る。天監元年、撫軍長史に除せらる。（梁臺建、以爲驃騎記室參軍、遷相國西曹掾。天監元年、除撫軍長史。）

とあるように、東曹掾、西曹掾も見える。

(三) 拙稿「諸葛亮・北伐軍団の組織と編制について——蜀漢における軍府の発展形態——」(『東北大学東洋史論集』第四集、一九九〇年)、同上「呉・蜀の都督制度とその周辺」(『三国志研究』第一号、二〇〇六年)を参照。

(三) 『晋書』卷十・安帝紀・元興二年(四〇三年)二月乙卯の条に、桓玄自ら大將軍を稱す。(桓玄自稱大將軍)とある。

(三) 『宋書』卷一・武帝紀中・義熙八年(四二二年)九月の条に、

前の鎮軍將軍の司馬休之を以て平西將軍・荊州刺史と爲す。(以前鎮軍將軍司馬休之爲平西將軍・荊州刺史)とある。

(三) 『資治通鑑』卷百三十二・宋紀十四・明帝泰始三年(四六七年)八月壬寅の条に、

(沈) 攸之を以て南兖州刺史と爲し、兵を將いて北のかた出でしめ、行徐州事の蕭道成をして千人を將いて、淮陰に鎮せしむ。(以攸之爲南兖州刺史、將兵北出、使行徐州事蕭道成將千人、鎮淮陰)とあるように、薛安都が北魏に降り、南朝宋が淮北四州を失陥すると、蕭道成は「冠軍將軍・持節・都督北討前鋒諸軍事」(『南齊書』卷一・高帝紀上)に任ぜられ、淮陰に駐屯した。また、『宋書』卷九・後廢帝紀・元徽二年(四七四年)五月庚寅の条に、

中領軍の劉劭に鎮軍將軍を加へ、右衛將軍の齊王に平南將軍を加へ、前鋒もて南討し、出でて新亭に屯せしむ。(加中領軍劉劭鎮軍將軍、加右衛將軍齊王平南將軍、前鋒南討、出屯新亭)とあるように、桂陽王劉休範の乱の際、「平南將軍」を加えられ、同上卷十・順帝紀・昇明元年(四七七年)七月丙申の条に、

尚書左僕射・中領軍・鎮軍將軍・南兖州刺史の齊王もて司空・録尚書事・驃騎大將軍と爲し、刺史たること故の如し。(尚書左僕射・中領軍・鎮軍將軍・南兖州刺史齊王爲司空・録尚書事・驃騎大將軍、刺史如故)とあるように、順帝が即位した直後、「驃騎大將軍」(司空は固辞)に任ぜられ、輔政の任を受けた。

(三) 『宋書』卷五・文帝紀・元嘉二十年(四四三年)二月の条に、

甲戌、江州刺史の庾登之もて中護軍と爲す。庚辰、廬陵王紹を以て江州刺史と爲す。(甲戌、江州刺史庾登之爲中護軍。庚申〔丁庚辰〕以廬陵王紹爲江州刺史)とあり、卷六十一・武三王伝に、

(廬陵王) 義眞子なく、太祖は第五子の紹、字は休胤を以て嗣と爲す。……二十年、出でて南中郎將・江州刺史と爲る。時に年十二。(義眞無子、太祖以第五子紹字休胤爲嗣。……二十年、出爲南中郎將・江州刺史。時年十二)とあるように、元嘉二十年、廬陵王劉紹は「年十二」で江州刺史に任ぜられた。また、同上・文帝紀・元嘉十七年(四四〇年)十月戊午の条に、

大將軍・領司徒・録尚書・揚州刺史の彭城王義康を以て江州刺史と爲し、大將軍たること故の如し。(以大將軍・領司徒・録尚書・揚州刺史彭城王義康爲江州刺史、大將軍如故)とあるように、彭城王劉義康は失脚後、江州刺史に左遷されるが、同上・元嘉十八年(四四一年)二月乙卯の条に、

豫章太守の庾登之を以て江州刺史と爲す。(以豫章太守庾登之爲江州刺史)とあるように、まもなく、庾登之が江州刺史に任命されているから、この頃、劉義康は江州刺史を解任されていたことが窺われる。

(四) 北朝の事例であるが、『魏書』卷五十八・楊播伝に、  
侃、字は士業。……侃の叔椿雍州刺史と爲るや、また請ひて其の府の録事參軍と爲し、長安令を帯び、府州の務、委決する所多し。(侃、字士業。……侃叔椿爲雍州刺史、又請爲其府録事參軍、帶長安令、府州之務多所委決)とあるように、楊侃(楊播の子、四八八〜五三二)は叔父楊椿の録事參軍となり、「府州」の事務を決裁した。

(四) 『隸釈』卷五・後漢巴郡太守張納碑陰には、巴郡太守の官属に「主記掾閻中黄機」の官姓名(主記掾史の閻中県の黄機)が見える。また、『金石萃編』卷十・後漢朔方太守上郡仇君碑陰には、「故記史池陽吉■」、および「衛主記掾楊綬子長」という官姓名が見える。前者は左馮翊の官属(もと主記室史であった池陽県の吉某、字は某、後者は衙県の官属(主記掾史の楊綬、字は子長)だろう。

(四) 東晋南朝には記室督の事例がなく、廃止されたとみられるが、五胡十六国には継承されたい。『資治通鑑』卷百二・晋紀二十四・海西公太和五年(三



七〇年)十二月条に、

燕・秦既に好を結び、使者數々往來す。燕の散騎侍郎太原の郝曷、給事黃門侍郎梁琛相繼ぎて秦に如る。……王猛表して梁琛を留めて主簿と爲し、記室督を領せしむ。(燕・秦既結好、使者數往來、燕散騎侍郎太原郝曷、給事黃門侍郎梁琛相繼如秦。……王猛表留梁琛爲主簿、領記室督)

とあるように、前秦の王猛(北海の人、三二五〜三七五)は前燕の使者であつた梁琛を(輔国將軍もしくは司徒府の)主簿に起用し、「記室督」を兼領させたとされる。

(四) たとえば、『後漢書』列伝十二・杜茂伝に、

(鴈門太守の郭)涼、字は公文、右北平の人なり。……初め、幽州牧の朱浮辟して兵曹掾と爲し、彭寵を撃ちて功あり、廣武侯に封ぜらる。(涼、字公文、右北平人也。……初、幽州牧朱浮辟爲兵曹掾、擊彭寵有功、封廣武侯)とあるように、後漢初め、郭涼は大將軍・幽州牧朱浮の「兵曹掾」となり、『晋書』卷五十七・羅憲伝に、

乃ち尚に節を假し、平西將軍・益州刺史・西戎校尉と爲す。……尚乃ち兵曹從事の任統をして僞降し、因りて出でて密かに外に宣告せしめ、日を剋して俱に撃ち、遂に大いにこれを破り、李特を斬り、首を洛陽に傳ふ。(乃假尚節、爲平西將軍・益州刺史・西戎校尉。……尚乃使兵曹從事任統僞降、因出密宣告於外、剋日俱擊、遂大破之、斬李特、傳首洛陽)

とあるように、益州刺史の羅尚(襄陽の人、羅憲の兄の子、?〜三二〇)は李特(巴西の人、?〜三〇三)に成都を包圍されると、「兵曹從事」の任統に城外の諸村塙と連絡を取らせ、日時を定めて一斉に攻撃し、李特を討ち取った。

このほか、『隸釈』卷五・後漢巴郡太守張裨裨陰によれば、巴郡太守の官属にも「兵曹掾」の官名が見える。

(四) 『晋書』卷五十四・陸機伝に、

吳王晏の淮南に出鎮するや、機を以て郎中令と爲し、尚書中兵郎に遷り、殿中郎に轉ず。趙王倫執政するや、引きて相國參軍と爲す。(吳王晏出鎮淮南、以機爲郎中令、遷尚書中兵郎、轉殿中郎。趙王倫執政、引爲相國參軍)

とあるように、陸機(吳郡の人、二六一〜三〇三)が「尚書中兵郎」に任官しているのが確認できる。

(四) 従事中郎については、別稿を用意する。

(四) 『晋書』卷九・孝武帝紀・太元十七年(三九二年)十一月癸酉の条に、

黃門郎の殷仲堪を以て都督荆益梁三州諸軍事・荊州刺史と爲す。(以黃門郎殷仲堪爲都督荆益梁三州諸軍事・荊州刺史)とあり、同上卷八十四・殷仲堪伝に、

孝武帝召して太子中庶子と爲し、甚だ相親愛す。……また黃門郎を領し、寵任轉た隆し。……帝は會稽王社稷の臣に非ざるを以て、親幸する所を擢きて以て藩捍と爲さんとし、乃ち仲堪に都督荆益梁三州軍事・振威將軍・荊州刺史ほ授け、節を假し、江陵に鎮せしむ。(孝武帝召爲太子中庶子、甚相親愛。……復領黃門郎、寵任轉隆。……帝以會稽王非社稷之臣、擢所親幸以爲藩捍、乃授仲堪都督荆益梁三州軍事・振威將軍・荊州刺史、假節、鎮江陵)

とあるように、孝武帝の寵臣だつた殷仲堪(陳郡の人、?〜三九九)は荊州刺史に任ぜられるが、のち桓玄に敗れて殺された。

(四) 前掲嚴書、前掲官崎書を参照。

(四) 『宋書』卷一・武帝紀中に、

(義熙)七年(四一一年)正月己未、京師に振旅す。……是に於いて改めて太尉・中書監を授けられ、乃ち命を受く。……九年(四一三年)二月乙丑、公江陵より至る。……公を以て鎮西將軍・豫州刺史を領せしむ。……十一年(四一五年)正月、公(劉裕をさす)休之の子文寶、兄の子文祖を收め、並びに獄に死を賜ひ、衆軍を率いて西討す。また黃鉞を加へ、荊州刺史を領す。……十二年(四一六年)正月、……平北將軍・兖州刺史を加領し、都督南秦を増し、凡て二十二州たり。公以へらく、「平北の文武は寡少なれば、宜しく別に置くべからず」と。是に於いて平北府を罷め、以て大府に併す。……會々羌主姚興死し、子の泓立つも、兄弟相殺し、關中擾亂す。公乃ち戒嚴して北討せんとし、征西將軍・司豫二州刺史を加領し、世子を以て徐兗二州刺史と爲す。(七年正月己未、振旅于京師。……於是改授太尉・中書監、乃受命。……九年二月乙丑、公至自江陵。……以公領鎮西將軍・豫州刺史。……十一年正月、公收休之子文寶・兄子文祖、並於獄賜死、率衆軍西討。復加黃鉞、領荊州刺史。……十二年正月、……加領平北將軍・兖州刺史、增都督南秦、凡二十二州。公以平北文武寡少、不宜別置。於是罷平北府、以併大府。……會羌主姚興死、子泓立、兄弟相殺、關中擾亂。公乃戒嚴北討、加領征西將軍・司豫二州刺史、以世子爲徐兗二州刺史)

とあるように、劉裕は権力確立の過程において、西府（豫州都督府、北府（兗州都督府）、荊州都督府など、重鎮の兵権を掌握するため、太尉、相国などの本官のほかに四征將軍を兼任した。とくに北伐（四一六年）の直前、「平北將軍・兗州刺史」、「征西將軍・司豫州刺史」を領するが、同上卷五十六・孔琳之伝に、

義熙六年、高祖の平西將軍を領するや、以て長史と爲し、大司馬琅邪王の從事中郎たり。また高祖の平北・征西長史に除せられ、侍中に遷る。宋臺初めて建つや、宋國侍中に除せらる。（義熙六年、高祖領平西將軍、以爲長史、大司馬琅邪王從事中郎、又除高祖平北・征西長史、遷侍中。宋臺初建、除宋國侍中。）

とあり、また、同上卷六十・王准之伝に、

義熙の初め、また尚書中兵郎と爲り、高祖の車騎・中軍軍事に遷り、丹陽丞、中軍・太尉主簿たり、出でて山陰令と爲る。……また高祖の鎮西・平北・太尉參軍と爲る。（義熙初、又爲尚書中兵郎、遷參高祖車騎・中軍軍事、丹陽丞、中軍・太尉主簿、出爲山陰令。……又爲高祖鎮西・平北・太尉參軍。）

とあるように、沈林子のほかにも、有力な幕僚が三府の府佐を兼任する事例が見られる。

(四) 『宋書』卷五・文帝紀に、

關中平定し、高祖彭城に還るや、また監司州豫州之淮西兗州之陳留諸軍事・前將軍・司州刺史を授け（使）持節たること故の如し、將に洛陽に鎮せんとするも、仍りて改めて都督荆益寧雍梁秦六州豫州之河南廣平揚州之義成松滋四郡諸軍事・西中郎將・荊州刺史を授けられ（使）持節たること故の如し。（關中平定、高祖還彭城、又授監司州豫州之淮西兗州之陳留諸軍事・前將軍・司州刺史、持節如故、將鎮洛陽、仍改授都督荆益寧雍梁秦六州豫州之河南廣平揚州之義成松滋四郡諸軍事・西中郎將・荊州刺史、持節如故。）

(五) 『宋書』卷六十八・武二王伝に、

南郡王義宣、……（元嘉）二十一年（四四四年）、乃ち義宣を以て都督荆雍益梁寧南北秦七州諸軍事・車騎將軍・荊州刺史とし、持節・（散騎）常侍たること故の如し。……司空に進位し、侍中に改められ、南蠻校尉を領す。（南郡王義宣、……二十一年、乃以義宣都督荆雍益梁寧南北秦七州諸軍事・車騎

將軍・荊州刺史、持節・常侍如故。……進位司空、改侍中、領南蠻校尉。）とあり、同上卷五・文帝紀・元嘉二十五年（四四八年）六月丙寅の条に、車騎將軍・荊州刺史南譙王義宣をして司空に進位せしむ。（車騎將軍・荊州刺史南譙王義宣進位司空。）とあるように、元嘉二十一年、劉義宣（四一五〜四五四）は荊州刺史に任ぜられ、司空に進号した。

(五) 『宋書』卷七十九・文五王伝に、

竟陵王誕、字は休文、文帝の第六子なり。……二十六年（四四九年）、出でて都督梁南北秦四州荊州之竟陵隨二郡諸軍事・後將軍・雍州刺史と爲る。（竟陵王誕、字休文、文帝第六子也。……二十六年、出爲都督梁南北秦四州荊州之竟陵隨二郡諸軍事・後將軍・雍州刺史。）

とあるように、劉誕は、元嘉二十六年、雍州刺史に任ぜられた。

(五) 『宋書』卷六十一・武三王伝に、

衡陽王文義季、……（元嘉）九年、使持節・都督南徐州諸軍事・右將軍・南徐州刺史に遷る。十六年、臨川王義慶に代はりて都督荆湘雍益梁寧南北秦八州諸軍事・安西將軍・荊州刺史たり、持節すること故の如し。（衡陽王文義季、……九年、遷使持節・都督南徐州諸軍事・右將軍・南徐州刺史、十六年、代臨川王義慶都督荆湘雍益梁寧南北秦八州諸軍事・安西將軍・荊州刺史、持節如故。）

とあるように、劉義季は南徐州刺史（四三三年）、荊州刺史（四三九年）を歴任した。

(五) 『宋書』卷九十九・二凶伝に、

濬、字は休明。……元嘉十參年（四三六年）、年八歳、始興王に封ぜらる。十六年（四三九年）、都督湘州諸軍事・後將軍・湘州刺史たり。仍りて使持節・都督南豫豫司雍并五州諸軍事・南豫州刺史に遷り、將軍たること故の如し。十七年（四四〇年）揚州刺史と爲り、將軍たること如故、佐を置き兵を領す。十九年（四四二年）、府を罷む。……二十六年（四四九年）、出でて使持節・都督南徐兗二州諸軍事・征北將軍・開府儀同參司・南徐兗二州刺史と爲り、（散騎）常侍たること故の如し。（濬、字休明。……元嘉十參年、年八歳、封始興王。十六年、都督湘州諸軍事・後將軍・湘州刺史、仍遷使持節・都督南豫豫司雍并五州諸軍事・南豫州刺史、將軍如故。十七年、爲揚州刺史、

將軍如故、置佐領兵。十九年、罷府。二十一年、加散騎常侍、進號中軍將軍。……二十六年、出爲使持節・都督南徐兗二州諸軍事・征北將軍・開府儀同參司・南徐兗二州刺史、常侍如故。

とあり、同上卷五・文帝紀・元嘉十七年十二月戊辰の条に、南豫州刺史の始興王濬を以て揚州刺史と爲す。(以南豫州刺史始興王濬爲揚州刺史。)

とある。なお、劉濬の揚州刺史任旨は、前々任者である彭城王劉義康の失脚(同年十月戊午)、およびその後任となった殷景仁の急死(同年十一月癸丑)にもなう人事である。

(五) 『宋書』卷六・孝武帝紀に、尋遷都督江州荊州之江夏豫州之西陽晉熙新蔡四郡諸軍事・南中郎將・江州刺史、持節如故。

とあり、同上卷五・文帝紀・元嘉二十八年六月壬戌の条に、以北中郎將・武陵王駿爲江州刺史。

とあるように、元嘉二十八年、武陵王劉駿(四三〇〜四六四、孝武帝、在位四五三〜四六四)は江州刺史に任ぜられた。

(五) 前掲『宋書』二凶伝。

尚書左僕射の蔡興宗を以て安西將軍・郢州刺史と爲す。(以尚書左僕射蔡興宗爲安西將軍・郢州刺史。)

とあり、同上・泰始五年(四六九年)六月壬申の条に、安西將軍・郢州刺史の蔡興宗を以て鎮東將軍(會稽太守)と爲す。(以安西將軍・郢州刺史蔡興宗爲鎮東將軍。)

とあり、同上・泰豫元年(四七二年)四月己亥の条に、鎮東將軍の蔡興宗もて征西將軍・開府儀同三司・荊州刺史と爲す。(鎮東將軍蔡興宗爲征西將軍・開府儀同三司・荊州刺史。)

とあり、同上卷九・後廢帝紀・泰豫元年閏七月甲辰の条に、新除征西將軍・開府儀同三司・荊州刺史の蔡興宗を以て中書監・光祿大夫と爲す。(以新除征西將軍・開府儀同三司・荊州刺史蔡興宗爲中書監・光祿大夫。)

とあり、同上・八月戊午の条に、

新除中書監・左光祿大夫・開府儀同三司の蔡興宗薨す。(新除中書監・左光祿大夫・開府儀同三司蔡興宗薨。)

とあるように、宋末、蔡興宗は郢州刺史(四六七〜四六九年)、都督浙東五郡・會稽太守(四六九〜四七二年)、荊州刺史(四七二年)を歴任した。また、同上・元徽元年(四七三年)二月乙亥の条に、

晉熙王燮を以て郢州刺史と爲す。(以晉熙王燮爲郢州刺史。)

とあり、同上・二年七月庚辰の条に、征虜將軍・郢州刺史の晉熙王燮もて安西將軍に進號せしむ。(征虜將軍・郢州刺史晉熙王燮進號安西將軍。)

とあり、同上卷十・順帝紀・昇明元年(四七七年)七月丙申の条に、安西將軍・郢州刺史の晉熙王燮もて撫軍將軍・揚州刺史と爲す。(安西將軍・郢州刺史晉熙王燮爲撫軍將軍・揚州刺史。)

とあるように、劉燮は郢州刺史(四七三〜四七七年)、揚州刺史を歴任した。なお、『隋書』卷二十六・百官志上・梁十八班によれば、庶姓持節都督府の正

参軍は流外七班、記室参軍は二班、皇弟皇子府の行参軍は三班、正参軍は四班、記室参軍は七班であるから、沈約の遷官は妥当である。なお、『梁書』本伝に記述はないが、沈約が蔡興宗の鎮東將軍府にも随府し、府佐に任官したことはほぼまちがいない。

(五) 『南齊書』卷四十五・宗室伝に、

遙光、字は元暉。……建武元年(四九四年)、以て持節・都督揚南徐二州諸軍事・前將軍・揚州刺史と爲す。……二年、撫軍將軍に進號し、散騎常侍を加へらる。……永泰元年(四九八年)、本位に即きて大將軍と爲す。(遙光、字元暉。……建武元年、以爲持節・都督揚南徐二州諸軍事・前將軍・揚州刺史。……二年、進號撫軍將軍、加散騎常侍。……永泰元年、即本位爲大將軍。)

とあるように、南齊の始安王蕭遙光は、明帝が即位すると、揚州刺史に任ぜられ、さらに撫軍大將軍に進号した。

(六) 前掲拙稿「梁の元帝集團と荊州政權」を参照。

(七) 前掲拙稿「南朝における随府府佐」を参照。

(八) 参軍事起家については、野田俊昭「宋齊時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制」『九州大学東洋史論集』第二十五号、一九九七年を参照。

(六) 『魏書』卷四十三・房法壽伝に、

北朝の事例であるが、士隆の弟士達、……時に京兆王繼大將軍と爲り、關右に出鎮し、其の名を聞き、徴して騎兵參軍に補し、帳内統軍を領せしむ。(士隆弟士達、……時京兆王繼爲大將軍、出鎮關右、聞其名、徴補騎兵參軍、領帳内統軍。)

とあり、同上卷五十八・楊播伝に、

侃、字は士業、……年三十一にして、華陰伯を襲爵す。太尉汝南王悅の騎兵參軍に釋褐す。(侃、字士業、……年三十一、襲爵華陰伯。釋褐太尉汝南王悅騎兵參軍。)

とあり、同上卷六十八・甄琛伝に、

琛の同郡(中山)の張纂、……太和中、奉朝請に釋褐し、稍く伏波將軍・任城王澄の鎮北府騎兵參軍に遷り、魏昌縣令を帯びる。(琛同郡張纂、……太和中、釋褐奉朝請、稍遷伏波將軍・任城王澄鎮北府騎兵參軍、帶魏昌縣令。)

とあるように、騎兵書は正參軍による署事が一般的だった。

(六) 『南齊書』卷三十・焦度伝に、

晉熙王燮の防閑に補せられ、征虜鎧曹行參軍に除せられ、隨ひて夏口に鎮す(四七三年)。(補晉熙王燮防閑、除征虜鎧曹行參軍、隨鎮夏口。)

とあるように、宋末・焦度(南安の人、四三三〜四八三)は劉燮の「鎧曹行參軍」に任ぜられた。また、北朝の事例であるが、『周書』卷三十四・裴寬伝に、

漢、字は仲霄、……大統五年(五三九年)、大丞相府の士曹行參軍に除せられ、墨曹行參軍に補せらる。(漢、字仲霄、……大統五年、除大丞相府士曹行參軍、補墨曹參軍(⇒行參軍)。

とあるように、北周の裴漢(河東の人、寬の弟、五一四〜五七二)は宇文泰の「士曹行參軍」「墨曹行參軍」を歴任した。鎧曹以下も、『南齊書』百官志によるかぎり、正參軍の署曹である。

(四) 『梁書』卷二十二・太祖五王伝に、

南平元襄王偉、字は文達、太祖の第八子なり。……建安郡王に封ぜられ、食邑は二千戸。……(天監)六年(五〇七年)、使持節・都督揚南徐二州諸軍事・右將軍・揚州刺史に遷り、未だ拜せずして、中權將軍に進號す。七年、疾を以て表して州を解き、侍中・中撫軍に改められ、司徒の事を知す。九年、護軍・石頭戍軍事に遷り、侍中・將軍・鼓吹は故の如し。其の年、出でて使持節・散騎常侍・都督江州諸軍事・鎮南將軍・江州刺史と爲り、鼓吹は故の

如し。(南平元襄王偉、字文達、太祖第八子也。……封建安郡王、食邑二千戸。……六年、遷使持節・都督揚南徐二州諸軍事・右軍(軍は衍字)將軍・揚州刺史、未拜、進號中權將軍。七年、以疾表解州、改侍中・中撫軍・知司徒事。九年、遷護軍・石頭戍軍事、侍中・將軍・鼓吹如故。其年、出爲使持節・散騎常侍・都督江州諸軍事・鎮南將軍・江州刺史、鼓吹如故。)

とあるように、南平王蕭偉は、初め建安王に封ぜられ、天監年間、揚州刺史に在任し(五〇七〜五〇八年)、護軍將軍などを経て、江州刺史に転じた(五一〇年)。

(五) 『梁書』卷二十二・太祖五王伝に、

臨川靖惠王宏、字は宣達、太祖の第六子なり。……天監元年(五〇二年)、臨川郡王に封ぜられ、邑は二千戸。尋いで使持節・散騎常侍・都督揚南徐州諸軍事・後將軍・揚州刺史と爲る。……六年夏、驃騎將軍・開府儀同三司に遷り、侍中たること故の如し。其の年、司徒に遷り、太子太傅を領す。……八年夏、使持節・都督揚南徐二州諸軍事・司空・揚州刺史と爲り、侍中たること故の如し。十一年正月、太尉と爲る。其の年冬、公事を以て驃騎大將軍・開府儀同三司之儀に左遷され、侍中たること故の如し。(臨川靖惠王宏、字宣達、太祖第六子也。……天監元年、封臨川郡王、邑二千戸。尋爲使持節・散騎常侍・都督揚南徐州諸軍事・後將軍・揚州刺史。……六年夏、遷驃騎將軍・開府儀同三司、侍中如故。其年、遷司徒、領太子太傅。……八年夏、爲使持節・都督揚南徐二州諸軍事・司空・揚州刺史、侍中如故。(十一年正月、爲太尉。其年冬、以公事左遷驃騎大將軍・開府儀同三司之儀、侍中如故。)

とあるように(十一年正月爲太尉)の句は『南史』卷五十一・梁宗室伝上によつて補う)、臨川王蕭宏は、梁の建国以後、揚州刺史などの宰相職を歴任するが、しばしば不祥事を起こして降格されたため、二度(五〇七年、五一二〜五二三年)、驃騎將軍に任官している。

(六) 『梁書』卷二十二・太祖五王伝に、

安成康王秀、字は彦達、太祖の第七子なり。……(七年)尋いで都督荆湘雍益寧南北梁南北秦九州諸軍事・平西將軍・荊州刺史に遷る。其の年、安西將軍に進號す。……十一年、徴されて侍中・中衛將軍と爲り、宗正卿・石頭戍事を領す。(安成康王秀、字彦達、太祖第七子也。……尋遷都督荆湘雍益寧南北梁南北秦九州諸軍事・平西將軍・荊州刺史。其年、遷號(⇒進號)安西

將軍。……十一年、徵爲侍中・中衛將軍、領宗正卿・石頭戍事。

とあるように、安成王蕭秀は、天監年間、安西將軍・荊州刺史に在任した（五〇八〜五二二年）。

（六七）『周書』卷四十八・蕭譽伝に、

梁の普通六年（五二五年）、曲江縣公に封ぜらる。中大通三年（五三二年）、岳陽郡王に進封す。宣惠將軍、知石頭戍事、琅邪彭城二郡太守、東揚州刺史を歴官す。……中大同元年（五四六年）、持節・都督雍梁東益南北秦五州郢州之竟陵司州之隨郡諸軍事・西中郎將・領寧蠻校尉・雍州刺史に除せらる。

（梁普通六年、封曲江縣公。中大通三年、進封岳陽郡王。歴官宣惠將軍、知石頭戍事、琅邪彭城二郡太守、東揚州刺史。……中大同元年、除持節・都督雍梁東益南北秦五州郢州之竟陵司州之隨郡諸軍事・西中郎將・領寧蠻校尉・雍州刺史。）

とあり、『梁書』卷三・武帝紀下・大同四年（五三八）年）七月己未の条に、

南琅邪彭城二郡太守の岳陽王譽を以て東揚州刺史と爲す。（以南琅邪彭城二郡太守岳陽王譽爲東揚州刺史。）

とあり、同上・中大同元年秋七月辛酉の条に、

武昌王譽を以て東揚州刺史と爲す。（以武昌王譽爲東揚州刺史。）

とあり、同上・十月乙亥の条に、

前の東揚州刺史の岳陽王譽を以て雍州刺史と爲す。（以前東揚州刺史岳陽王譽爲雍州刺史。）

とある。なお、蕭譽が寧遠將軍（十三班）に任官したことは、現存史料から確認できないが、梁の皇子皇孫が寧遠將軍に起家した後、輕車將軍（十四班）などを経て、四中郎將（十七班）、宣惠將軍（同上）に進号する事例は多く、蕭譽もこのような遷官コースを進んだ可能性は高い。

（六八）『晋書』卷七十四・桓彝伝に、

脩字は承祖。……玄執政するや、脩を以て都督六州・右將軍・徐亮二州刺史とし、節を假す。尋いで撫軍將軍に進み、散騎常侍を加へらる。玄篡ふや、以て撫軍大將軍と爲し、安成王に封ず。劉裕の義旗起ち、これを斬る。（脩字承祖。……玄執政、以脩都督六州・右將軍・徐亮二州刺史、假節。尋進撫軍將軍、加散騎常侍。玄篡、以爲撫軍大將軍、封安成王。劉裕義旗起、斬之）とあるように、桓玄は桓脩（桓沖の子、？〜四〇四）を京口に駐屯させ、北府

を制御しようとした。

（六九）『宋書』卷九十五・索虜伝に、

（景平元年三月）嗣また鄴より萬餘人を遣はして白沙口より河を過ぎり、濮陽城南の寒泉に壘を築かしむ。（嗣又於鄴遣萬餘人從白沙口過河、於濮陽城南寒泉築壘）

とあるように、宋の初め（四二四年）、北魏軍は河北の鄴から南下し、「白沙口」から黄河を渡り、河南に侵攻した。『資治通鑑』卷八十五・晋紀七・惠帝太安二年（三〇三年）八月の条・胡三省注に、

白沙は鄴城の東南に在り。（白沙在鄴城東南。）

とあり、同上卷百十九・宋紀一・營陽王景平二年三月の条・胡三省注に、濮陽の對岸は則ち頓丘の境。白沙は當に今の澶州の界に在るべし。（濮陽對岸則頓丘之境。白沙當在今澶州之界。）

とあるように、「白沙口」は魏郡鄴県の東南、すなわち東郡濮陽県（黄河の南岸）の對岸に位置する渡津（渡し場）だったらしい。『水経注』卷九・淇水に、

淇水また南のかた枋堰を歴す。舊の淇水口、東のかた流れて黎陽縣の界を過ぎり、南のかた河に入る。……漢の建安九年、魏武王水口に大枋木を下して

以て堰を成し、淇水を遏ぎり、東のかた白溝に入り、以て漕運を通ぜしむ。

故に時人其の處を號して枋頭と爲す。（淇水又南歷枋堰、舊淇水口、東流逕黎陽縣界、南入河。……漢建安九年、魏武王于水口下大枋木以成堰、遏淇水、

東入白溝、以通漕運。故時人號其處爲枋頭。）

とあり、『元和郡縣圖志』卷二十・河北道一・衛州衛県に、

枋頭故城。縣の東一里に在り。建安九年、魏武淇水口に在り、大枋木を下して堰を爲り、淇水を遏り、白溝に入らしめ、以て漕運を開く。故に其の處を號して枋頭と爲す。（枋頭故城。在縣東一里。建安九年、魏武在淇水口、下大枋木爲堰、遏淇水。令入白渠、以開運漕。故號其處爲枋頭。）

とあるように、太行山脈から南流して黄河に注ぐ淇水と、河北に通じる「白溝」もしくは「白渠」という運河の合流点を「枋頭」という。建安九年（二二四年）、曹操が淇水と白溝を結ぶため、「淇水口」を大木によつて堰きとめたことに因む。白沙口も白溝（または白渠）に因んで付けられた淇水口の別名なのだろう。

『資治通鑑』卷八十八・晋紀十・懷帝永嘉六年（三二二年）の条に、

（六月）東燕に至り、汲郡の向氷といふもの衆數千を聚め、枋頭に壁するを

聞き、勅將に河を濟らんとするも、冰これを邀ふを恐る。……秋七月、勅は支雄・孔長をして文石津より筏を縛り潜かに渡り、其の船を取らしむ。勅兵を引き棘津より河を濟り、冰を撃ち、これを大破す。(至東燕、開汲郡向冰聚衆數千、壁枋頭、勅將濟河、恐冰邀之。……秋七月、勅使支雄・孔長自文石津縛筏潛渡、取其船。勅引兵自棘津濟河、擊冰、大破之。)

とあり、石勒が河北に帰還しようとしたとき、土豪の向冰が枋頭に「壁」を築き、渡河を阻んでいたというように、西晋以降、交通・軍事の要衝として争奪的となった。

(七) 『營』は伝統的な城郭都市ではなく、「塢」「壘」「屯」「村」「固」などと同様に、山林叢沢に営まれた新興集落を意味する語である。西晋末、翟巢内に官民が村塢を建設していたことは、同上卷六十三・李矩伝に、

(元) 帝踐阼するに及び、以て都督司州諸軍事・司州刺史と爲し、平陽縣侯に改封し、(安西) 將軍たること故の如し。……矩乃ち郭誦を表して揚武將軍・陽翟令と爲し、水に阻みて壘を築き、且つ耕し且つ守らしめ、賊を滅ぼすの計を爲さんとす。(及帝踐阼、以爲都督司州諸軍事・司州刺史、改封平陽縣侯、將軍如故。……矩乃表郭誦爲揚武將軍・陽翟令、阻水築壘、且耕且守、爲滅賊之計。)

とあるように、李矩(平陽の人、?三三五頃)が甥の郭誦を陽翟令に任命し、河川を利用して「壘」を作らせ、拠点を構築しようとしたことから窺われる。

(七) 前掲嚴書を参照。

(七) 『宋書』卷四十四・謝晦伝・撤京邑文に、

いま南蠻司馬・寧遠將軍の庾登之を遣はし、參軍事・建武將軍・建平太守の安泰、宣威將軍の昭弘宗、參軍事・宣威將軍の王紹之ら、精銳一萬を統べ、前鋒もて討を致さしむ。南蠻參軍・振武將軍の魏像をして、參軍事・宣威將軍の陳珍の虎旅二千、參軍事・建威將軍・新興太守の賀楨の甲卒參千を統べ、相係りて道を取らしむ。南蠻參軍・振威將軍郭卓の鐵騎二千は、水歩齊舉す。大軍參萬、駱驛電邁す。行冠軍將軍・竟陵内史・河東内史の謝遜、建威將軍・南平太守の謝世猷の驍勇一萬をして、江陵を留守せしむ。參軍・長寧太守竇應期の歩騎五千に分命し、直ちに義陽に出でしめ、司馬・建威將軍・行南義陽太守の周超之して司馬・振武將軍の胡崇之の精捍一萬を統べ、北のかた高陽に出でしめ、長兼行參軍・寧遠將軍の朱澹之の歩騎五千をして、西のかた

雁塞に出でしむ。(今遣南蠻司馬・寧遠將軍庾登之統參軍事・建武將軍・建平太守安泰、宣威將軍昭弘宗、參軍事・宣威將軍王紹之等、精銳一萬、前鋒致討。南蠻參軍・振武將軍魏像統參軍事・宣威將軍陳珍虎旅二千、參軍事・建威將軍・新興太守賀楨甲卒參千、相係取道。南蠻參軍・振威將軍郭卓鐵騎二千、水歩齊舉。大軍參萬、駱驛電邁。行冠軍將軍・竟陵内史・河東内史謝遜、建威將軍・南平太守謝世猷驍勇一萬、留守江陵。分命參軍・長寧太守竇應期歩騎五千、直出義陽。司馬・建威將軍・行南義陽太守周超之統軍司馬・振武將軍胡崇之精捍一萬、北出高陽。長兼行參軍・寧遠將軍朱澹之歩騎五千、西出雁塞。)

(七) 『宋書』卷八十四・鄧琬伝に、

乃ち牙を桑尾に建て、京師に傳檄して曰はく、「……いま輔國將軍・諮議領中直兵の孫冲之、龍驤將軍の陳紹宗を遣はし、嶠虎の士、組甲二萬を率いて、流れに沿ひて電發し、逕ちに白下を取らしむ。龍驤將軍・領中直兵の薛常寶、建威將軍・領中直兵の沈懷寶をして、長戟萬刃、羽騎千羣もて、逕ちに南州に出で、直ちに朱雀に造らしむ。寧朔將軍・諮議領中直兵の陶亮、龍驤將軍の焦度をして、中黄の旅、梟雄參萬を統べ、風のごとく江介を掩ひ、雲のごとく石頭に臨ましむ。建威將軍の張洌、龍驤將軍の何休明をして、育・獲の徒、勁捍の卒を提げ、金陵に邪趨し、北のかた閩閩を指さしむ。龍驤將軍の張係伯、龍驤將軍の陳慶をして、輕銳五千、強弩一萬を勒し、班漕に飛鋒し、西明に齊會せしむ。冠軍將軍・尋陽内史の鄧琬をして、湘・雍の兵、勇敢四萬を擡り、律を授けて威を總べ、京邑に飄集せしむ。征虜將軍・領府司馬の張悅をして、蒼兕千艘、水軍五萬もて、大いに羣校を董べ、絡繹して道に繼がしむ。冠軍將軍・豫章内史の劉衍、寧朔將軍・武昌太守の劉弼、建威將軍・領中直兵・晉熙太守の閻湛之をして、みな境を掃い兵に勝ち、誠を薦めて效を請はしむ。(乃建牙於桑尾、傳檄京師曰、……今遣輔國將軍・諮議領中直兵孫冲之、龍驤將軍陳紹宗、率嶠虎之士、組甲二萬、沿流電發、逕取白下。龍驤將軍・領中直兵薛常寶、建威將軍・領中直兵沈懷寶、長戟萬刃、羽騎千羣、逕出南州、直造朱雀。寧朔將軍・諮議領中直兵陶亮、龍驤將軍焦度、總中黄之旅、梟雄參萬、風掩江介、雲臨石頭。建威將軍張洌、龍驤將軍何休明、提育・獲之徒、勁捍之卒、邪趨金陵、北指閩閩。龍驤將軍張係伯、龍驤將軍

陳慶、勒輕銳五千、強弩一萬、飛鋒班潰、齊會西明。冠軍將軍・尋陽內史鄧  
琬、撮湘・雍之兵、勇敢四萬、授律總威、編集京邑。征虜將軍・領府司馬張  
悅、蒼兕千艘、水軍五萬、大董羣校、絡繹繼道。冠軍將軍・豫章內史劉衍、  
寧朔將軍・武昌太守劉弼、建威將軍・領中直兵・晉熙太守閻湛之、皆掃境勝  
兵、薦誠請效。」

とある。

(西)『宋書』卷七十四・沈攸之伝に、

(昇明元年、四七七年)十二月十二日、攸之、其の輔國將軍・中兵參軍・督  
前鋒諸軍事の孫同をして、寧朔將軍・中兵參軍の武實、龍驤將軍・騎兵參軍  
の朱君拔、寧朔將軍の沈慧眞、龍驤將軍・中兵參軍の王道起を率いしむ。ま  
た司馬・冠軍將軍の劉攘兵を遣はして、寧朔將軍・外兵參軍の公孫方平、龍  
驤將軍・騎兵參軍の朱靈寶、龍驤將軍・騎兵參軍の沈僧敬、龍驤將軍の高茂  
を率いしむ。また輔國將軍・中兵參軍の王靈秀、輔國將軍・中兵參軍の丁珍  
東を遣はして、寧朔將軍・中兵參軍の王珍之、寧朔將軍・外兵參軍の楊景穆  
を率いしめ、相繼いで俱に下らしむ。攸之自ら輔國將軍・録事參軍兼司馬の  
武茂宗、輔國將軍・中兵參軍の沈昭、寧朔將軍・中兵參軍の皇甫賢、寧朔將  
軍・中兵參軍の胡欽之、龍驤將軍・中兵參軍の東門道順を率いて、閏十二月  
四日、夏口に至る。(十二月十二日、攸之其輔國將軍・中兵參軍・督前鋒諸  
軍事孫同、率寧朔將軍・中兵參軍武實、龍驤將軍・騎兵參軍朱君拔、寧朔將  
軍沈慧眞、龍驤將軍・中兵參軍王道起。又遣司馬・冠軍將軍劉攘兵、率寧朔  
將軍・外兵參軍公孫方平、龍驤將軍・騎兵參軍朱靈寶、龍驤將軍・騎兵參軍  
沈僧敬、龍驤將軍高茂。又遣輔國將軍・中兵參軍王靈秀、輔國將軍・中兵參  
軍丁珍東、率寧朔將軍・中兵參軍王珍之、寧朔將軍・外兵參軍楊景穆、相繼  
俱下。攸之自率輔國將軍・録事參軍兼司馬武茂宗、輔國將軍・中兵參軍沈昭、  
寧朔將軍・中兵參軍皇甫賢、寧朔將軍・中兵參軍胡欽之、龍驤將軍・中兵參  
軍東門道順、閏十二月四日至夏口。)

とある。

(七)『南齊書』卷三十八・蕭亦斧伝に、

子の穎胄爵を襲ふ。……和帝の荊州と爲るや、穎胄を以て冠軍將軍・西中郎  
長史・南郡太守・行荊州府州事と爲す。……(永元二年)十二月、移檄すら  
く、「西中郎府長史・都督行留諸軍事・右將軍・南郡太守・南豐縣開國侯の

蕭穎胄、司馬・征虜將軍・新興太守の夏侯詳、京邑の百官、諸州郡の牧守に  
告ぐ。……いま冠軍將軍・西中郎諮議・領中直兵參軍・軍主の楊公則、寧朔  
將軍・領中兵參軍・軍主の王法度、冠軍將軍・諮議參軍・軍主の龐翻、輔國  
將軍・諮議參軍・領別駕・軍主の宗夫、輔國將軍・諮議參軍・軍主の樂藹ら  
に命じ、勁卒參萬を領せしめ、……冠軍將軍・領諮議・中直兵參軍・軍主の  
蔡道恭、輔國將軍・中直兵參軍・右軍府司馬・軍主の席闡文、輔國將軍・中  
直兵參軍・軍主の任濛之、寧朔將軍・中直兵參軍・軍主の韓孝仁、寧朔將軍・  
中直兵參軍・軍主の朱斌、中直兵參軍・軍主の宗冰之、建威將軍・中直兵參  
軍・軍主の朱景舒、寧朔將軍・中直兵參軍・軍主の庾域、寧遠將軍・軍主の  
庾略らをして、被甲二萬(を領せしめ)、……輔國將軍・武昌太守・軍主の  
鄧元起、輔國將軍・前軍將軍・軍主の王世興らをして、鐵騎一萬(を領せし  
め)、……征虜將軍・領司馬・新興太守の夏侯詳、寧朔將軍・諮議參軍・軍  
主の柳忱、寧朔將軍・領中兵參軍・軍主の劉孝慶、建威將軍・軍主・江陵令  
の江詮らをして、組甲五萬を帥いしむ……と。(子穎胄襲爵。……和帝爲  
荊州、以穎胄爲冠軍將軍・西中郎長史・南郡太守・行荊州府州事。……十二  
月、移檄。西中郎府長史・都督行留諸軍事・右軍(軍は衍字)將軍・南郡太  
守・南豐縣開國侯蕭穎胄、司馬・征虜將軍・新興太守夏侯詳告京邑百官、諸  
州郡牧守。……今命冠軍將軍・西中郎諮議・領中直兵參軍・軍主楊公則、寧  
朔將軍・領中兵參軍・軍主王法度、冠軍將軍・諮議參軍・軍主龐翻、輔國將  
軍・諮議參軍・領別駕・軍主宗夫、輔國將軍・諮議參軍・軍主樂藹等、領勁  
卒參萬、……冠軍將軍・領諮議・中直兵參軍・軍主蔡道恭、輔國將軍・中直  
兵參軍・右軍府司馬・軍主席闡文、輔國將軍・中直兵參軍・軍主任濛之、寧  
朔將軍・中直兵參軍・軍主韓孝仁、寧朔將軍・中直兵參軍・軍主朱斌、中直  
兵參軍・軍主宗冰之、建威將軍・中直兵參軍・軍主朱景舒、寧朔將軍・中直  
兵參軍・軍主庾域、寧遠將軍・軍主庾略等、被甲二萬、……輔國將軍・武寧  
太守・軍主鄧元起、輔國將軍・前軍將軍・軍主王世興等、鐵騎一萬、……征  
虜將軍・領司馬・新興太守夏侯詳、寧朔將軍・諮議參軍・軍主柳忱、寧朔將  
軍・領中兵參軍・軍主劉孝慶、建威將軍・軍主・江陵令江詮等、帥組甲五萬。  
……)

とある。このほか、『宋書』卷九十九・元凶伝に、  
世祖京邑に檄して曰はく、「……いま冠軍將軍・領諮議・中直兵の柳元景、

寧朔將軍・領中直兵の馬文恭らに命じて勁卒參萬を統べ、風のごとく馳せて徑ちに石頭に造り、分ちて白下に趨かしむ。輔國將軍・領諮議・中直兵の宗愨らをして甲楯二萬を勸せしめ、征虜將軍・領司馬・武昌内史の沈慶之らをして壯勇五萬を領し、相尋いで路に就かしむ。(世祖檄京邑曰、……今命**冠軍將軍・領諮議・中直兵柳元景・寧朔將軍・領中直兵馬文恭**等統勁卒參萬、風馳徑造石頭、分趨白下。**輔國將軍・領諮議・中直兵宗愨**等勒甲楯二萬、**征虜將軍・領司馬・武昌内史沈慶之**等領壯勇五萬、相尋就路。)

とあるように、孝武帝入討の際(四五二年)、先鋒となった諮議參軍・領中直兵の柳元景は三品の「冠軍將軍」、おなじく宗愨は三品の「輔國將軍」、中直兵參軍の馬文恭は四品の「寧朔將軍」を帯び、司馬の沈慶之は三品の「征虜將軍」だった。

(七) 王僧辯が任命したとされる「雲騎將軍」、「雄信將軍」については疑問が残る。

『隋書』卷二十六・百官志上に、

智威・仁威・勇威・信威・嚴威、十六班と爲す。「舊の征虜に代へる」智武・仁武・勇武・信武・嚴武、十五班と爲す。「舊の冠軍に代へる」十號も一品と爲す。いわゆる五德將軍なり。輕車・征遠・鎮朔・武旅・貞毅、十四班と爲す。「舊の輔國に代へる」寧遠・明威・振遠・電耀・威耀、十三班と爲す。「舊の寧朔に代へる」十號も一品と爲す。……掃狄・雄信・掃虜・武銳・摧鋒、九班と爲す。……略遠・貞威・決勝・開遠・光野、八班と爲す。……凡て十品、二十四班。また班多きを以て貴と爲す。(智威・仁威・勇威・信威・嚴威、爲十六班。「代舊征虜」智武・仁武・勇武・信武・嚴武、爲十五班。「代舊冠軍」十號爲一品。所謂五德將軍也。輕車・征遠・鎮朔・武旅・貞毅、爲十四班。「代舊輔國」寧遠・明威・振遠・電耀・威耀、爲十三班。「代舊寧朔」十號爲一品。……掃狄・雄信・掃虜・武銳・摧鋒、爲九班。……略遠・貞威・決勝・開遠・光野、爲八班。……凡十品、二十四班。亦以班多爲貴)

とあるように(カッコ内は割注)、「雄信將軍」は十四班の貞毅、十三班の振遠よりも下位の「九班」であるから、誤記の可能性が高い。まず、『梁書』本伝の「代柳仲禮爲竟陵太守、改號雄信將軍」の一文そのものが、誤つて現在の位置に紛れ込んだ可能性が考えられる。王僧辯が「貞毅將軍・武寧太守」から「雄信將軍・竟陵太守」に遷り、さらに「振遠將軍・廣平太守」に転じたというな

ら、軍号と班位の矛盾は解消される。しかし、『資治通鑑』卷百六十一・梁紀十七・武帝太清二年(五四八年)十二月の条に、

湘東王暉は世子の方等を遣はし歩騎一萬を將いて建康に入援せしめ、庾子、公安を發つ。暉また竟陵太守の王僧辯を遣はし舟師萬人を將いて漢川より出で糧を載せて東下せしむ。(湘東王暉遣世子方等將步騎一萬人援建康、庾子、發公安。暉又遣竟陵太守王僧辯將舟師萬人出自漢川、載糧東下。)

とあるように、侯景の乱が勃発したとき、王僧辯は「竟陵太守」に在任していたことが窺われるから、上記の解釈は成立しない。次に、「信」の文字を手がかりにすれば、「五德將軍」のうち、十五班の「信武」、もしくは十六班の「信威」が有力な候補になる。『梁書』卷二十四・蕭景(⇒蕭昱)伝に、

尋いで出でて使持節・督雍梁南北秦郢州之竟陵司州之隨郡諸軍事・信武將軍・寧蠻校尉・雍州刺史と爲る(五〇八年)。……(天監)十二年(五一三年)、また使持節・督南北兗北徐青冀五州諸軍事・信威將軍・南兗州刺史と爲る。(尋出爲使持節・督雍梁南北秦郢州之竟陵司州之隨郡諸軍事・信武將軍・寧蠻校尉・雍州刺史。……十二年、復爲使持節・督南北兗北徐青冀五州諸軍事・信威將軍・南兗州刺史。)

とあるように、信武・信威などの五德將軍は、都督府長官の軍号として用いられたが、同上卷二十八・夏侯覓伝に、

(天監)十五年(五一六年)、出でて信武將軍・安西長史(府主は郢州刺史の安成王蕭秀)・江夏太守と爲る。(十五年、出爲信武將軍・安西長史・江夏太守。)

とあり、同上卷十八・馮道根伝に、

(天監)十三年(五一四年)、出でて信武將軍・宣惠司馬(府主は荊州刺史の晉安王蕭綱)・新興永寧二郡太守と爲る。(十三年、出爲信武將軍・宣惠司馬・新興永寧二郡太守。)

とあり、同上卷十七・張齊伝に、

(天監)十七年(五一八年)、持節・都督南梁州諸軍事・智武將軍・南梁州刺史遷る。普通四年、信武將軍・征西鄱陽王司馬(府主は荊州刺史の鄱陽王蕭恢)・新興永寧二郡太守に遷る。(十七年、遷持節・都督南梁州諸軍事・智武將軍・南梁州刺史。普通四年、遷信武將軍・征西鄱陽王司馬・新興永寧二郡太守。)



とあるように、荊州のような重鎮の都督府長史・司馬、および郡太守が帶領することもあった。荊州都督府の上佐（諮議参軍ないし司馬）だった王僧辯が、信武將軍（もしくは信威將軍）を加えられていた可能性は極めて高い。

いっぽう、「雲騎將軍」は、『梁書』卷二・武帝紀中・天監六年五月己巳の条に、中衛・中權將軍を置き、驍騎を改めて雲騎と爲し、游擊もて游騎と爲す。（己巳置中衛・中權將軍、改驍騎爲雲騎、游擊爲游騎）

とあり、『隋書』卷二十六・百官志上に、

天監六年、左右驍騎・左右游擊將軍を置き、位は二率に視す。舊の驍騎を改めて雲騎と曰ひ、游擊もて游騎と曰ひ、左右驍・游に降ること一階。（天監六年、置左右驍騎・左右游擊將軍、位視二率。改舊驍騎曰雲騎、游擊曰游騎、降左右驍・游一階。）

とあるように、旧来の驍騎將軍を改称したもので、親衛隊を統率する内号將軍であるから、荊州都督府に勤務する王僧辯が兼領していた可能性はゼロに近い。となれば、「雲一騎」の文字を含む、他の軍号の誤記とみるのが順当な解釈だろう。さしあたり、十八班の「雲鷹」、『隋書』百官志上、以下おなじ）、十二班の「武騎」、十一班の「羽騎」、『突騎』、『鐵騎』、『四班の「彫騎」などが候補にあげられるが、いずれも貞毅（十四班）と振遠（十三班）の間に位置する軍号としては適当ではない。また、大通三年（五二九年）に改定された四十四班二百四十号（『隋書』百官志上）には、「雲旗」「雲勇」という軍号が見

える。正確な班位は不明だが、両号ともに五徳將軍ないし振遠將軍よりも下位に表記されているから、やはり可能性は低いたろう。したがって、『梁書』王僧辯伝の「雲騎將軍」は、いまのところ、十三〜十四班のいずれかの軍号の誤記という以上、軍号を特定するのは難しい。なお、王僧辯については、前掲拙稿「梁の元帝集團と荊州政權」を参照。

（七）『隋書』卷二十六・百官志上によれば、金威將軍、招遠將軍ともに、梁の二十四班百二十号將軍では「二班」、陳の九品二百三十七号將軍では「第九品」に位置付けられていた。

（八）『隋書』卷三十五・経籍志四・集部に、

陳左衛將軍顧野王集十九卷。

とあり、『新唐書』卷五十七・芸文志一・甲部・小学類に、

顧野王玉篇三十卷。

とあり、同上卷五十八・芸文志二・乙部・正史類に、

顧野王陳書三卷。

とあり、同上・地理類に、

顧野王輿地志三十卷。又十國都城記十卷。

とあり、同上卷五十九・芸文志三・丙部・雜家類に、

顧野王符瑞圖十卷。又祥瑞圖十卷。

とあるように、史書・地誌・符瑞など、幅広い分野の著作があった。

表 I 梁十八班制における府州と王国（『隋書』卷二十六 百官志上に拠る）

一班	二班	三班	四班	五班	六班	流外七班	一班	二班	三班	四班	五班	六班	七班	八班	九班	流内十班		
				功曹督護	東曹督護	参軍督護	長兼参軍		行参軍	祭酒	正参軍	主簿	功曹史	掾属	従事中郎	長史司馬	府	皇子
						越州主簿	北徐主簿	荆州主簿	越州别駕	北徐别駕	湘州别駕	荆州别駕	荆州别駕	南徐别駕	揚州治中	揚州别駕	州	
				三令	典書令	三軍	侍郎	常侍	中尉	大農	郎中令						国	
			功曹督護	参軍督護	長兼参軍			行参軍	祭酒	正参軍	主簿	功曹史	掾属直	従事中郎	長史司馬		府	嗣王
						越州主簿	北徐主簿	荆州主簿	越州别駕	北徐别駕	湘州别駕	荆州别駕					州	
			三令	典書令	三軍	侍郎	常侍	中尉	大農	郎中令							国	
		功曹督護	参軍督護	長兼参軍			行参軍	正参軍	主簿	功曹史	中録記直		諮議参軍	長史司馬			府	蕃王
																	国	
			功曹督護	参軍督護	長兼参軍			行参軍	祭酒	正参軍	主簿	功曹史	掾属直	従事中郎	長史司馬		公府	庶姓
功曹督護	参軍督護	長兼参軍	板行参軍	行参軍	板正参軍	正参軍	主簿	録記中兵	功曹史	中録記直							持節府	

表Ⅱ 漢六朝における公府官属の員数（『統漢書』百官志一、『宋書』百官志上に拠る）

祭酒 記室 参督 舍軍 人	掾属	主簿	從事中郎	司馬	長史		
	24				1	太傅	後漢
	24	1			1	太尉	
	31				1	司徒	
	29				1	司空	
	29	2	1	1		大將軍	
	2				1	位從公	西晉
4	1		1	1	1	領兵	
6						持節都督	晉
2	2	2			1	位從公	東晉南朝
無員			2	1		領兵	
	4	4	2	2		加崇	

〔附記〕

〔略称〕  
 中録記直 中録事參軍、中記室參軍、中直兵參軍  
 録記中兵 録事參軍、記室參軍、中兵參軍  
 荆州 荆江雍鄂南兗五州  
 湘州 湘豫司益廣青衡七州  
 北徐州 北兗梁交南梁五州  
 越州 越桂寧霍四州  
 三軍 上軍將軍、中軍將軍、下軍將軍  
 三令 典祠令、學官令、典衛令

① 從事中郎、掾属、祭酒は公府の場合のみ置かれる。  
 ② 揚州・南徐州の州官の班位は府主の身分に左右されない。  
 ③ 蕃王と庶姓の荆州以下の州官の班位は、嗣王に同じ。

表Ⅲ 諸曹掾属と諸曹参軍（『宋書』卷三十九 百官志上に拠る）

●設置 ×なし

時期 諸曹	後漢		司馬師		司馬昭		西晋		司馬孚		楊駿		司馬倫		司馬睿	南朝
	掾	属	掾	属	掾	属	掾	属	掾	属	掾	属	掾	属	参軍	参軍
——															議事室	●
——															録事	●
——															記室	●
西曹	●	●	●		●	●	●		●		●	●	●	●	●	×
東曹	●	●	●		●	●	●		●		●	●	●	●	●	×
度支曹	●	●	●		●	●					●	●	●	●	●	×
戸曹	●	●	●		●	②		●		●					●	●
右曹	●	●	●		●	●									——	——
奏曹	●	●	●		●	●									——	——
辞曹	●	●	●		●	●					●	●	●	●	●	●
法曹	●	●	●		●	●									——	——
尉曹	●	●	●		●	●									——	——
賊曹	●	●	●		●	②		●		●	●	●	●	●	●	×
——															——	長流
——															——	刑獄
——															——	局
決曹	●	●	●		●	●						③	③	③	●	×
兵曹	●	●	●		●	●									●	●
——															——	——
——															——	——
金曹	●	●	●		●	●		●			●	●	●	●	●	●
倉曹	●	●	●		●	②				●	●	●	●	●	●	×
——															——	——
水曹			●		●	●					●	●	●	●	●	×
——															——	——
——															——	——
騎曹			●		②	●									●	×
——															——	——
車曹					●	●						●	●	●	●	×
鎧曹					●	●						●	●	●	●	×
集曹					●	●						●	●	●	●	●
——															——	——
戎曹						●					●	●	●	●	●	●
馬曹						●					●	●	●	●	●	●
媒曹						●					●	●	●	●	●	●
士曹						●					●	●	●	●	●	●
軍曹						●					●	●	●	●	●	●
刺曹						●					●	●	●	●	●	●
田曹						●					●	●	●	●	●	●
散曹						●					●	●	●	●	●	●
不明			1			⑨								●	●	●
小計	12	12	10	0	13	29	2	3	2	8	2	18	20	20		
合計	24人		10人		42人		5人		10人		20人		40人		25曹	21曹

注1) 司馬師=大將軍府(252-255)、司馬昭=相国府(263-265)、司馬孚=太宰府(265)、  
楊駿=太傅府(290-291)、司馬倫=相国府(300)、司馬睿=丞相府。

注2) 諸曹掾属の定員は原則1。複数の定員は数字で表示。兵曹の3員は、中兵曹・左兵曹・右兵曹。

注3) 諸曹参軍は定員なし。なお、諮議・録事・記室は厳密に言えば、曹ではない。

表IV 東晋南朝における諸曹参軍の変遷（『宋書』卷39百官志上に拠る）●設置 ×なし

	元帝丞相府	東晋新設	劉裕相国府	劉宋軍府	劉宋小府	南齊軍府
諮議参軍	● 二員		無定員	●	●	●二人
録事参軍	●			●	●	●
記室参軍	●			●	●	●
東曹参軍	●			×	×	×
西曹参軍	●			×	×	×
度支参軍	●			×	×	×
戸曹参軍	●			●	●	●
法曹参軍	●			●	●	●
金曹参軍	●			×	×	×
倉曹参軍	●			●	●	●
理曹参軍	●			×	×	×
中兵参軍	●		中直兵参軍	●	●	●
		直兵参軍	※中兵に統合			
外兵参軍	●			●	●	●
騎兵参軍	●			●	●	●
典兵参軍	●			×	×	×
兵曹参軍	●			×	×	×
賊曹参軍	●	長流参軍		●	×	●
	※三曹に分離	刑獄参軍		●	●	●
		城局参軍		●	●	●
運曹参軍	●			×	×	×
禁防参軍	●			×	●	×
典賓参軍	●			×	×	×
鎧曹参軍	●			●	●	●
田曹参軍	●			●	●	●
士曹参軍	●			●	●	×
騎士参軍	●			×	×	×
車曹参軍	●			●	●	×
		水曹参軍		●	●	●
		右戸参軍		●	●	●
		墨曹参軍		●	●	●
		集曹参軍		●	●	●

表V 魏晋南朝における尚書列曹の変遷（『宋書』卷39百官志上に拠る）

	魏	西晋	江左初	康穆以後	宋高祖初	太祖～明帝	南齊
直殿	●	●	×	●	●	●	左僕射
祠儀	●	●		●	●	●	祠部
吏部	●	●		●	●	●	祠部
三公	●	●		●	●	●	吏部
比部	●	●		●	●	●	吏部
金部	●	●		●	●	●	度支
倉部	●	●		●	●	●	度支
度部	●	●		●	●	●	度支
都官	○	●		●	●	●	度支
二千石	●	●		×			都官
民曹	●					○	吏部
功論						○	吏部
刪定		●		●	●	●	左民
左右民	●	●	×	×			
虞農	●	●					
屯田		●	×				
起水	●	●		● →×	●	●	度支
客部		●		● →×	●	●	都官
主客	●	●	主客	● →×	●	●	左僕射
左右主客	●	●		●	●	●	左民
駕車	●	●	×				
庫部	●	●		●	●	●	都官
中兵	●	●	中兵	●	●	●	五兵
左右中兵	●	●					
外兵	●	●		●	●	●	五兵
左右外兵	●	●					
別都	●	●	×				
騎兵	○	●	×		●	×	
左右士	●	●	×				
北主客		●	×				
南主客		●					
考功	●						
定科	●						
運曹		○	×				
合計	23 → 25	35 曹		18 → 15	19 曹	20 曹	20 曹

表VI 参軍の他官兼任

	人 名	本貫	時 期	府 主	参 軍	兼 任 官	出 典
宋 齊 梁	殷 琰	陳郡	四六八年	王景文	鎮南諮議参軍	少府卿	宋 87 本伝
	王逡之	琅邪	四七〇年	山陽王劉休祐	驃騎参軍	治書侍御史	齊 52 文学伝
	陶季直	丹陽	四九四年	宣城王蕭鸞	驃騎諮議参軍	尚書左丞	梁 52 止足伝
	卞 華	濟陰		臨川王蕭宏	参軍	国子助教	梁 48 儒林伝
	庾於陵	潁川		安成王蕭秀	参軍	五經博士	
	蕭子雲	潁川		臨川王蕭宏	驃騎録事参軍	中書舍人	梁 49 文学伝上
	司馬鞬	蘭陵		廬陵王蕭績	北中郎諮議参軍	尚書左丞	梁 35 蕭子恪伝
	傅 岐	河内		湘東王蕭繹?	鎮南諮議参軍	中書舍人	梁 40 本伝
		北地		南康王蕭績	行参軍	尚書金部郎	梁 40 本伝
				岳陽王蕭詵	寧遠記室参軍	中書舍人	
				武陵王蕭紀?	安西中記室参軍	〃	
				湘東王蕭繹?	鎮南諮議参軍	〃	
	何思澄	東海		湘東王蕭繹	安西録事参軍	東宮通事舍人	梁 50 文学伝下
	劉 杳	平原		湘東王蕭繹	宣惠記室参軍	東宮通事舍人	〃 〃
			〃	平西諮議参軍	〃		
謝 徵	陳郡		豫章王蕭綜	記室参軍	中書舍人	梁 50 文学伝下	
			〃	平北諮議参軍	〃・鴻臚卿		
許 亨	高陽		諸王	安東行参軍	太常博士	陳 34 文学伝	
庾 持	潁川		武陵王蕭紀	征西中記室参軍	太常丞		
			河東王蕭譽	行参軍	尚書郎	陳 34 文学伝	
			邵陵王蕭綸	鎮東記室参軍	建康令		
姚 察	吳興		南郡王蕭大連	行参軍	尚書駕部郎	陳 27 本伝	
杜之偉	吳郡		南康王蕭會理	墨曹参軍	太学博士	陳 34 文学伝	
沈不害	吳興	五六〇年	衡陽王陳伯信	中記室参軍	嘉德殿学士	陳 33 儒林伝	
司馬申	河内	五六二年	侯安都	征北諮議参軍	廷尉監	陳 29 本伝	
		五六四年	始興王陳伯茂	鎮東諮議参軍	尚書起部郎		
王元規	太原		始興王陳伯茂	功曹参軍	国子助教	陳 33 儒林伝	
		五六七年	始興王陳伯茂	鎮東記室参軍	〃		
徐 儉	東海	五六六年	鄱陽王陳伯山	鎮北諮議参軍	中書舍人	陳 26 徐陵伝	
		五六七年	始興王陳伯茂	中衛諮議参軍	〃		
蔡景歷	濟陽	五六七年	鄱陽王陳伯山	鎮東諮議参軍	太府卿	陳 16 本伝	
蕭 引	蘭陵	五六七年	始興王陳伯茂	中衛諮議参軍	尚書金部郎	陳 21 蕭允伝	
全 綏	吳郡		建安王陳叔卿	記室参軍	東宮学士	陳 33 儒林伝	
			武陵王陳伯禮	記室参軍	〃		
殷不佞	陳郡		始興王陳伯茂	諮議参軍	尚書右丞	陳 32 孝行伝	
謝 貞	陳郡		始興王陳叔陵	諮議参軍	丹陽丞	陳 32 本伝	
傅 緯	北地	五七四年	始興王陳叔陵	鎮南諮議参軍	東宮管記	陳 30 本伝	

表VII 南朝の方鎮挙兵時の府佐と将軍号

1) 衛将軍・荊州刺史謝晦の府佐 (『宋書』卷44 謝晦伝) 426年

将軍号	官品	司馬	南蛮司馬	参軍	南蛮参軍	行参軍	その他	不明
冠軍将軍	三品	1名	庾登之	1名	1名	1名	謝 遯 謝世猷	1名
建威将軍	四品							
振威将軍	四品							
建武将軍	四品							
振武将軍	四品							
寧遠将軍	五品							
宣威将軍	八品							
不明				2名 1名			1名 1名	

2) 鎮軍将軍・江州刺史劉子勛の府佐 (『宋書』卷84 鄧琬伝) 466年

将軍号	官品	長史	司馬	諮議参軍	中直兵参軍	その他
征虜将軍	三品	鄧 琬	張 悦	孫冲之	1名	1名
冠軍将軍	三品					
輔国将軍	三品					
龍驤将軍	三品					
寧朔将軍	四品					
建威将軍	四品					
					1名	5名 1名 1名

3) 車騎大將軍・荊州刺史沈攸之の府佐 (『宋書』卷74 沈攸之伝) 477年

将軍号	官品	司馬	録事参軍	中兵参軍	騎兵参軍	外兵参軍	不明
冠軍将軍	三品	劉攘兵	1名	4名	3名	2名	1名
輔国将軍	三品						
龍驤将軍	三品						
寧朔将軍	四品						
				2名		1名	1名

4) 西中郎将・荊州刺史蕭寶融の府佐 (『南齊書』卷38 蕭赤斧伝附蕭穎胄伝) 500年

将軍号	官品	司馬	諮議参軍	中直兵参軍	その他
征虜将軍	三品	夏侯詳	3名	2名	2名
冠軍将軍	三品				
輔国将軍	三品				
寧朔将軍	四品				
建威将軍	四品				
寧遠将軍	五品				
不明				1名	1名





3) 蘭陵蕭氏 (齊・梁王室) 略系図

蕭何？前一九三  
相国・鄼侯  
……………「一八代略」

蕭皇后(宋武帝の継母)三三三〜四三三

